

せる、佐竹侯の本城は左の如し

建築法は書院造なることいふまでもなく、家造は表、奥表、奥の三部に分たれ、諸役人詰所は表に屬し、臺所は奥表に屬し、長局は奥に屬せり、玄關より入りて番所二間、吟味役所の詰所あり、左の廊下と空地を措て、左方に大廣間あり、上ノ間、二ノ間、三ノ間、大盤若ノ間、廿四日ノ間、伺公ノ間の六間に劃らる、その奥に金ノ間あり、金ノ間、四季ノ間、櫻の間に分たる、金ノ間の前方と右側に評定所、勘定所、右筆記録所、政務所、財用方、溜間等ありて、廊下傳へに奥表に接す、奥表は御座ノ間に上ノ間、二ノ間、三ノ間あり、次に御陰の間あり、御茶屋、御水屋あり、共に上ノ間附なり、これより右側は臺所、諸役人詰所及鷹部屋あり、奥は居間、御寢ノ間、御小座敷、御納戸、奥御寢室、同御小座敷、御居間、御寄附、御小書院、御鞠場、御茶室及び長局等にて、奥玄關及び番所あり、構造は美といふべからざるも、規模は極めて雄大なり、其の他一般の例は大畧これによりて想像することを得べし

第二節 現代の家屋制

第一項 明治の家屋制

明治の家屋制は大跡に於て、近代の家屋制と異なる所なし、唯その大なる差別は、洋風建築の入りて吾邦の造家法を革めしことなり、故に現在の造家法を大別すれば、純洋式のもの、純日本式のもの、この兩者を折衷せしものとの三種あり、但し純洋式といふもその一部の建築に過ぎずして、心ず日本建築の一棟を添ふ、故にこゝには之を名けて和洋兩用式といふ

第一 和洋兩用式

和洋兩用式は、今日に於て最も生活の程度高き方面に行はる、上は皇城より皇族邸に及びその下るものと雖も、尙中流以上の生活を營み、社會に優勝の地位を占め居る人々なり、この建築法は、或點よりせば非常の便益を有し、一面には従來の慣習をも破らずに、他の方面には歐米最新式の造家法を採ることを得るものなり、今先づ

その便宜の點を擧ぐれば

- 一、和洋双方の生活を營み得ること
- 二、實用と安息と兩面を兼ねること
- 三、家庭に於ける新舊兩思想の調和を謀り得ること
- 四、趣味の多方面なること

(一) 疊の上に危坐すといふは、衛生上よりして最良の生活法にあらずと雖も、因襲の久しきより、この生活法の上に一種の趣味なきにあらず、その他衣服、食物の點よりしても純然たる洋式建築の中に生活するは、邦人として亦一種の苦痛たることあり、これ在來の日本建築は、風土氣候、風俗等と、久しき關涉を重ね、その間に離るべからざる調和を得たるを以てなり、故に和洋兩用式は、この點に於て大に便利にして心の欲するまゝ兩様の生活を營み得ることなり

(二) 實用上よりは如何にして洋式建築便宜なり、靴のまゝ出入し得るといひ、椅子は動作の上に至便なりといひ、居室の間毎に門扉あるは秘密と靜寂を保つに利ありといひ、凡ての點に於て日本建築に勝れり、されども日本建築亦長所なきにあらず、日本室は清潔なり、靴のまゝ室内に飛び込むといふが如き事なし、日本室は閑雅な

り、洋館の如く室と室との障壁嚴重ならざれども、之を遠く引離すことを得、奥間離れの間といふ如く、廊下傳へに一小室を樹林蕭森の裡に構ふことを得、又日本室は日本美術と調和し、繪畫、彫刻、音樂、舞踏の、何れも、日本室ならては、決して、之を、配合しがたきものなり、その他日本の庭園の如きも、亦明放したる日本建築と離るべからざる關係ありて、その配列といひ、布置といひ、疊に坐して望むべく、窓より瞰下すべきものならず、故に和洋兩用式は、この二者を兼ね並す利益あり

(三) 新舊思想の衝突は何れの家庭にも數々見る所の現象なり、その所因と救済法の如きは、この篇の研究すべき問題たらざれども、和洋兩用式は、この衝突を調和すべき一手段なりといふを得べきに、似たり、その理由は、別に説明を勞せずして明白ならん

(四) 趣味の多方面なるもこの式の長所なり、繪畫の如きも、コランと雅邦を並べ懸けんよりも、彼方はその洋式建築に、此方は日本室に分ち掛けなば、何れもよく建築と相調和し、その配合の上にも一種の美をなすに利らん、若し然らずして白膏像と木彫細工と、巴里の陶器と清水焼と、雜然として交え觀んには、人の住居は恰も勸工場の如き無趣味のものとなるべし

以上は和洋兩用式の利益の點なれども、その不利益の點亦少からず、今更に之を左に掲ぐべし

一、多費

二、趣味の不調和

三、混雜

(一) 和洋兩用式の費用の大なるは、いはずして明白ならん、第一その建築費を要すること多大なり、如何に同じ一家といふも、この兩式を兼用せんには、居間、寢所、客間より、時には、庖厨、便所、湯殿までも、各々一以上を具へざるべからず、これ已に莫大の費用なり、その上建坪を要すること大なれば、随つて敷地も亦廣からざること能はず、且つ雇人を要すること多く、それ等の監督に勞することも亦少からざるべし、要するに費用の點よりせば、和洋兩用式の不利益なることいふまでもなし

(二) 趣味の不調和も亦免るべからざる結果也、石門、鐵扉、鐵柵とせば、その洋式建築に調和せんも、日本建築と配合宜しからざらん、さればとて、塀、重門又は冠木門、源氏屏にては更に洋式建築に釣合はず、その他庭園の如きも、兩者に配合よからんとせば、何れにも調和せざるものとなるべく、一方に偏すれば、他方に調和せざるは、猶更のことなり、これと和洋兩用式の不利益の第二點なり

(三) 和洋兩用式の建築は、更に混雜を生じ易し、假に玄關の點よりいふも、洋式建築にはその入口あるべし、日本建築には勿論玄關、奥玄關、臺所口等なかるべからず、これ家人にとりても來客にとりても、已に一種の面倒にあらずや

概していへば、和洋兩用式は、躰面よく、且つ便利なれども、頗る不經濟より、唯多費を厭はざる貴族富家にありては、この家屋制を取ることも寧ろ好都合ならん、然もこの建築式は、主として和洋兩建築の配合如何によりて、外觀及實用の點に於て大なる差等を生ず、又その配合接續の關係は、主として地形によりて定めざるべからず

一、一面通路に傍ふと、二面通路に傍ふとは、門の位置に異同あり、隨つて家屋の位置にも異同なからざるべからず

二、土地の方形なると、細長形なるとによりて、家の位置を異にせざるべからず

三、平地と高低地によりて、同じく家屋の位置を異にせざるべからず

一方口の土地には、第一圖、第二圖、第四圖、第六圖等の位置あるべし、第一圖は洋館を正面に設け、日本造を側面に設けしものなり、元來洋館はその前方に餘地を取り、これに植込、庭等を造り、馬車廻はしを設け、外觀に風致を添えざるべからず、故に成

るべく後方門より見てに位置するをよしとす、之に反し日本式の家屋は、大抵庭園を後方に設くるより、表門と玄關との距離大ならざるも亦不可なし、よりに地形の許す限り、日本家屋を前方に、洋式建築を後方に位置する如くせざるべからず、かくせば、洋式建築の前面には十分の餘地を得べく、又日本造の側面にも庭園の餘地を有し、表門一個は双方の入口に近く、高低遠近の配合頗るその當を得べし、第一圖は即ち是れなり、之に反し若し第六圖の如くせば、洋式建築が餘に前方に近き爲に外觀の美を傷ふこと甚し、されどもこれ二棟の日本造家屋を有する場合に用ふべきものにて、普通は多く使用せず、第十圖はその前面より見たる光景なり。若し土地狭長にして、和洋二棟の家屋を斜めに位置し得ざるときは、第二圖、第四圖の如く、これを重ねて建築せざるべからず、第四圖は頗る便宜の宜しからざるものなれども、家屋の左右に最も餘地なき場合、或は市街連檐地等には、この方法を取るより手段なし、普通は第二圖の配置によるをよしとす。又土地が二面通路に傍ふときは、第三圖、第五圖の如くすべし、第三圖は殆んど第一圖とひとし、唯裏門の位置を變更せしのみ、第五圖は地形により、甚だ出入の便よく又躰裁よきものなり、懸崖に臨みたる場合の如き殊に可なり。

土地に高低ある場合にて、和洋二棟の家屋をその高地に建築し得ざるときは、第七圖、第八圖の如く位置すべし、洋館は凡て高所に建築するをよしとす、日本造を高所にし、洋館を低地に築造するは、外形甚だ不釣合なり。

(圖解)

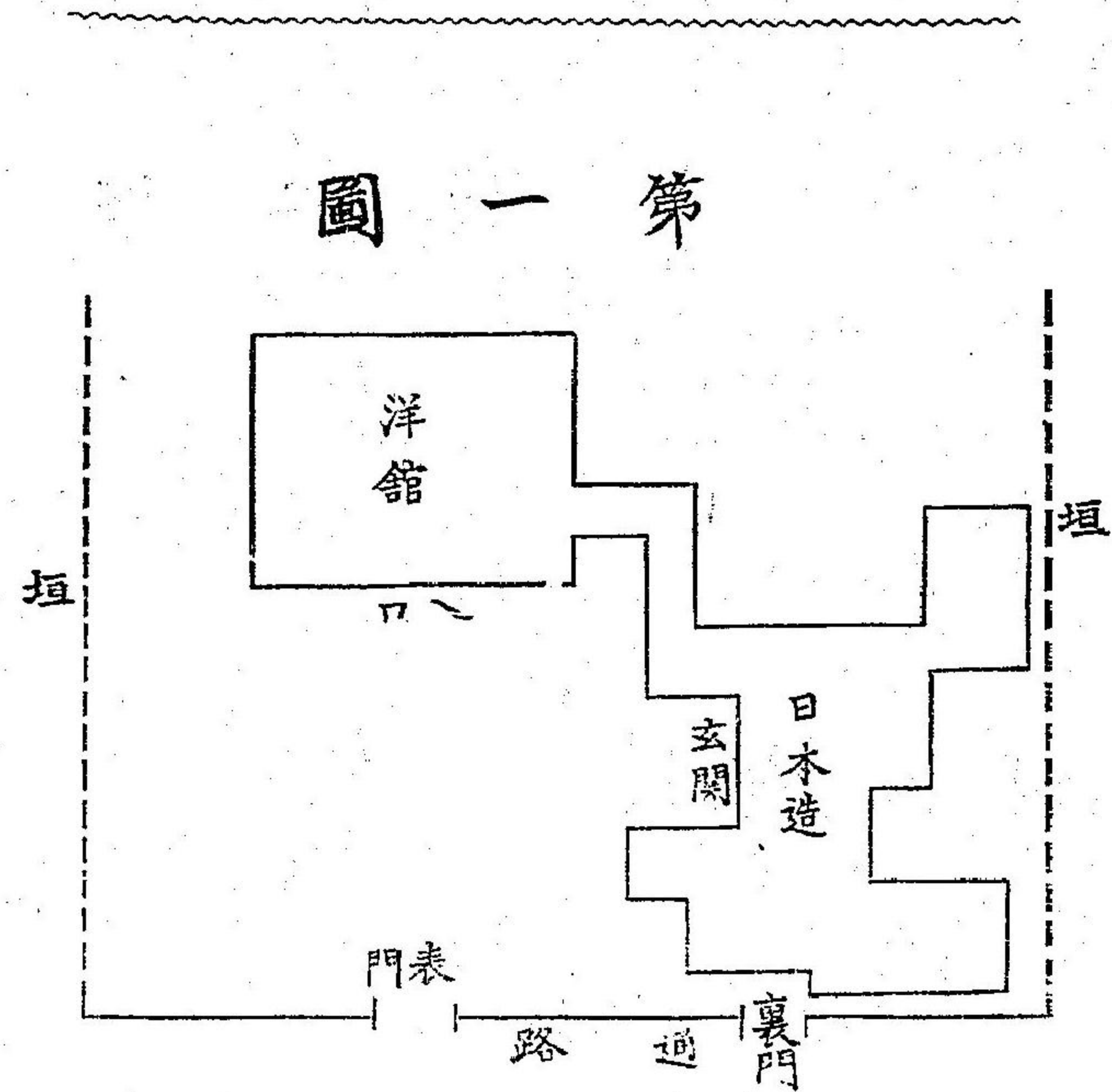
- 第一圖 一方口にして土地の方形なる場合の位置
- 第二圖 第四圖、土地の狭長なるとき
- 第三圖 兩面通路に傍ひしとき
- 第五圖 同上門の位置を隅角に設けしとき
- 第六圖 二棟の日本造と一棟の洋館とを連接せしとき
- 第七圖 高地の後方にあるとき
- 第八圖 高地の前面にあるとき
- 第九圖 第一圖の場合その前景
- 第十圖 第四圖第六圖の前景
- 第十一圖 第六圖の前景
- 第十二圖 第八圖の前景

前述の如く和洋兩用式は、多く上流社會の造家法なれども、中には簡易なる和洋兩用式なきにあらず、假令へば應接間、客間、書齋を洋風建築とし、その他を日本造となすか、一層簡易のものとなれば、書齋と客間を兼たる洋風建築一室の外に、若干の日本室を有するのみのもあり、第十三圖第十四圖はその一例なり

第二 和洋折衷式

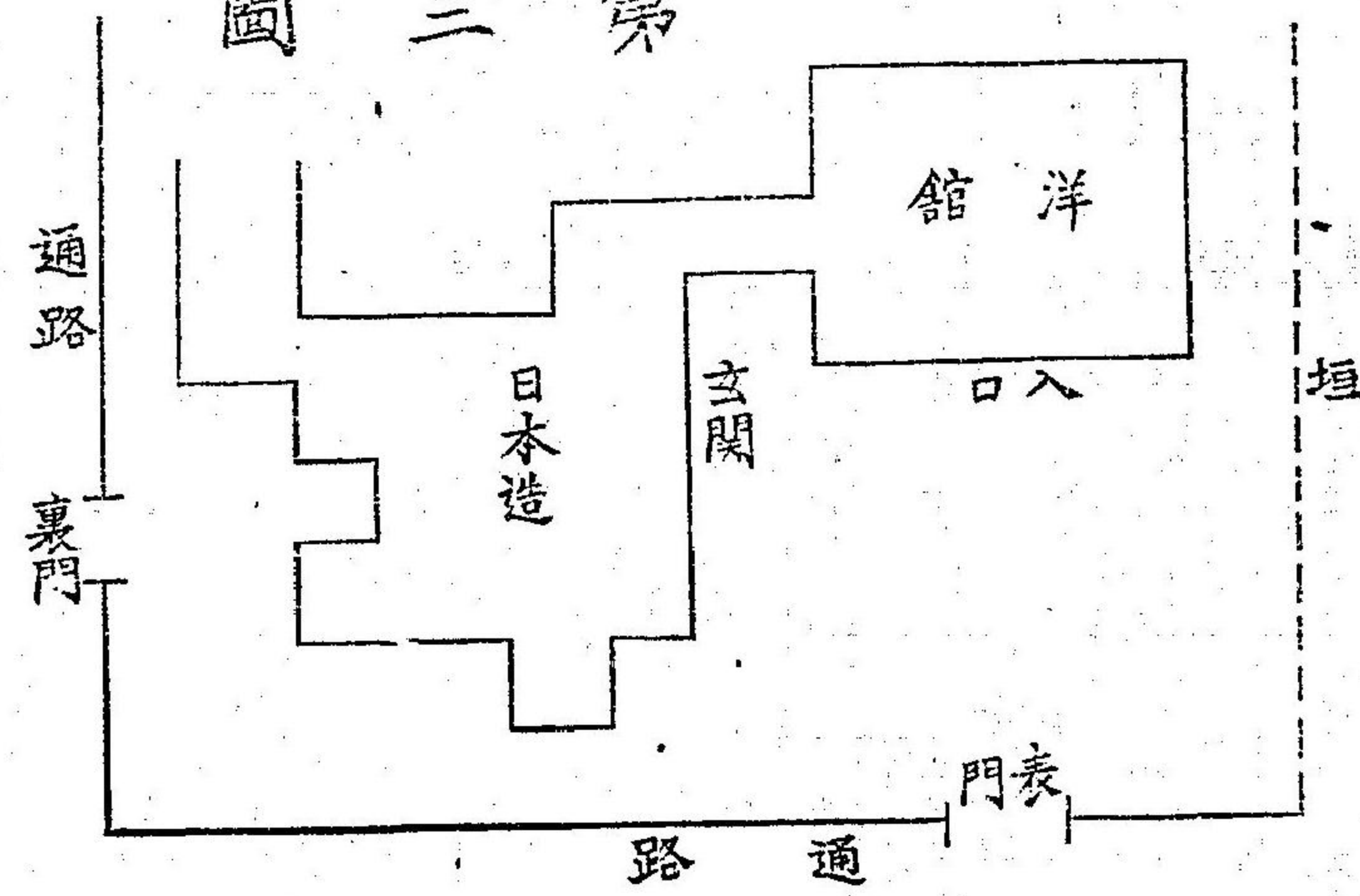
和洋折衷式は、生活の程度よりせば、多く中級の人の採るべき住居制なり、和洋兩用式を採るには費用の大なるに耐えず、さりとて純然たる日本家屋も不自由なりといふ種類の人の採るべき造家法なり、即ち善き意味よりいへば、和洋兩式の長所を合成したるものなれども、惡しき意味よりいへば、洋式の堅牢と美觀を缺き、日本式の清潔と趣味を缺けるものなり、然れども、造家法の主として取るべき點は、實用的なるにあり、又經濟的なるにあり、若し、趣味の點よりいへば、今日の和洋折衷式は未だ十分なる和洋兩式の折衷調和を得たるものにあらず、今後幾許の改良を経て、後にはじめて一種の建築式をなすに至らん

第一圖

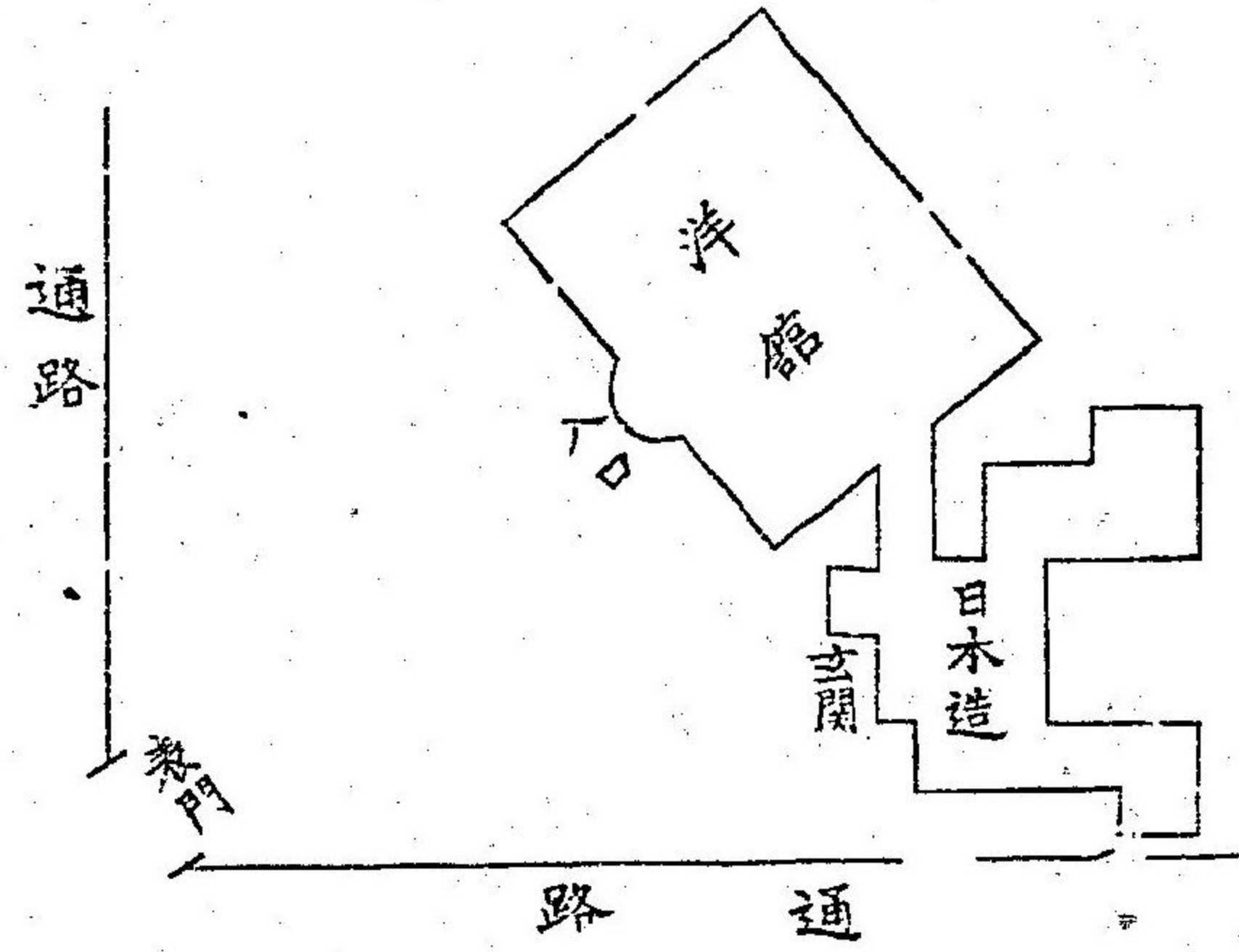


第一篇 住居 第四章 日常家屋制

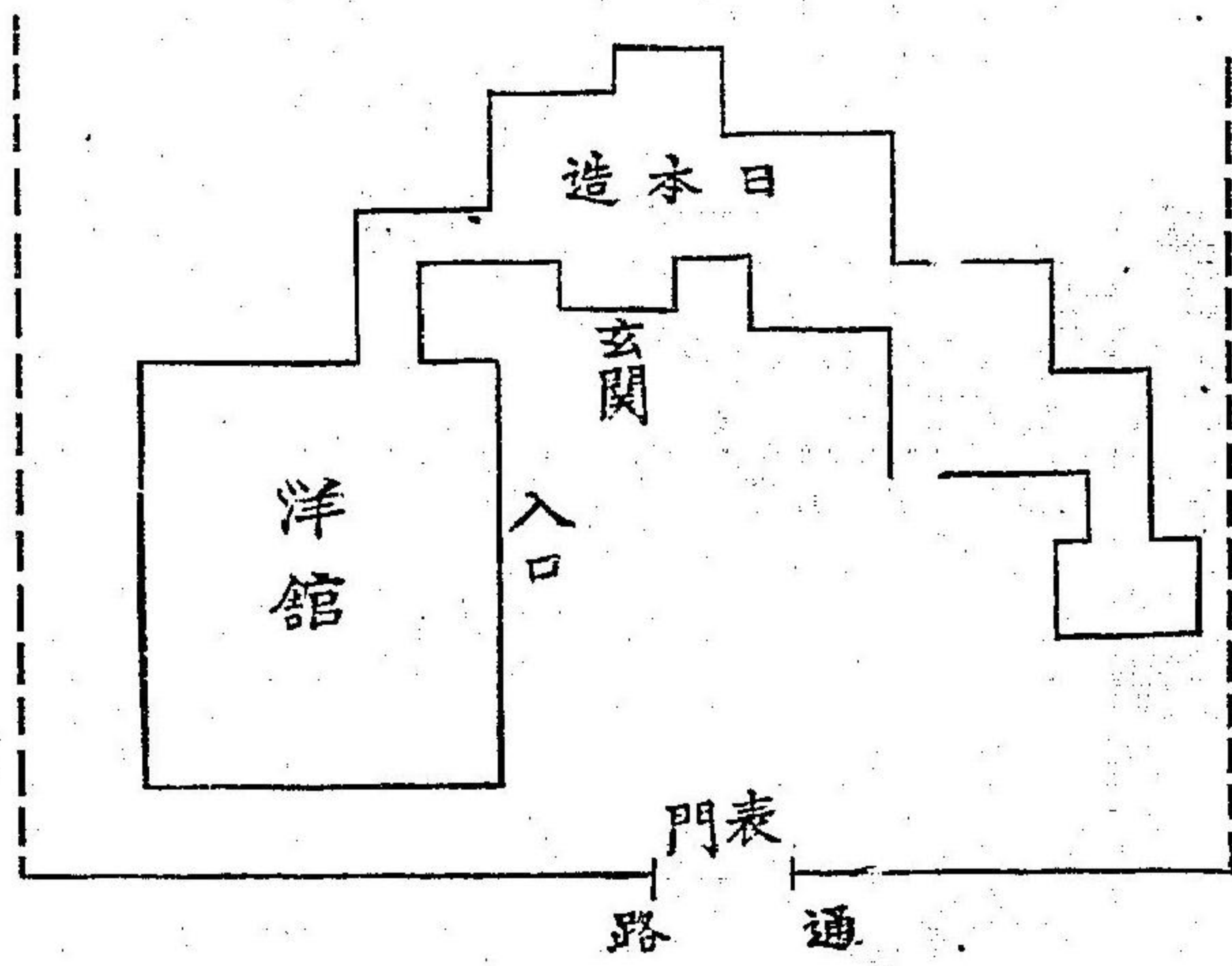
第三圖



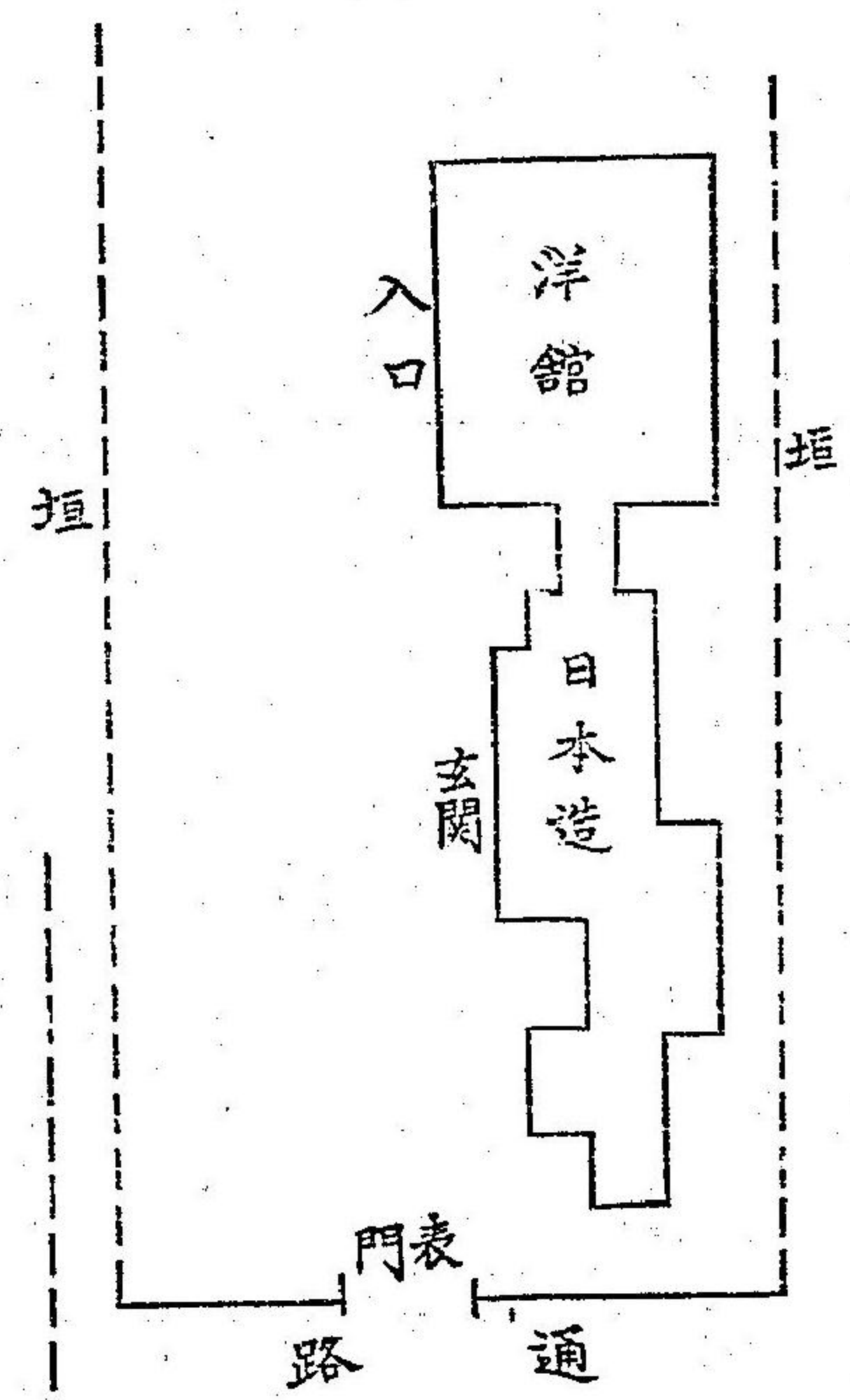
圖五第



圖六第

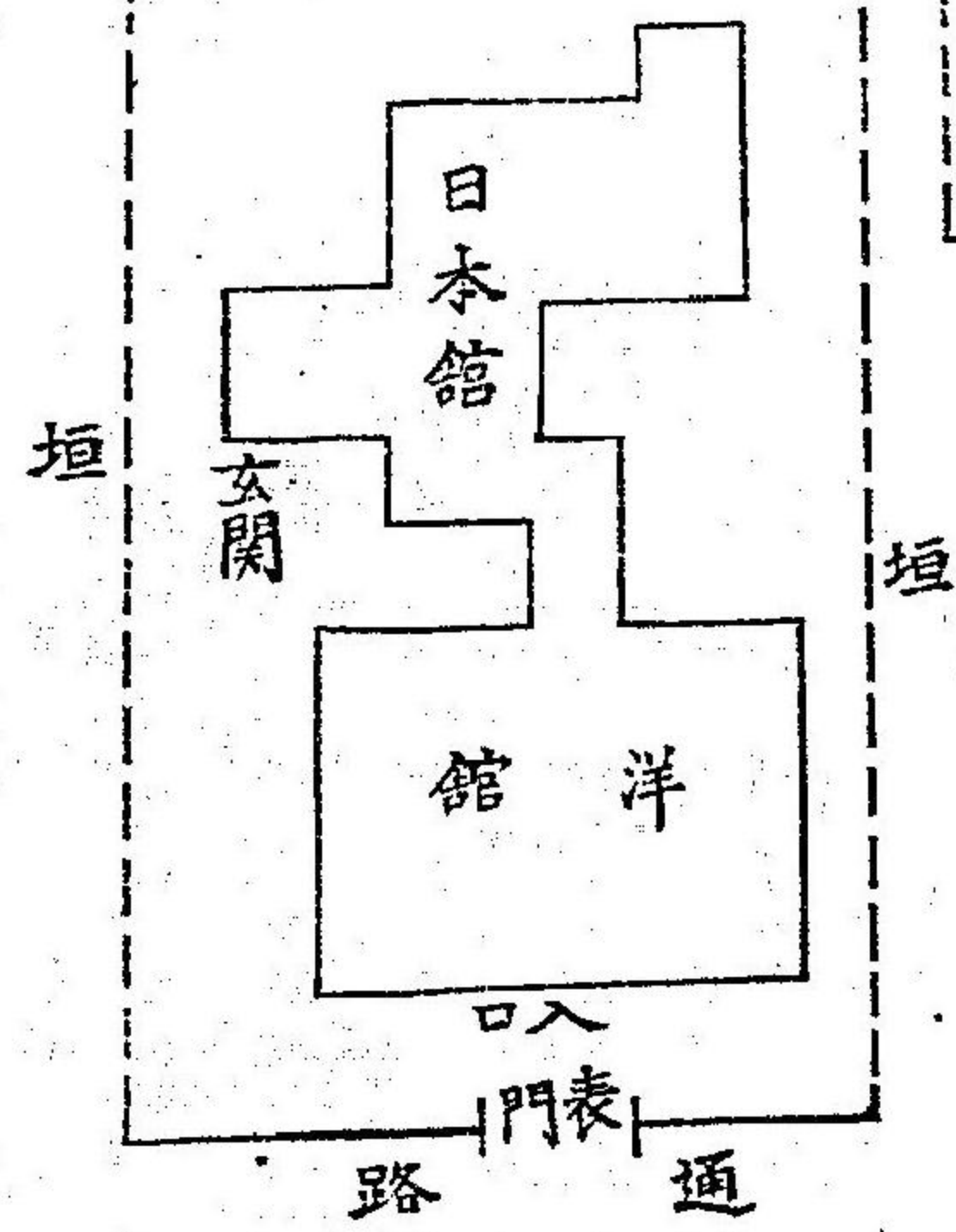


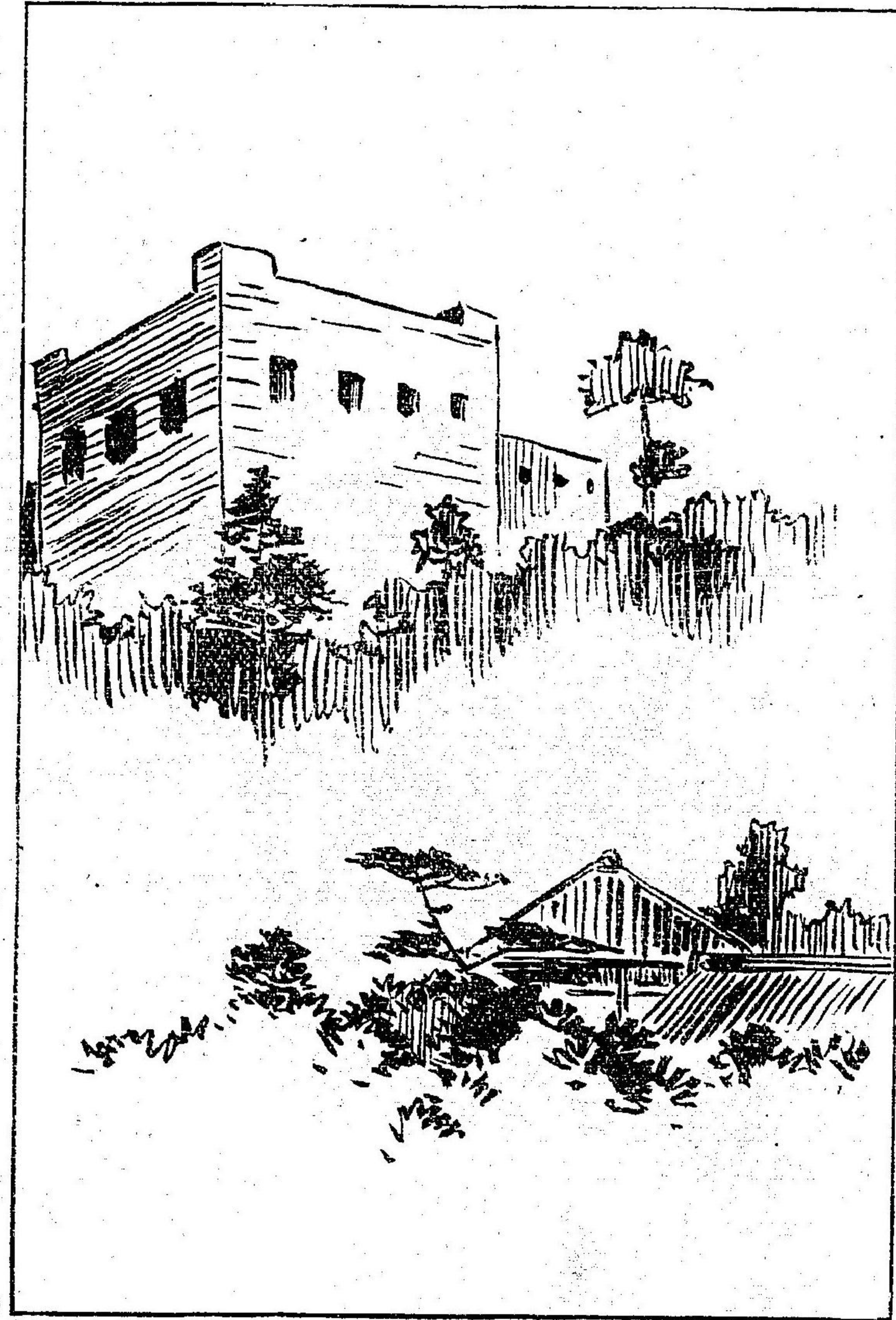
圖二第



日常生活衣食住

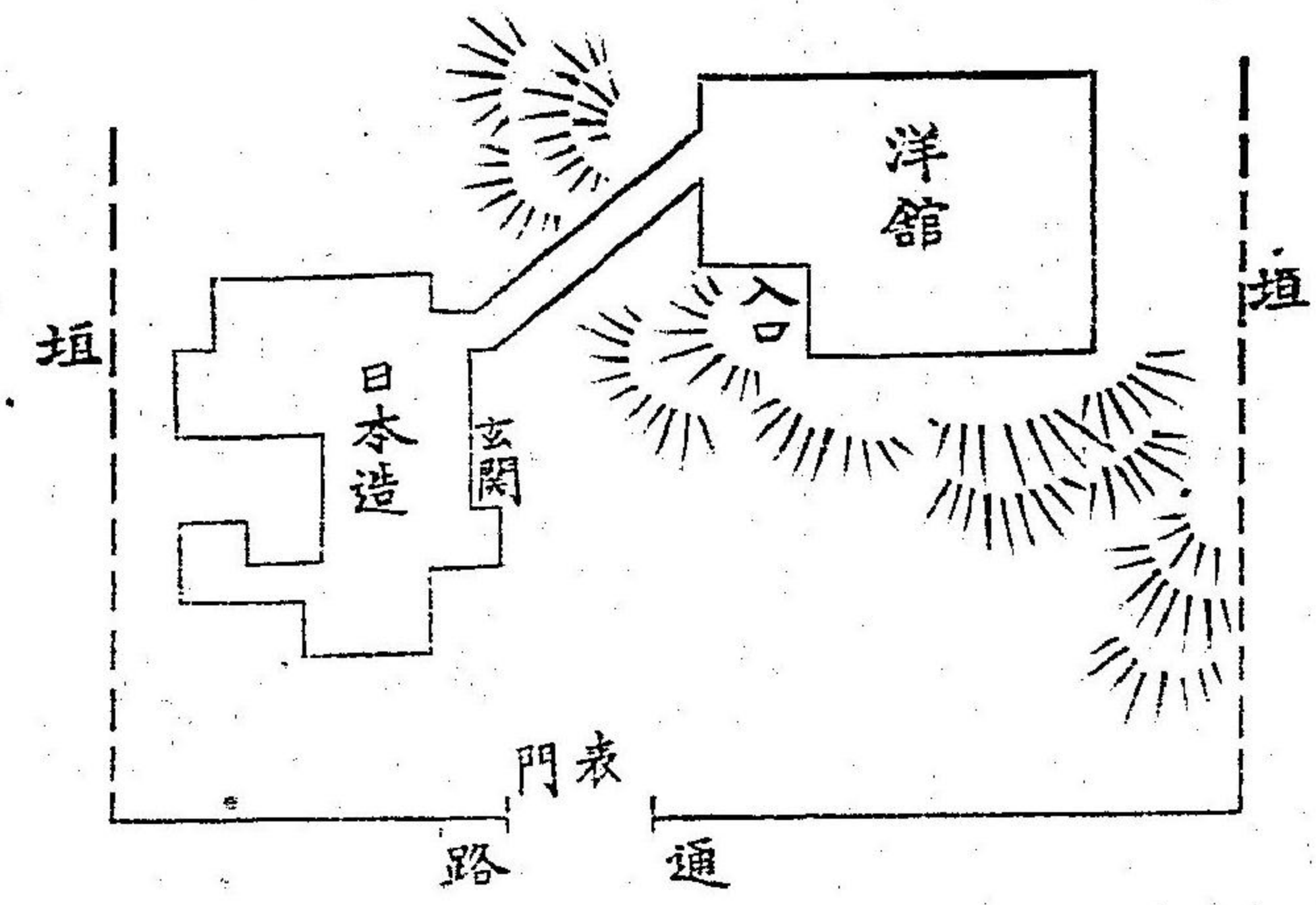
圖四第





圖九第

圖七第



日常生活衣食住

第八圖

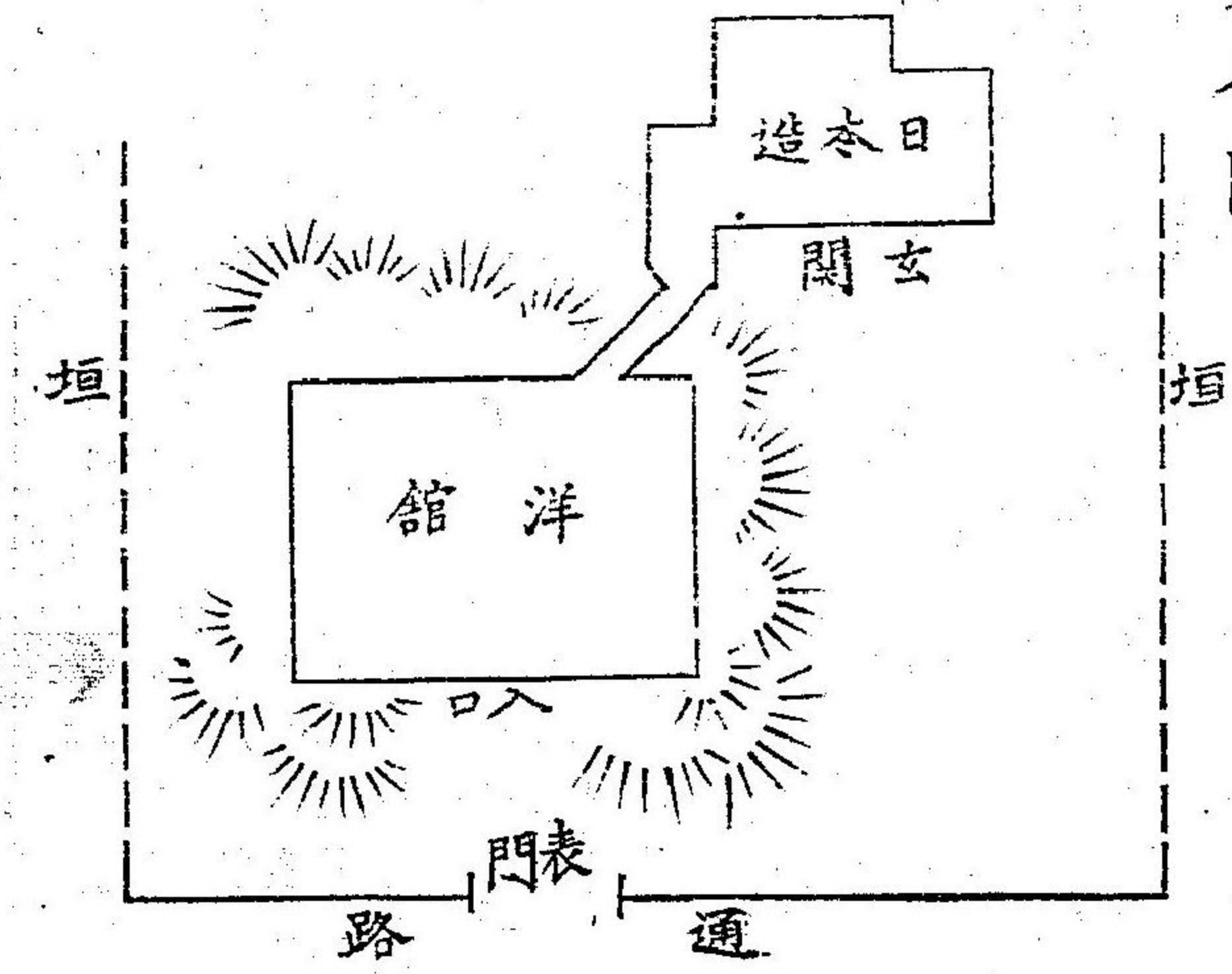
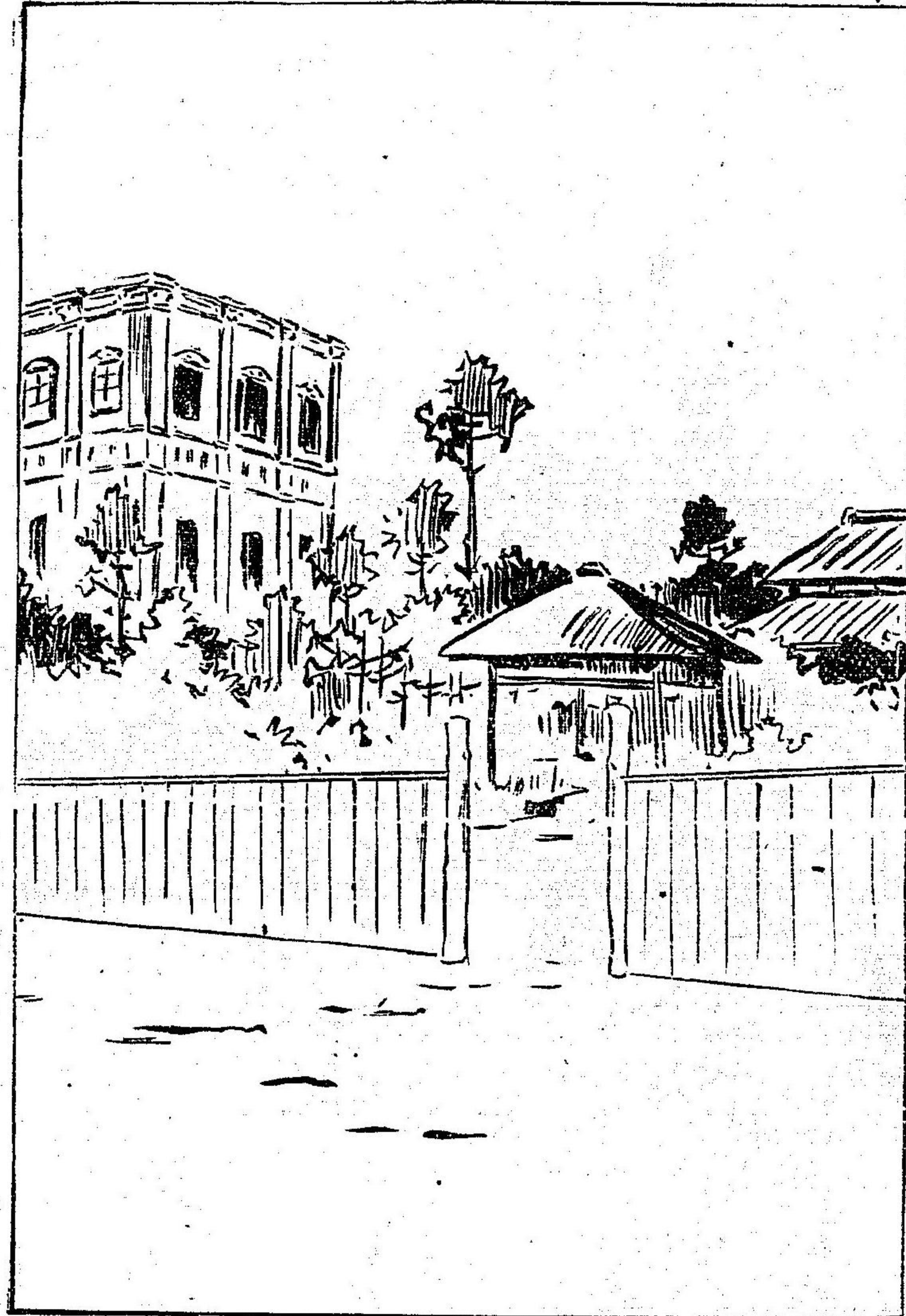


圖 一 十 第



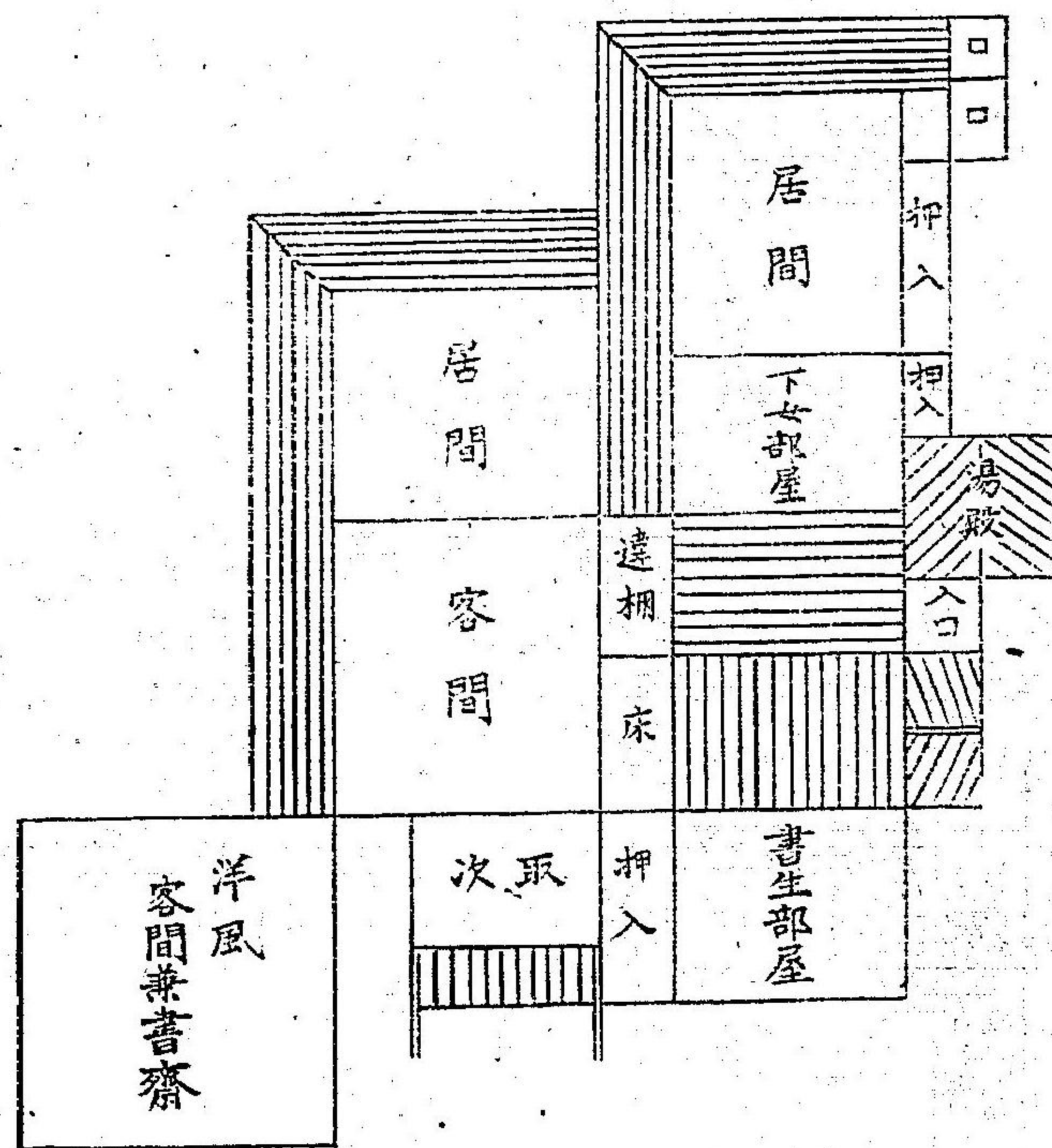
第一篇 住居 第四章 日常家屋制

圖 十 第

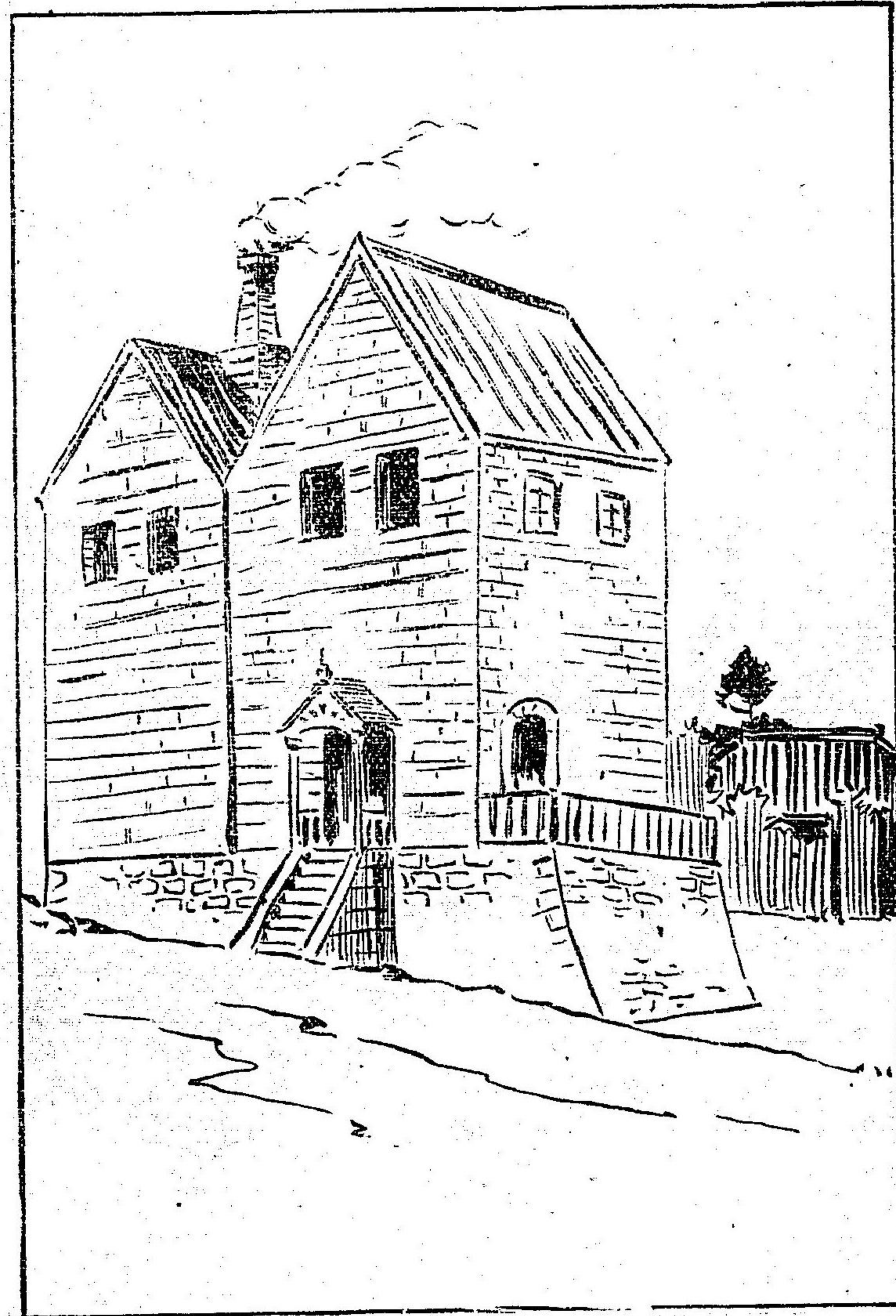


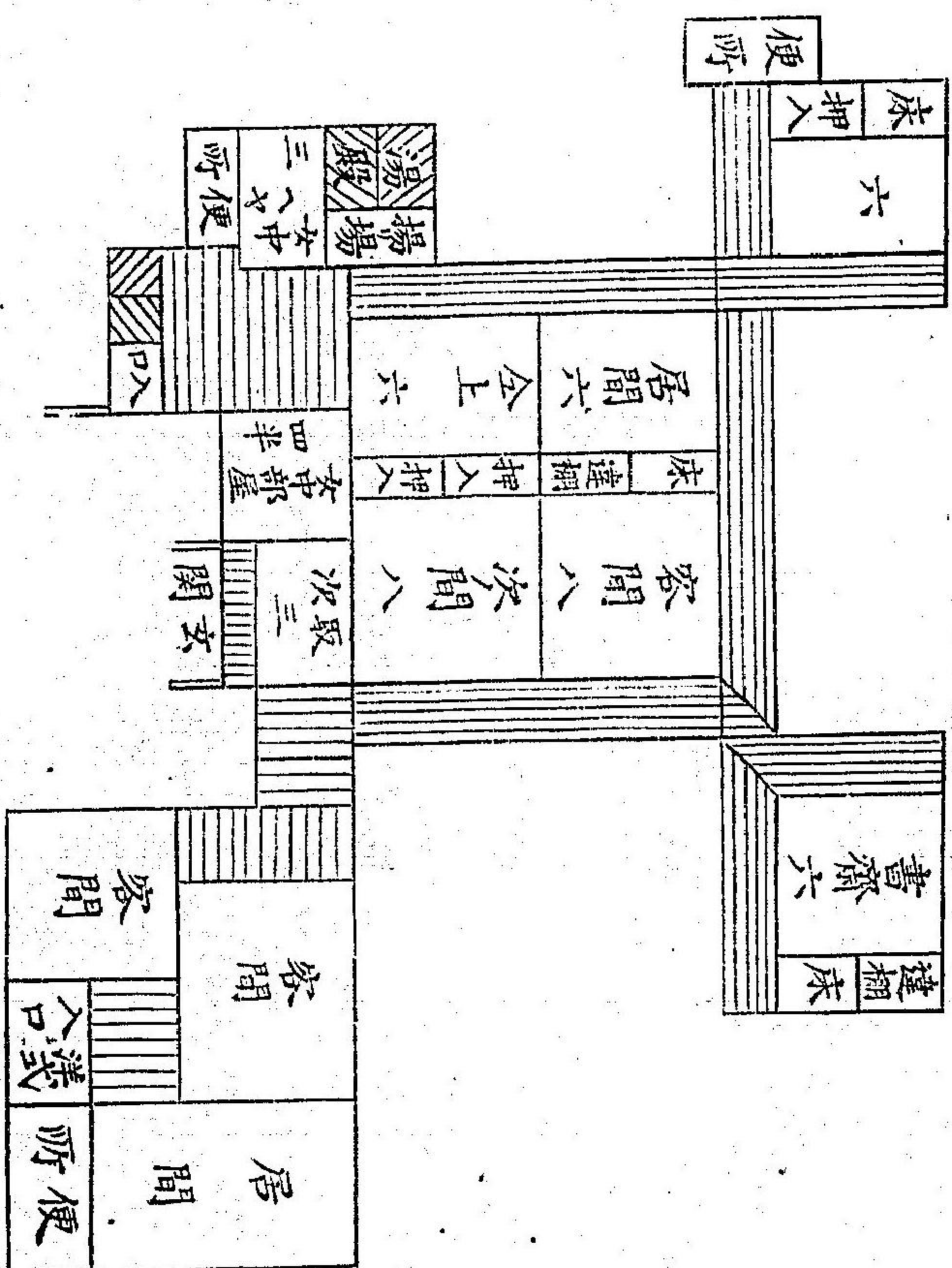
日常生活衣食住

圖三十第



圖二十第





第十回圖

和洋折衷式の日本建築式より採るべき點は、左の數項なり

- 一、木造瓦葺
 - 二、空氣の流通と日光の十分なること
 - 三、襖、障子、椽等の制を多少採用すること
 - 四、疊
 - 五、押入又は床
- その洋式建築より採るべき主なる點は、又左の如し

- 一、小屋組
- 二、窓
- 三、椅子、テーブル、寢臺
- 四、戸、張附
- 五、暖室爐その他の粧飾品

折衷式といふも、折衷の程度、即ち和洋兩式の何れを多く採るかといふ點によりて大なる逕庭を生ずることなり、第一外觀の洋式なると否との相違あり、又裝飾の洋式なると否との相違あり、洋三和七も折衷式なれば、和三洋七も同じく折衷式なり

甚しきは純然たる日本建築に、唯絨氈、椅子、テーブル、寢臺等を押し並べ、これを和洋折衷式と稱するものあり、これ等の程度は、趣味と實用上、全く建築者の意向に基くべきものなれば、こゝに一々例證を擧げんは難き業ながら、左に一般の例となるべき一二を擧げん

和洋折衷式の特色ともいふべきは、窓なり、若し家屋の全部、わけてその外部を雨戸、戸障子式とせんには、これ已に折衷式と稱すべきものにあらず、故に堅窓即ち洋式の窓を附するは折衷式第一の特色となすべきものといふべし、これによりて外觀改まり、室内の構造も亦隨て準洋式ならざるべからず、元來椅子、テーブル、寢臺を有する室内に、堅窓を穿たずして戸障子を立切るといふ方式のあらん様なし、もし天井を高く張るとも、欄間、鴨居はかゝる室内にて邪魔となること當然なり、又堅窓ある室内に疊を敷きて坐するとせば、室内の暗きは勿論、天井は却て高きに過ぐべし、故に椅子、テーブル、寢臺を有する住居は、必ず窓のみはこれを洋式となさざるべからず

家屋の外壁を残らず板張とし、これに必要に従つて堅窓を穿てば、室内の區劃は戸障子にても可なり、これ粧飾上日本趣味を加味する點に於て却て好ましき手段らん、明り障子は窓あれば全く用なけれど、襖、杉戸等繪畫裝飾を施すべきものは、その一部分を存する方よろし、されども壁張を多くすべきはいふ迄もなし、室内には疊を敷くもよし、來客の種類によりては此方却て便なることあり、されども疊の上には必ず絨氈を敷詰めざるべからず、又外椽の如きは、成るべく窓の外に張出すをよしとす、これ庭園を眺むるにも、室内散歩にも、又盆栽等を配列するにも極めて必要なればなり

折衷式の室の窓は、純然たる洋式建築よりも、大なるをよしとす、これ日本人は頗る明るき室を好む習慣あればなり、外椽を有する室の如きは殊に然り、又ストロブはこの住居に於てなかるべからざる設備の一なり、唯ストロブを中心として室内を裝飾する如きことは、構造上時として行はれ難きことあり、かゝる場合は床間を設け、日本式に室内を飾るもよし、概していへば、この種の建築に於ても、客間、居間等により、その構造に區別を立つる必要があるべし、瞬時の來客に接する室と、永久家族の居住する間と、又粧飾を主とするものと、實用を主とするものと、多少の差別を生ずるはもと當然のことなればなり

第三 日本造

純然たる日本造は前に挙げたる近代の建築と大差なし、これを區別すれば宮殿造、書院造、普通の造家法、茶室造、町家造の五種となるべし、但し更にこれを區分すれば、宮殿造を加味せし書院造あり、又普通の造家法にも、書院造あり、然らざるあり、町家造にも地方によりて相違あり、その他雪國の家屋は一特徴を有し、農家も亦種々の點に於て特色を有せり、されどもかゝる種類に於て一々説明せんはこの冊子の辨する所ならねば、今は單にその大綱を擧げ、猶その各條下に於て多少の記述を試むべし。

一 宮殿造 宮殿造は即ち寢殿造りなり、四阿造といふもの今は廢れたれど、舊合の破風造は、尙高貴の邸宅にその俵を存せり、されどもこれ等の説明はこの書の主とする所にあらずれば、今は一切省略に従ふ。

二 書院造 書院造は武家造の遺法也、今日の日本建築中、宮殿造を除けば尤も宏壯都雅の建築法にして、日本建築の方式と其の特長は、凡てこの造家法の上に存せり、客殿は所謂書院造にして、床一間、達棚、附書院あり、室の小なるは上一間、二間、二室なれども、大なるものは四間、五間以上あり、随つて疊數の如きも二三十疊より百疊二百疊殆んど制限なし、室の四方は入側となり、疊椽にして疊を敷詰め、又その外側に板椽を廻らすあり、或はなきあり、一樣ならず、その他に取次間、女中間、又は控室あり、渡廊下を以て他室に連続す。

第十五圖は最もその廣大なるものにて、範を舊大名の廣間に取れり、第十六圖は規模之に次ぐものにて、四室を連續して廣間とせり、第十七圖は簡易なる小書院にして、第十五圖第十六圖の如き巨室を有する家屋には、必ずなかるべからざるものなり、第十八圖は普通の書院造にして、二間を以て連接す。

書院造の家屋となれば、玄關はもとより、居間、奥一間までも、これに相應せし建築ならざるべからず、又その建築費は、第十八圖の如きを以てして、尙一二萬圓を要すべし、故に第十五圖の如き巨大の住居となれば、建築費全躰に十數萬圓を費すべし、中人の資を挾むもの、到底辨じ得る所にあらず。

三 普通の造家法 普通の造家法はその名の示す如く、今日普通の建築にして、最も多數の需用を有するものとす、これ書院造の一層簡易となりしものにて、二階

圖 六十 第

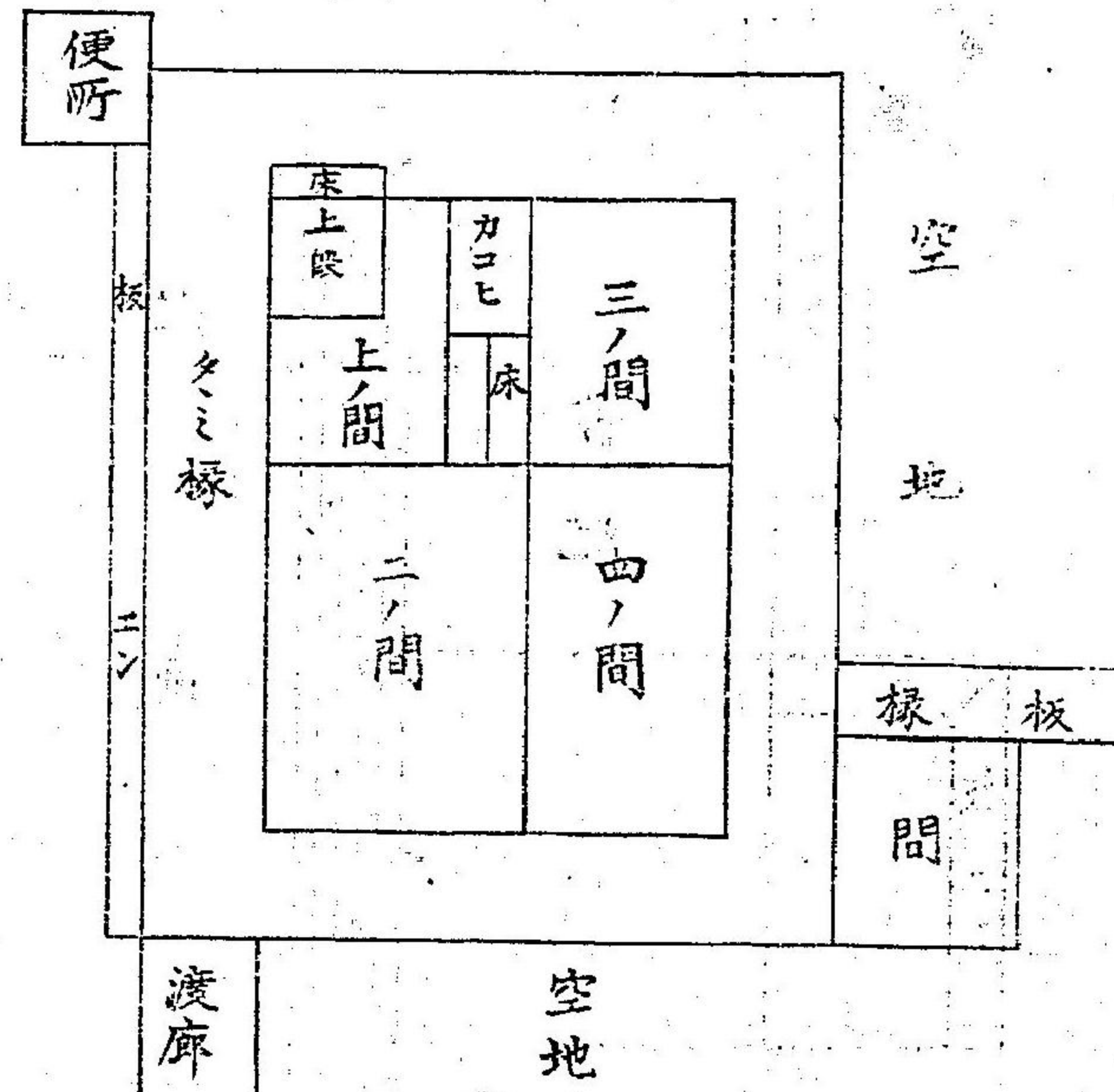


圖 五十 第

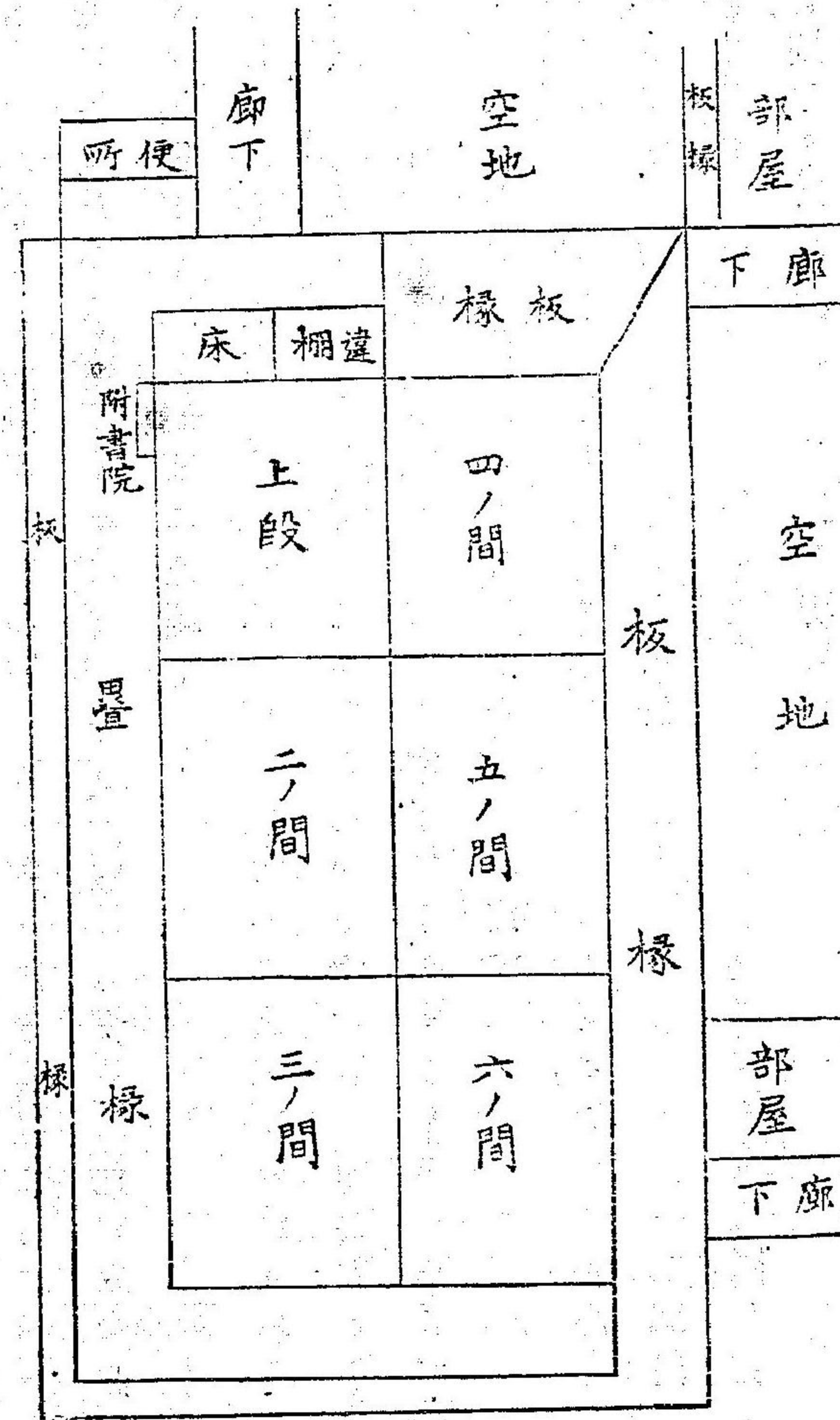


圖 八十 第

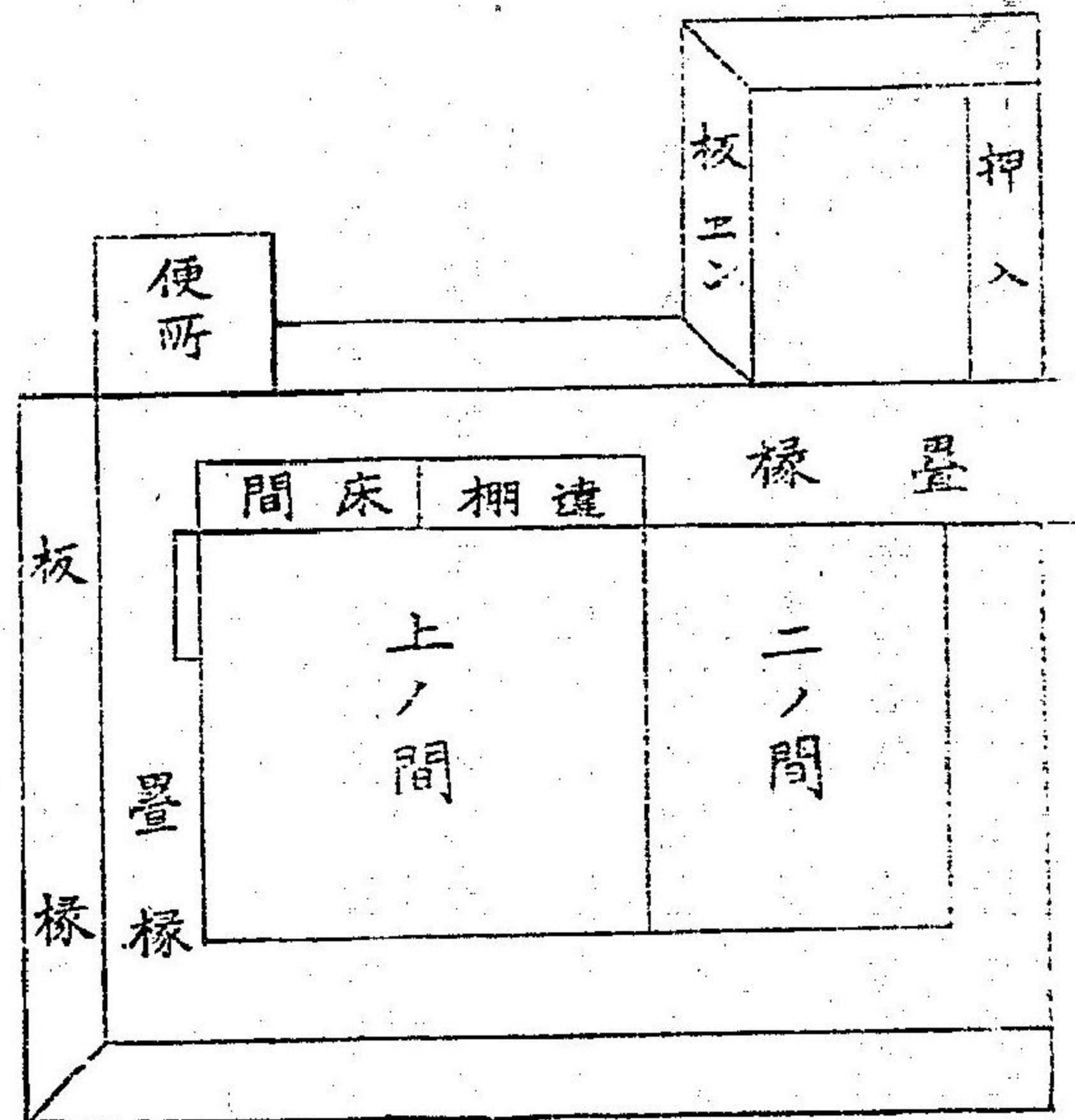
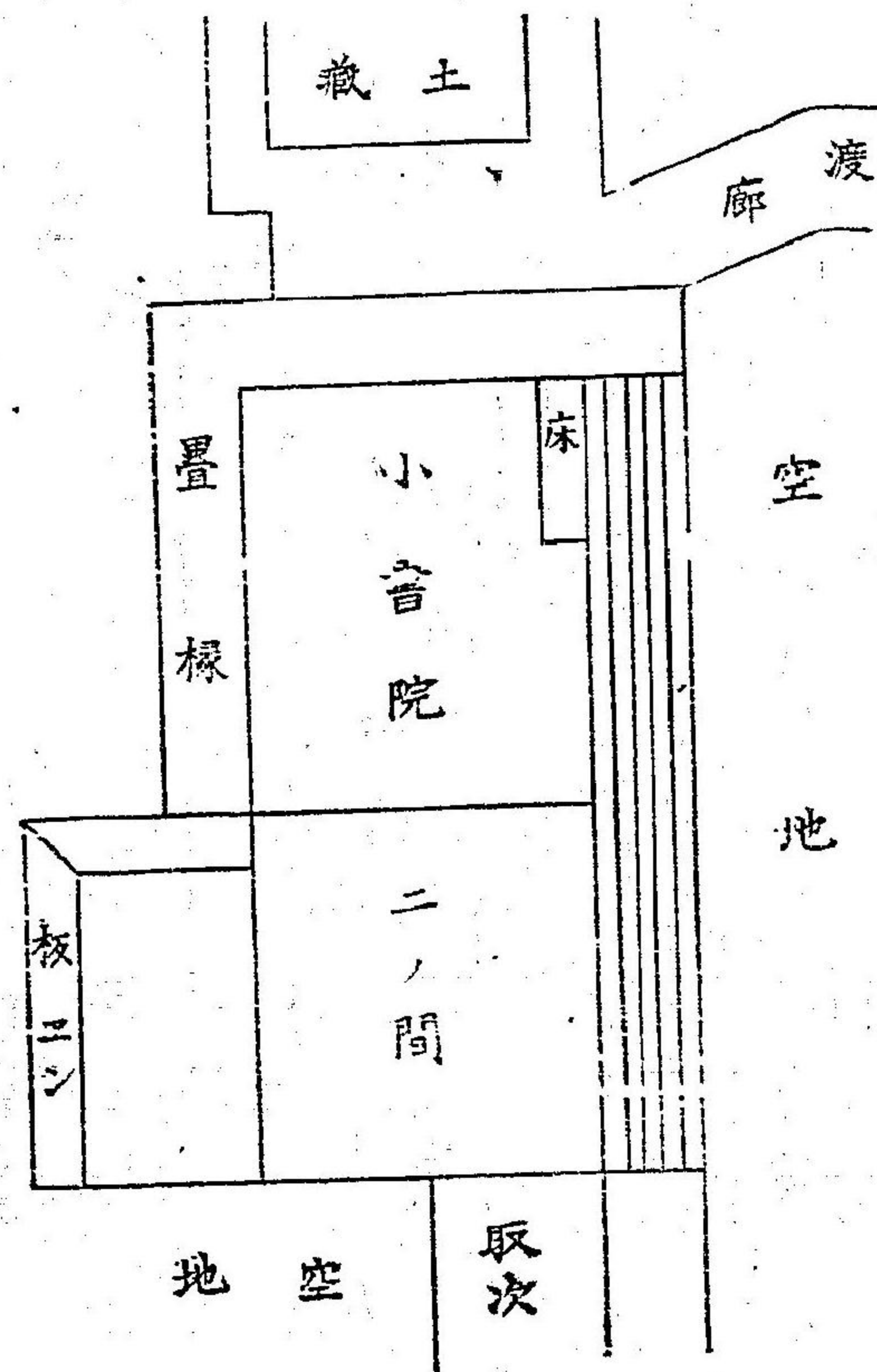


圖 七十 第



建といふも主としてこの建築式の採る所の方法なり、但しこれにも少からざる差等ありて、數奇を凝らせるものは、その方式に於て書院造の如く莊嚴ならざれども、費用の點に於て之に信するものなしといふべからず、然れども大躰よりいへば、費用を主としたるものにて、實用以上大なる意義を有せず、即ち建築上多大の價値を有せざるものなり

普通の造家法は、高きは書院造に次ぎ、時に書院造を模したるものさへ少からず、又低きは、東京に所在見る所の貸屋の如く、粗略を極めたるものあり、殊に地方の都會に見る所の、士人の住居の如きはこれを一種の書院造といふべきもの多く、その客間は、凡て附書院、床一間、違棚を有せり、されども書院造の名は、もと附書院あるよりも、純然たる書院造のものあり、これ等は強て名稱に拘泥せずして可なり

家屋の高下は、室の廣狹を以て分つべからずして、用材と建築法により區別すべきものなり、されども是等の差等は、一々これを文字の上に表示すこと能はざれば、左に室の廣狹により四室より九室に至る、普通家屋の雛形九圖を掲ぐ、第十九第二十兩圖は、ひとしく四間の小家屋なり、この兩圖の差は、第十九圖は女中室を有すれども、

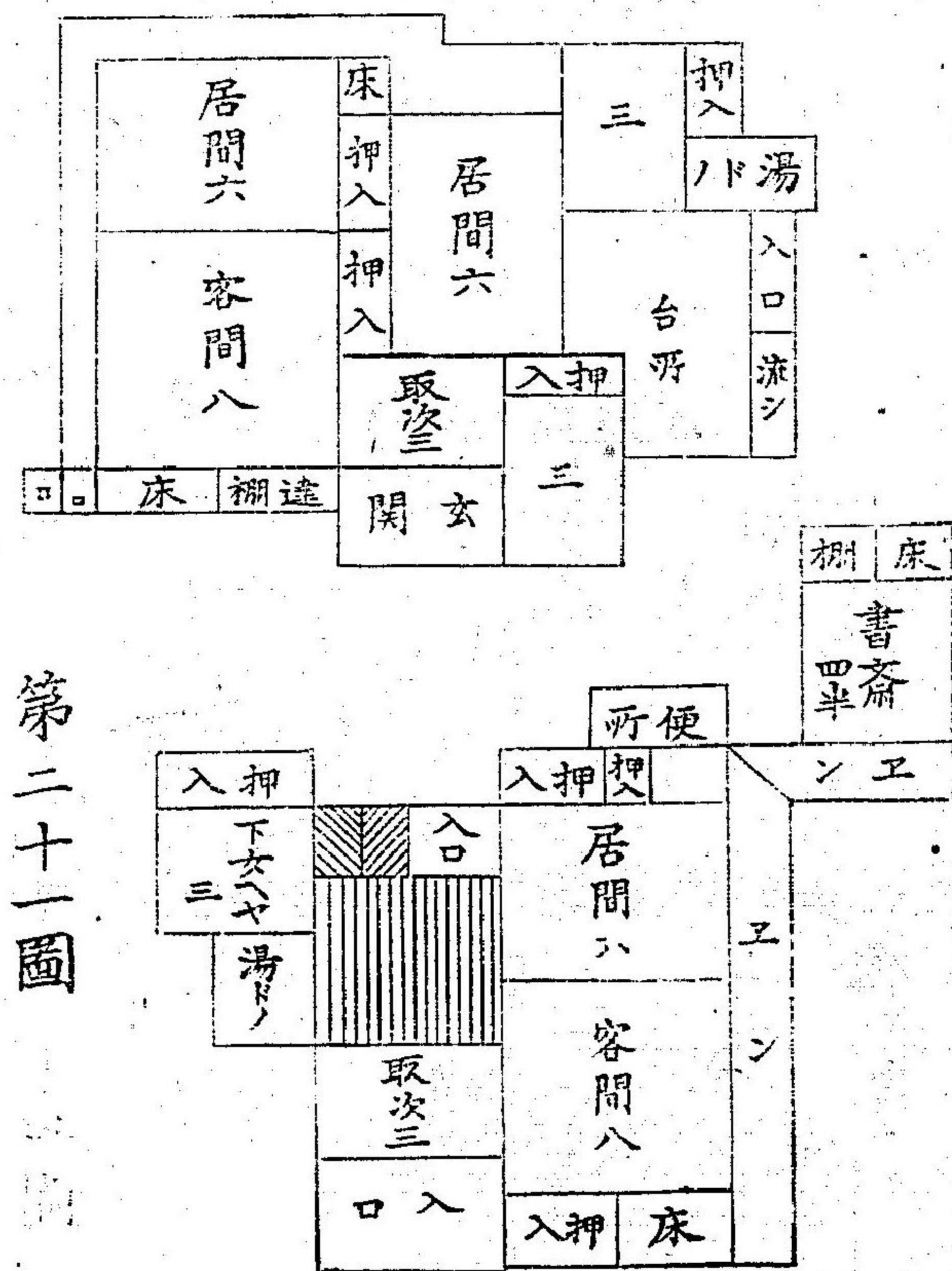
第二十圖は之に換ゆるに書齋を以てせることとなり

第二十一圖は五間の住宅なり、書齋と湯殿を有するは前者との相違なり、第二十二圖は更に六間を有すれども、これ家族の多き家に適したる構造にして、居間二を有すれども書齋を有せず、唯書生部屋一を并せ有せり

第二十三圖と第二十四圖は、ひとしく六間なり、第二十三圖は客間と居間と接続する如く造り、第二十四圖は書齋と居間と接続する如く造れり、これ兩者の差違なり、第二十五圖は七間にして、中庭を有し、玄關造なり、これ中等の生活をなすものに適當せる構造也

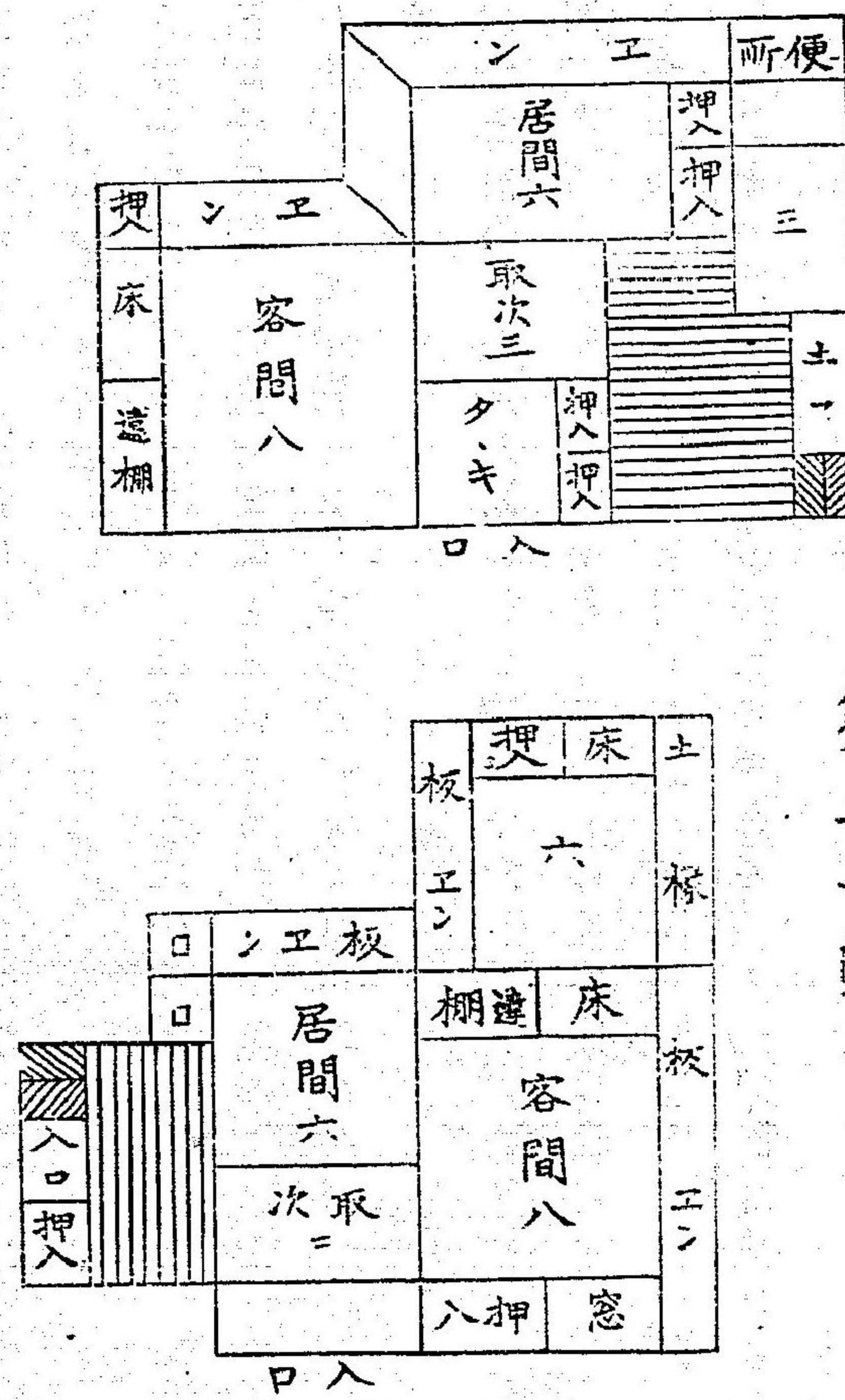
又第二十六二十七兩圖は共に九間にして、第二十六圖よりも二室多く、第二十六圖は客間一、居間二、書齋一、書生部屋女中部屋各一、その他客間に代用すべき一室と、内玄關あり、第二十七圖は内玄關なく、客間二、書齋一、居間二、隱居室一、女中部屋二を有せり、各或一家の状態を想像して、その必要の度を考へこの假圖を造れるものなり

圖 二 十 二 第

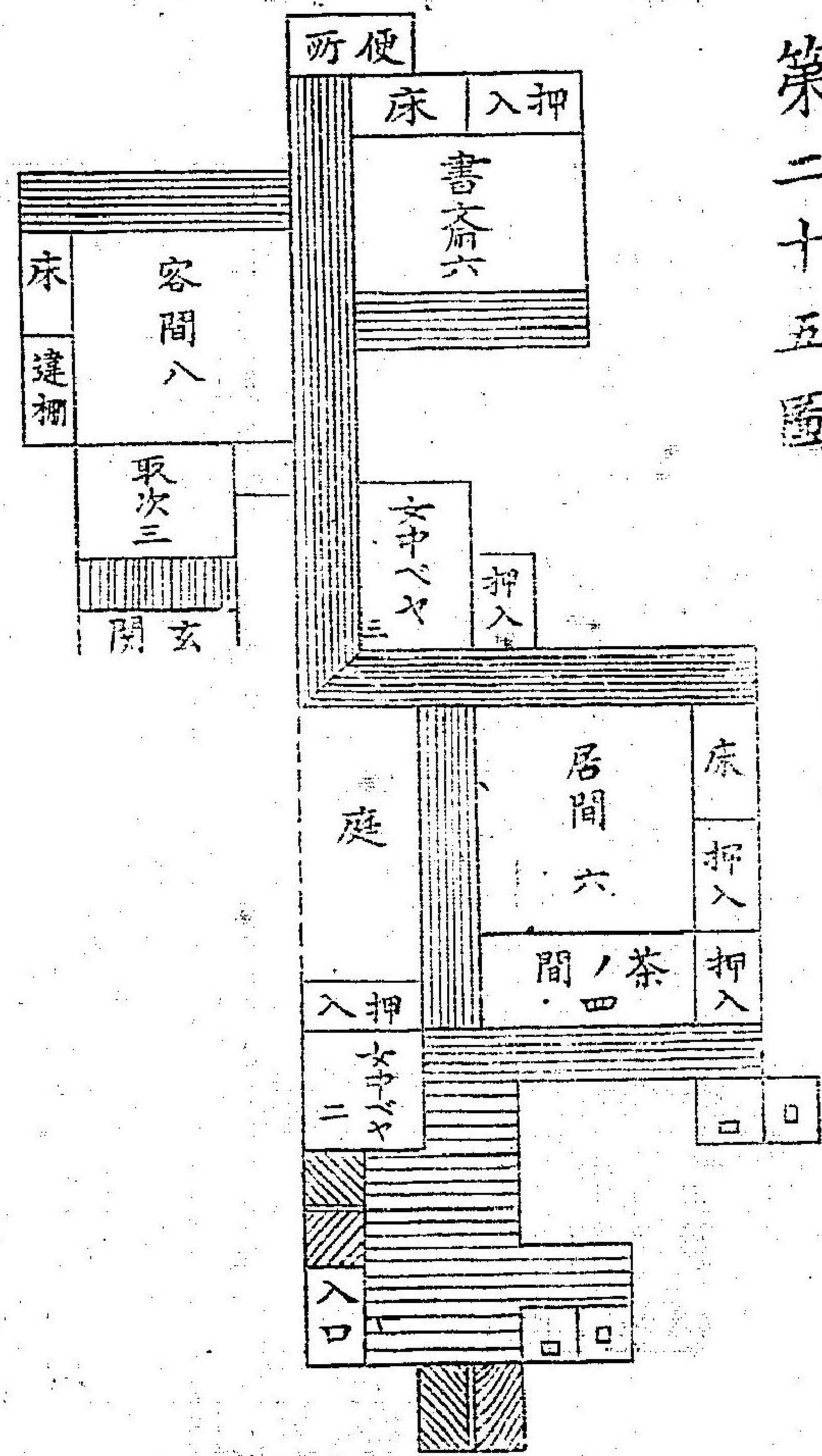


第二十一圖

圖 九 十 第

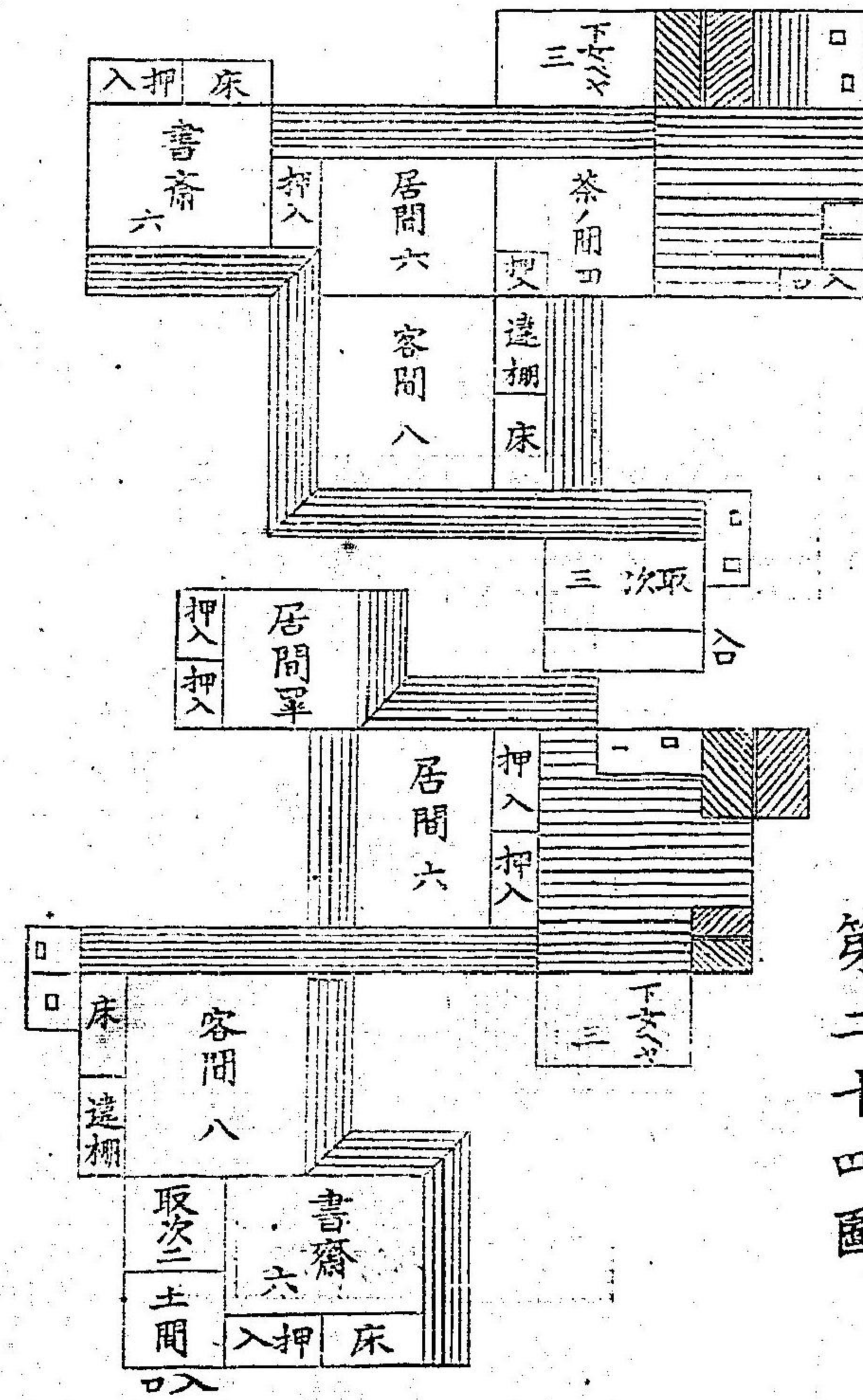


第二十圖



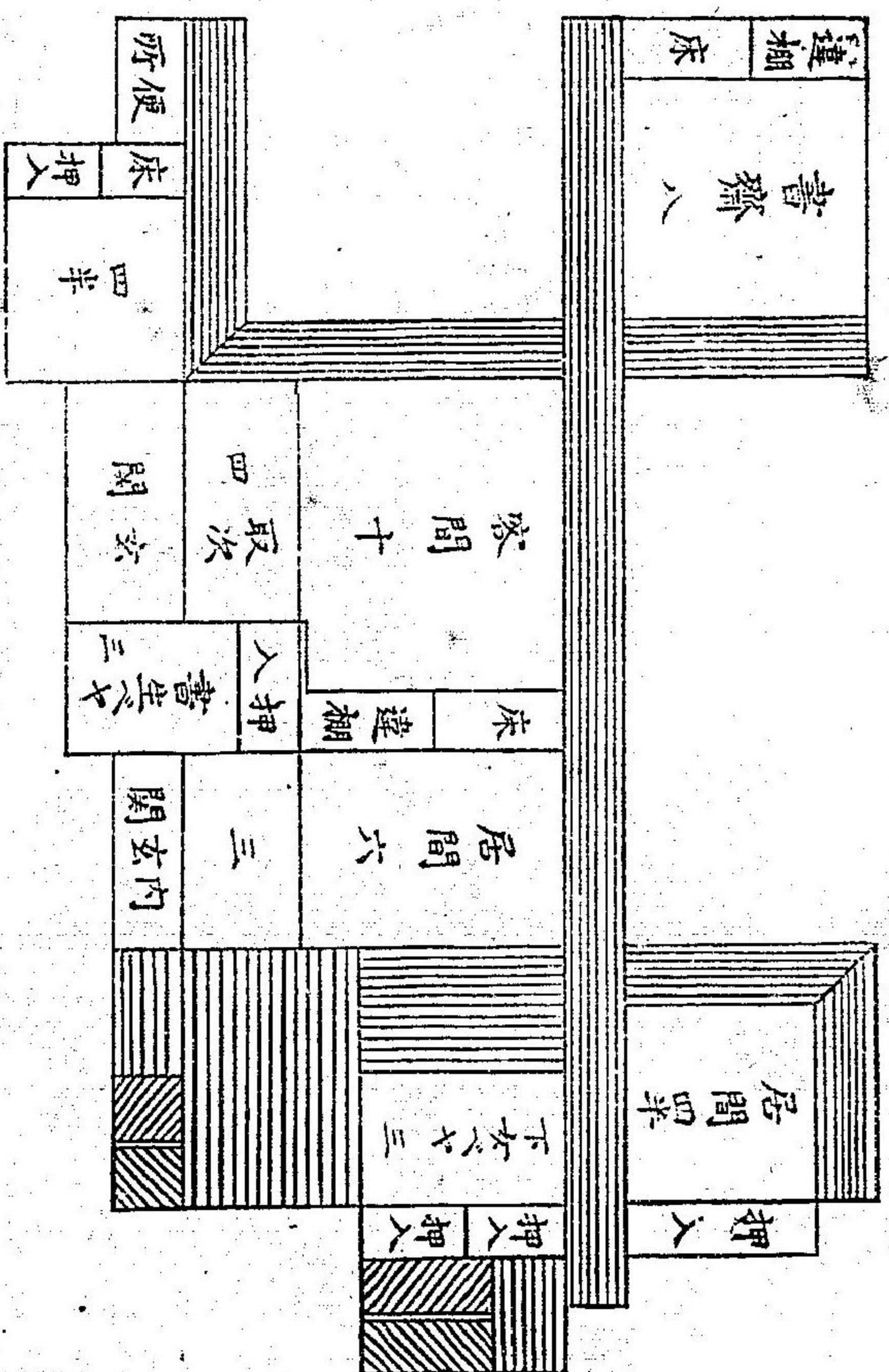
第二十五圖

第二十二圖

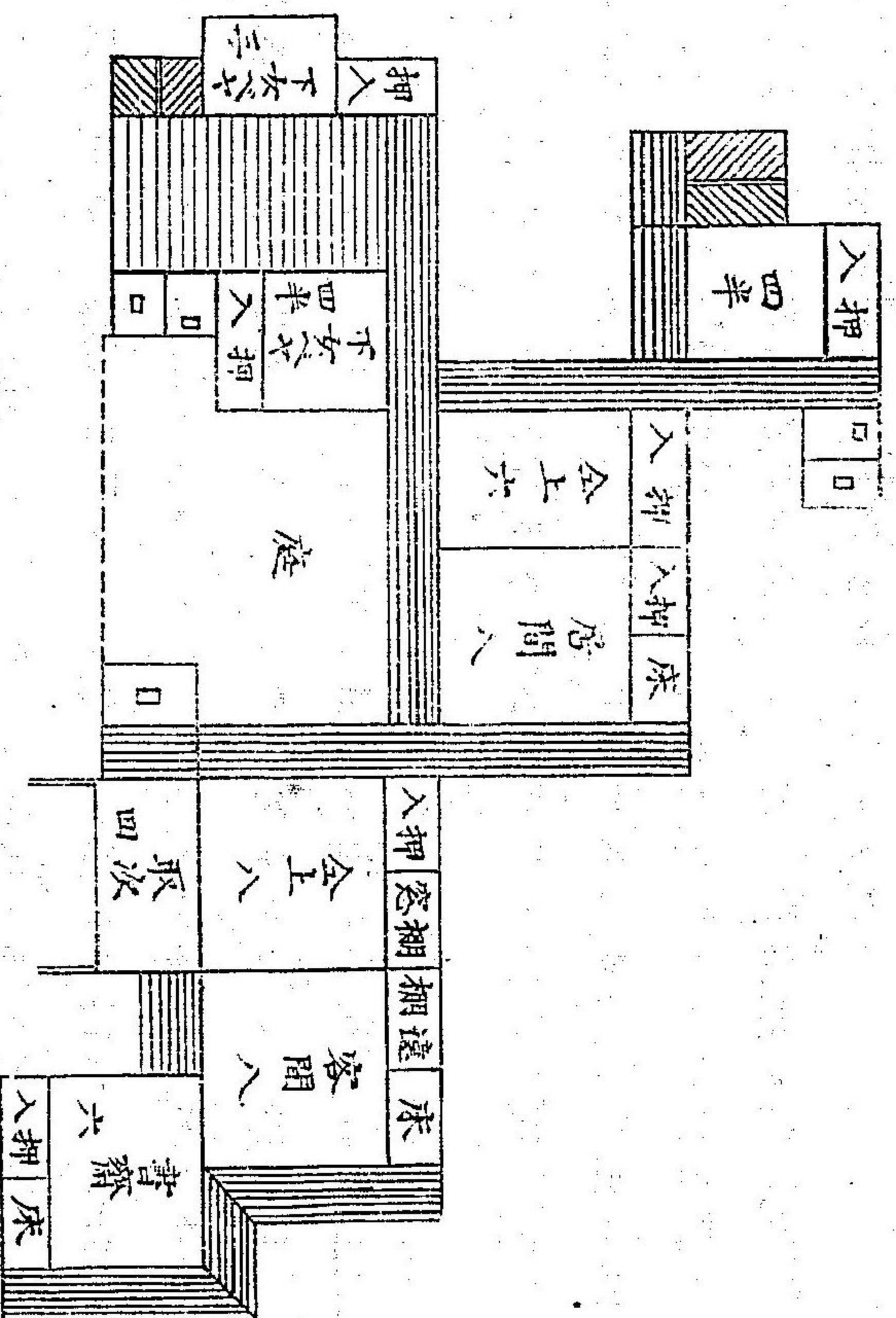


第二十四圖

圖六十二第



圖七十二第

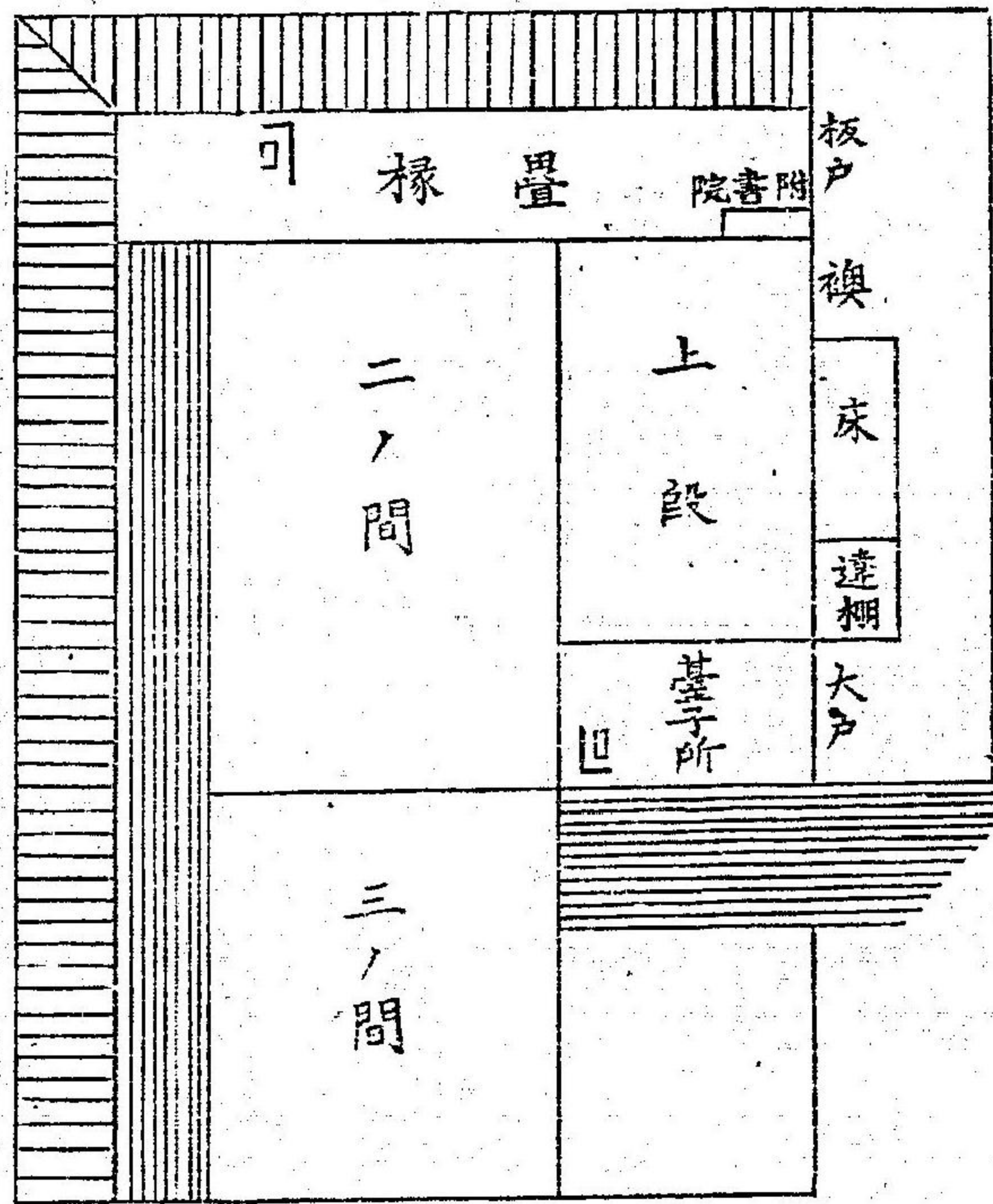


四 ●茶室造● 足利の中葉より茶會なるもの起りはじめは廣間の一側又は書院入側の一部を圍ひて、點茶の會を催ふせしより、こゝに圍の名生じ、就て珠光が方丈の茶室を營むに及びて、茶室造なるもの起れり、珠光が眞の四疊半なるものは、法形造、白鳥ノ子張附壁、床眞塗縁、腰高障子、廻り椽にて、頗る高雅のものなりしが、好事家互にサビたるを愛て、紹鷗行の四疊半となれば、張附壁は塗壁となり、床縁は春慶塗となり、腰高障子は明り障子となり、廻り椽は片椽となり、木格子は竹格子となり、この後四疊、三疊、二疊半等の小室出て、その建築も簡易素樸をひねとし、次第に高雅の趣を失へり

五 ●町家造● 町家造とは市街連檐地にありて、過半商店と住宅とを兼ねたる家屋造なり、元來商店と住宅を兼ねるといふは、已に不可能の事に屬す、故にその結果商店に不便利にして、住宅に不愉快なるもの多し、されども今日の國民生活の程度よりして、商店と住居を分離するは、到底行はれ難き事情多ければ、左に町家造の注意條件を掲げ、この建築をなさん人の參考に供すべし

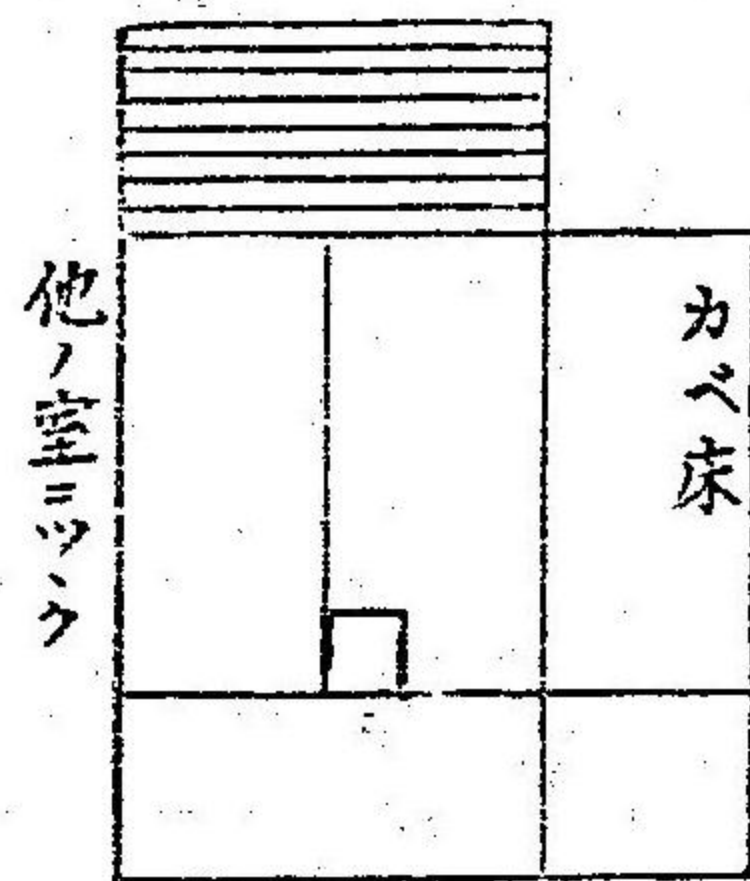
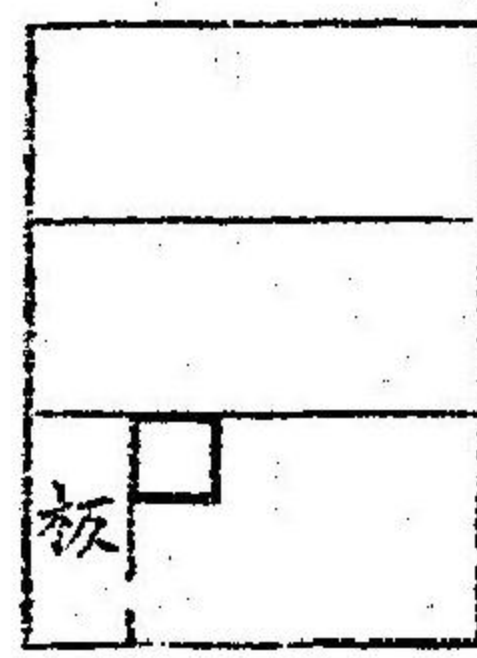
- 一 町家造は建坪を減するを要す
- 二 間口の幅を減するを要す

(所子臺院書)



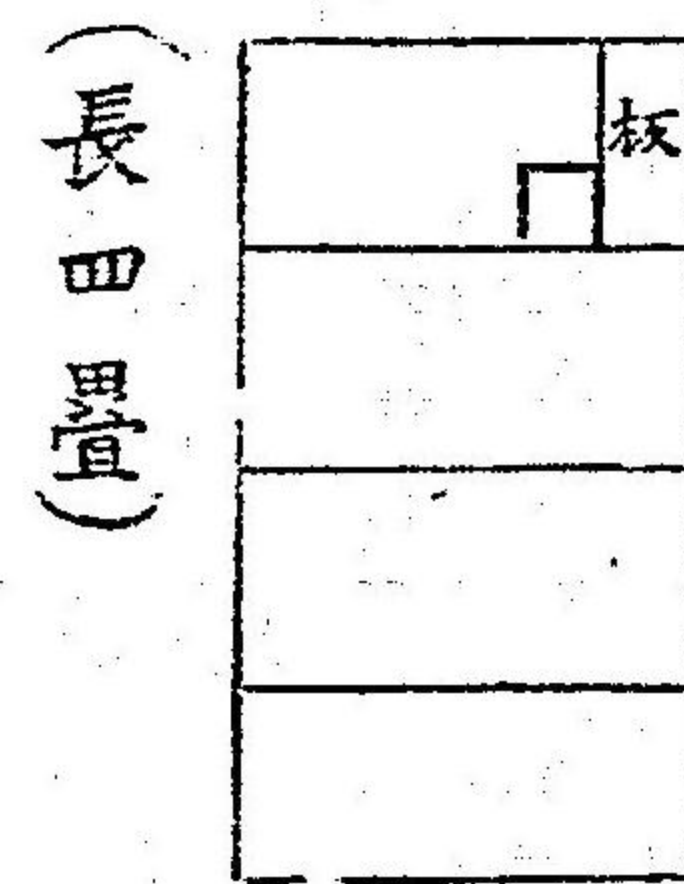
圖八十二第

圖四十三第
(疊三平)



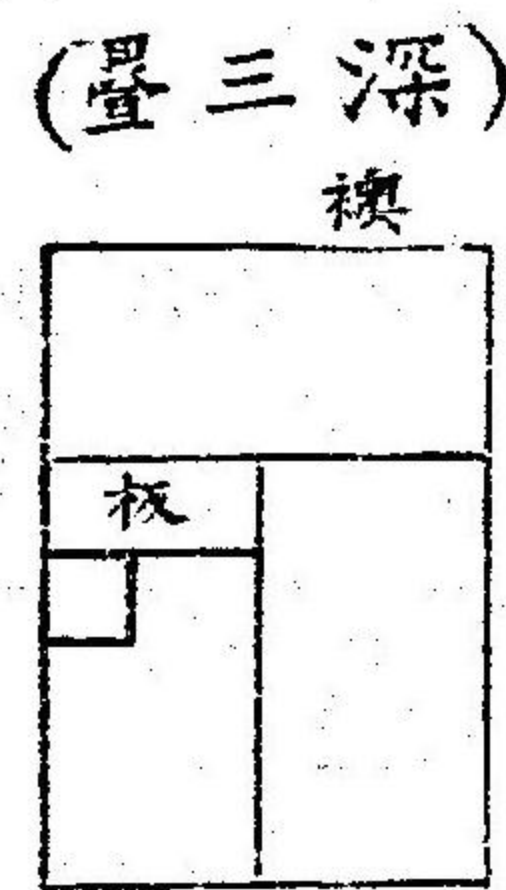
第三十二圖(紹鷗無床四疊半)

圖五十三第



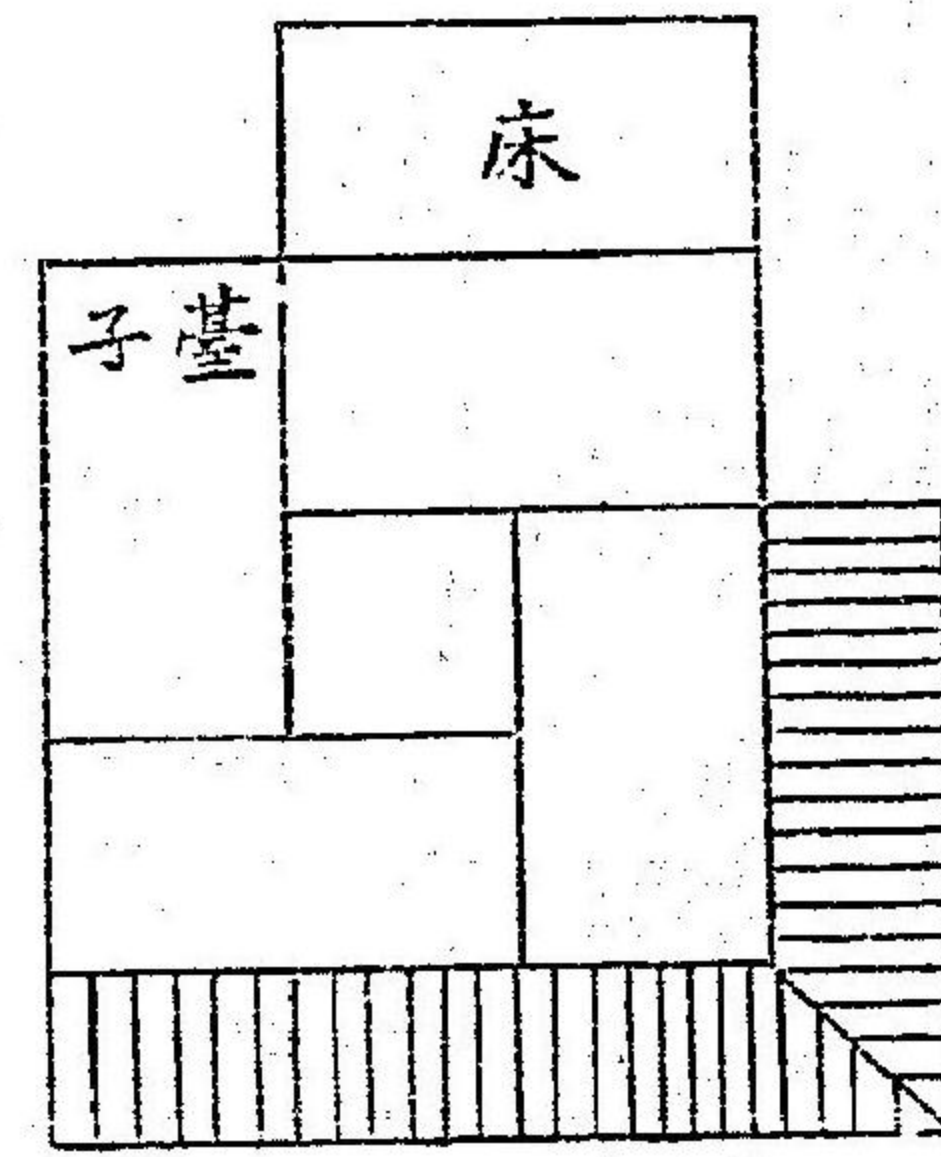
(長四疊)

圖三十第

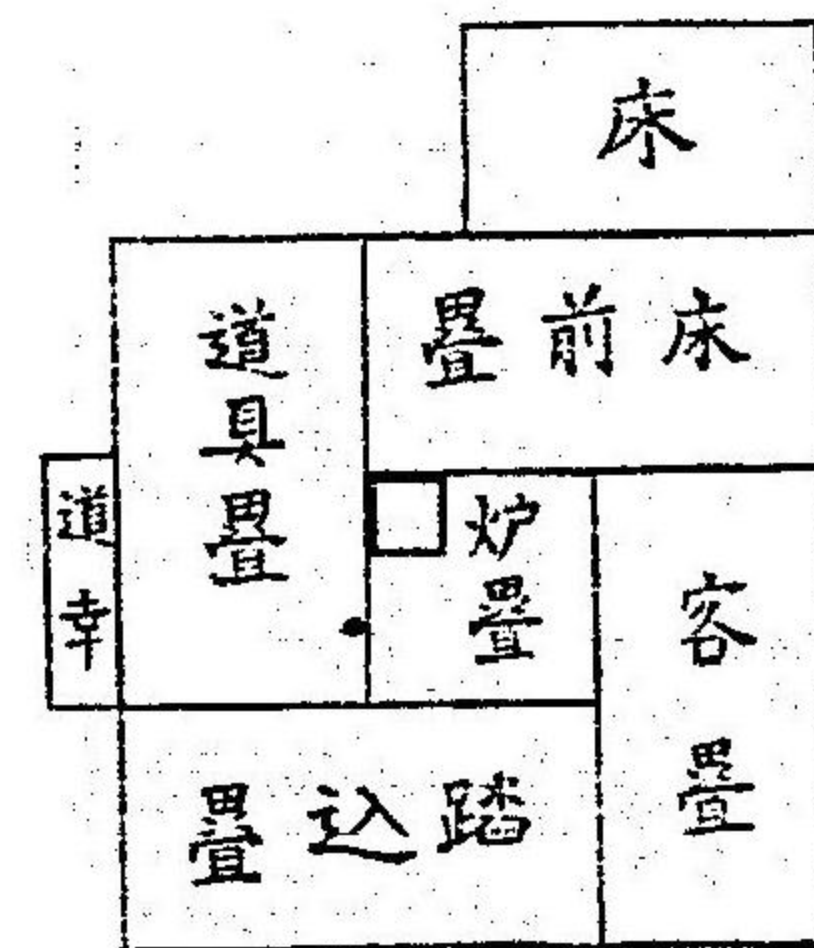


(疊三深)
襖

圖九十二第

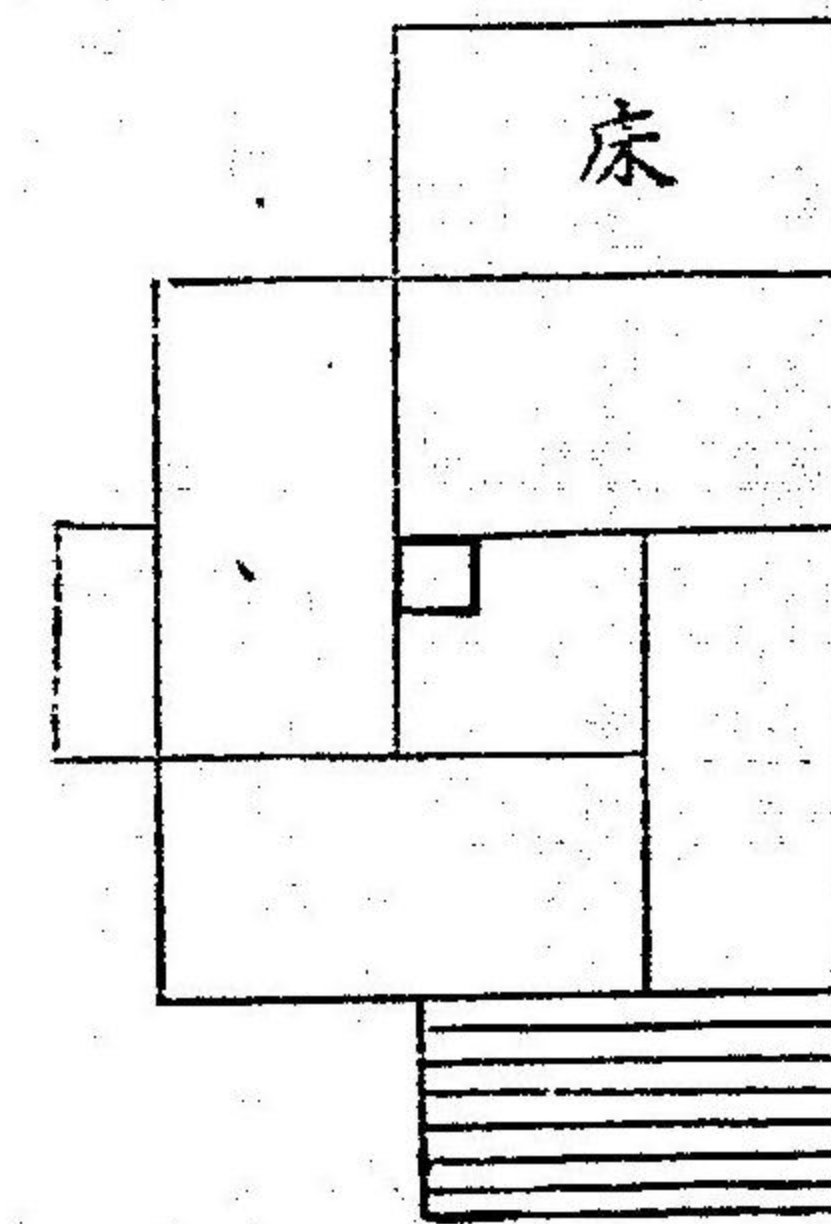


圖一十三第



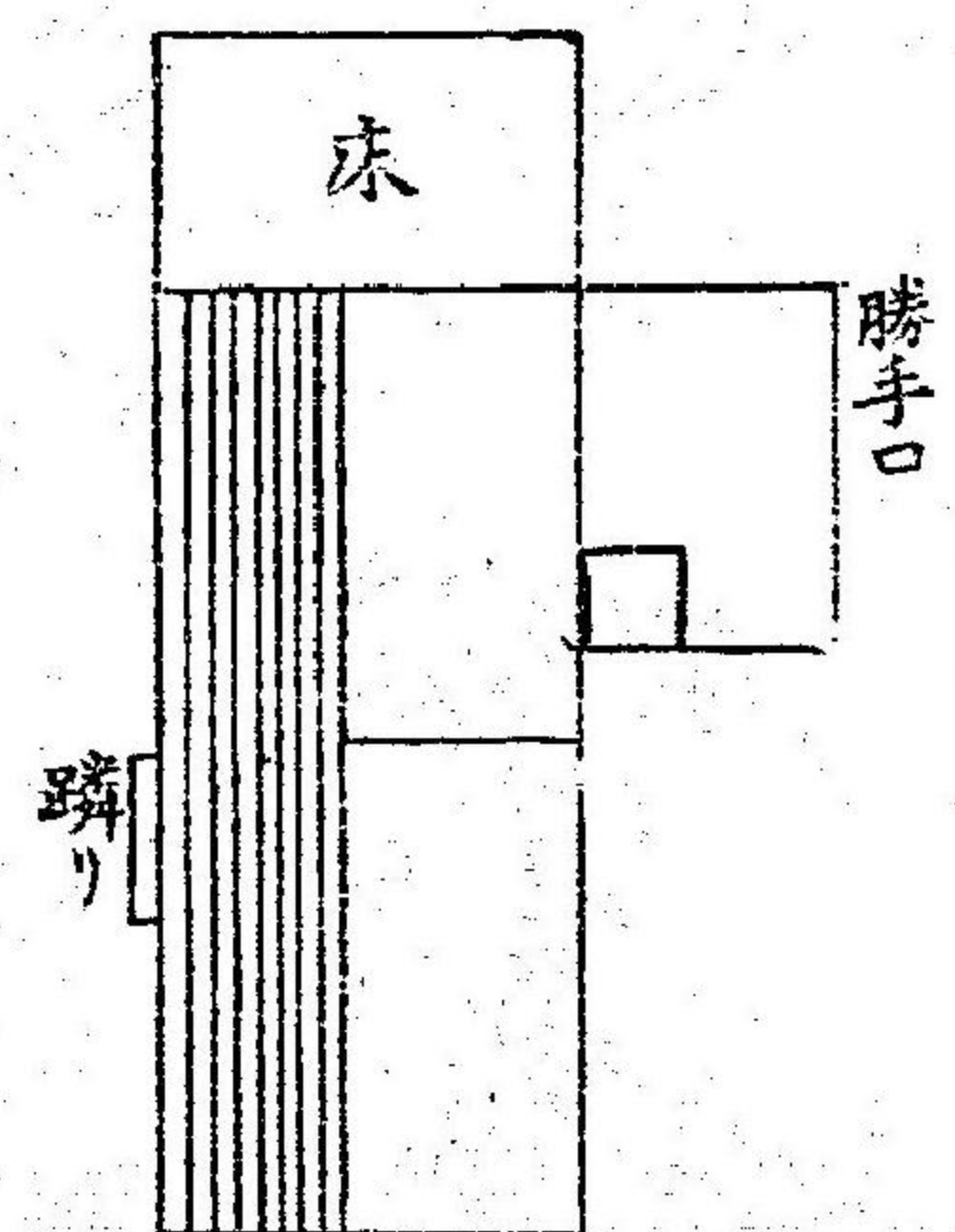
(半疊四草休利)

圖十三第

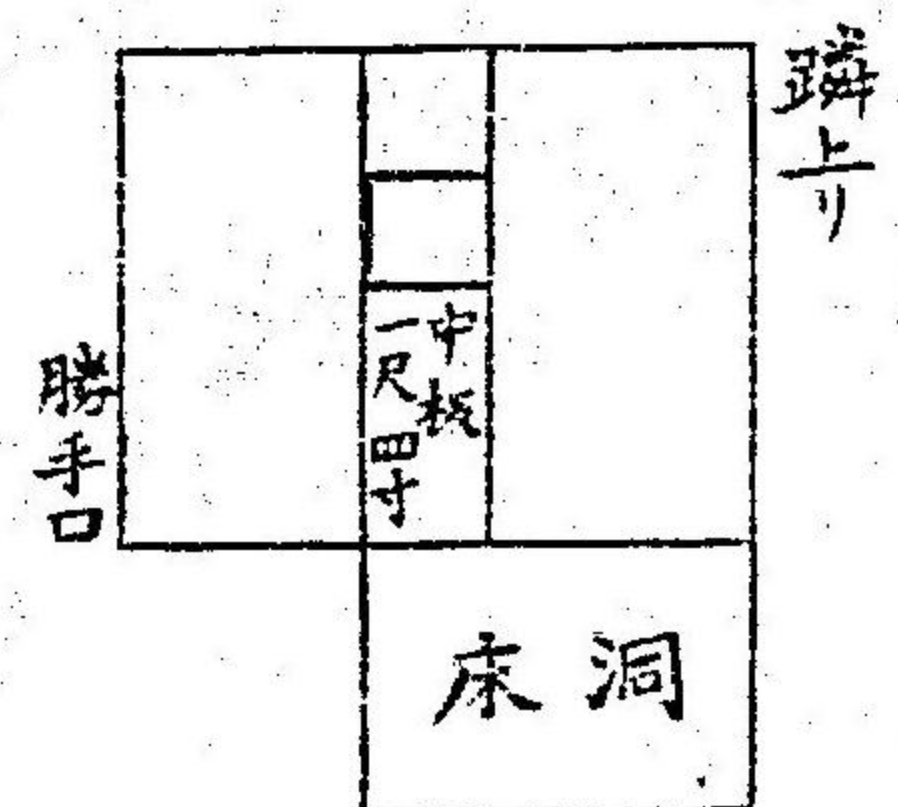


(紹鷗行ノ四十半)

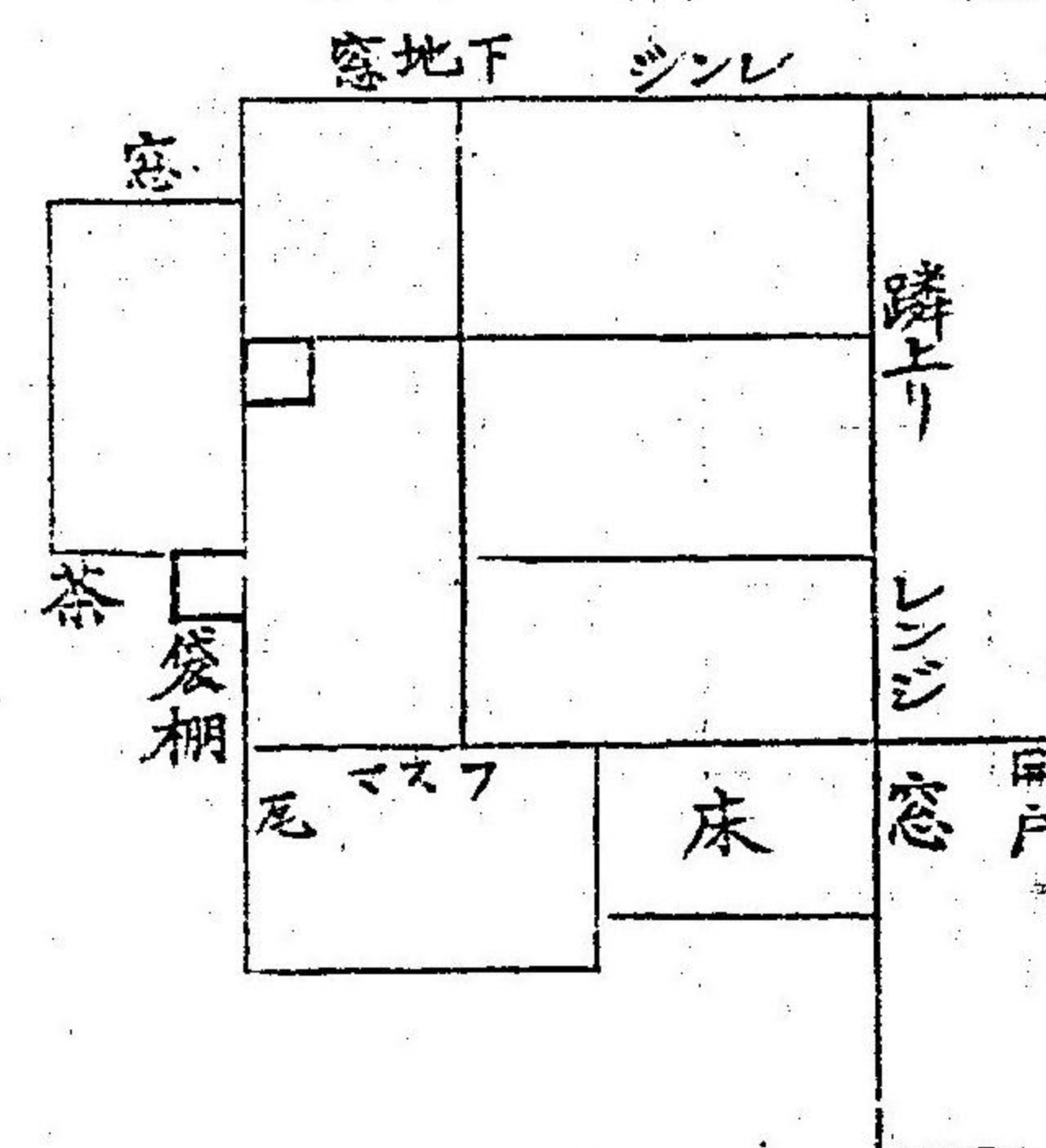
圖八十三第
(炉切向目臺疊二)



圖九十三第
(構目臺板中疊二)



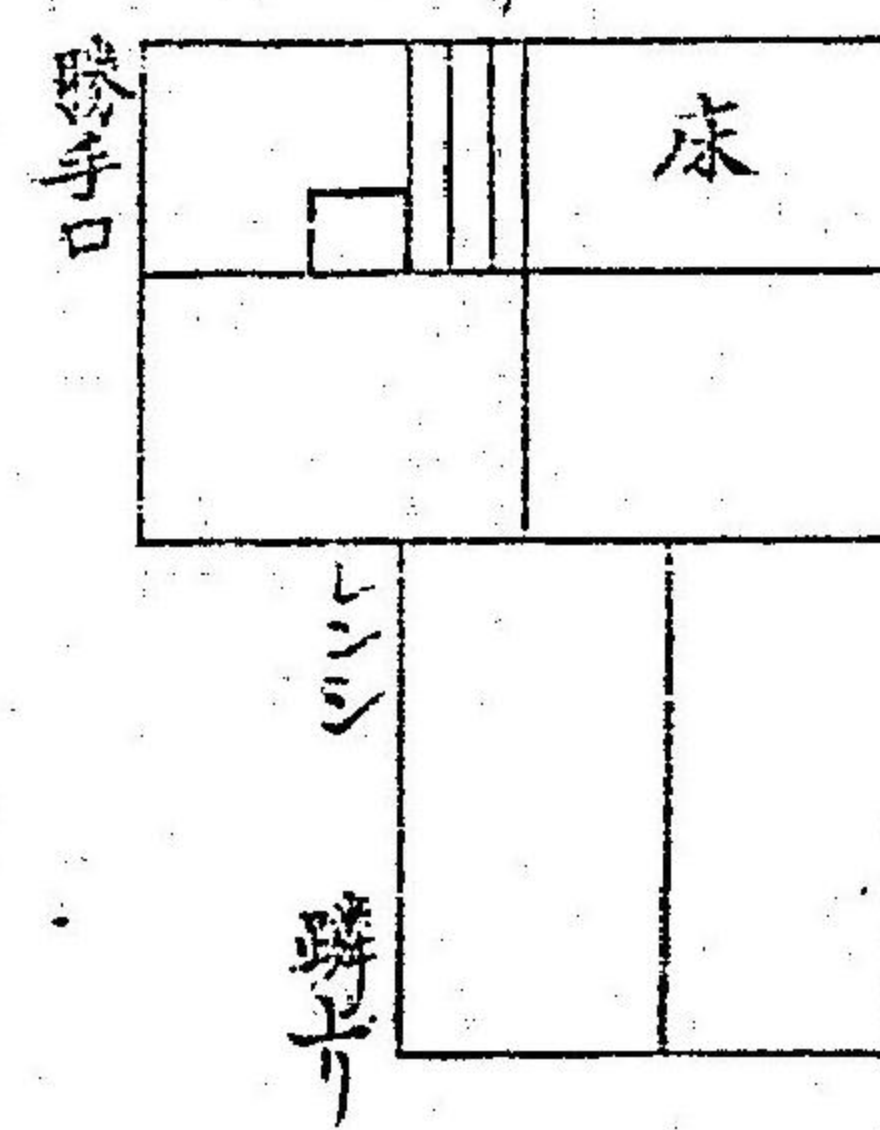
圖六十三第



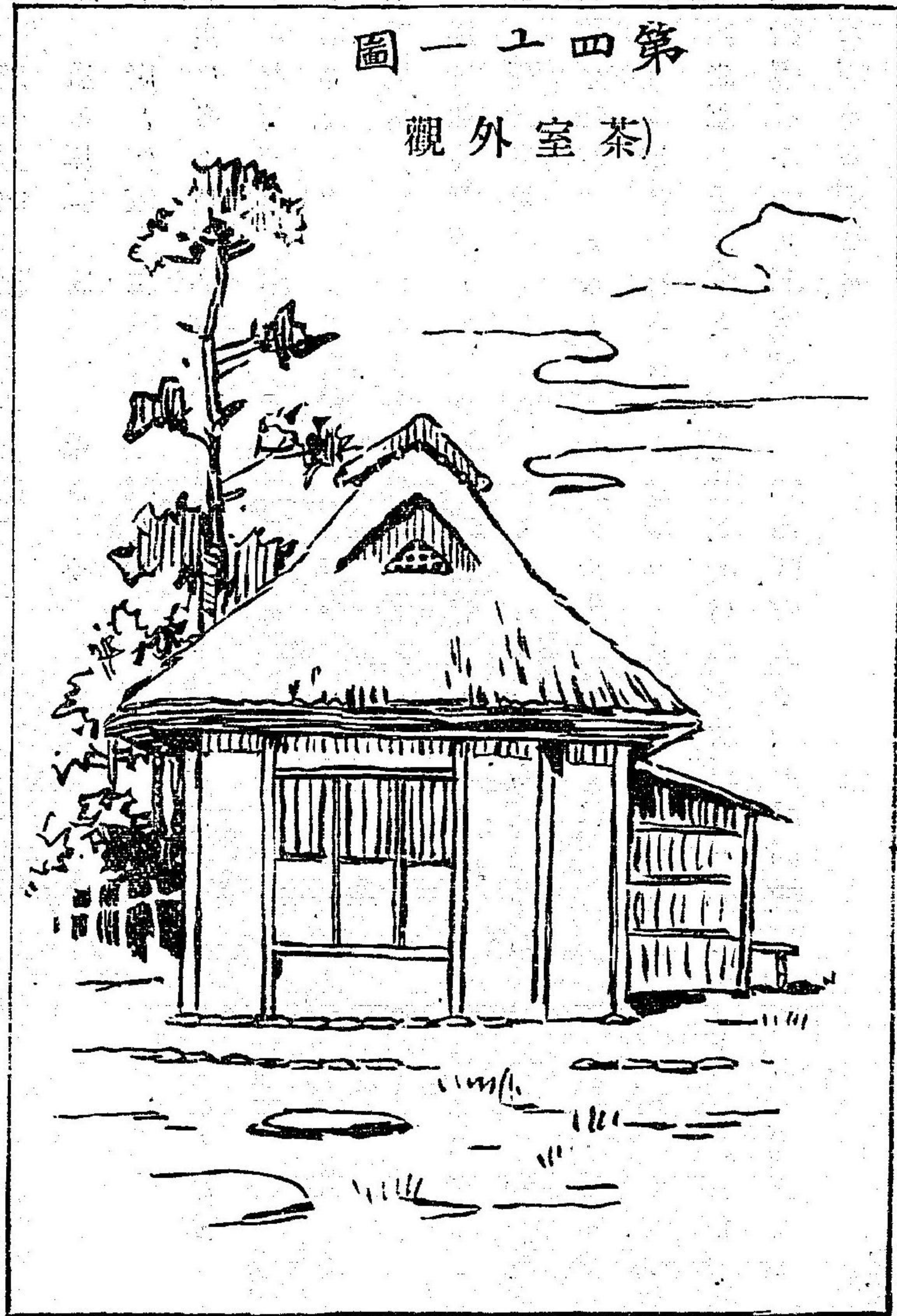
(織部四疊半基目)

第三十七圖

(五疊、間切炉)

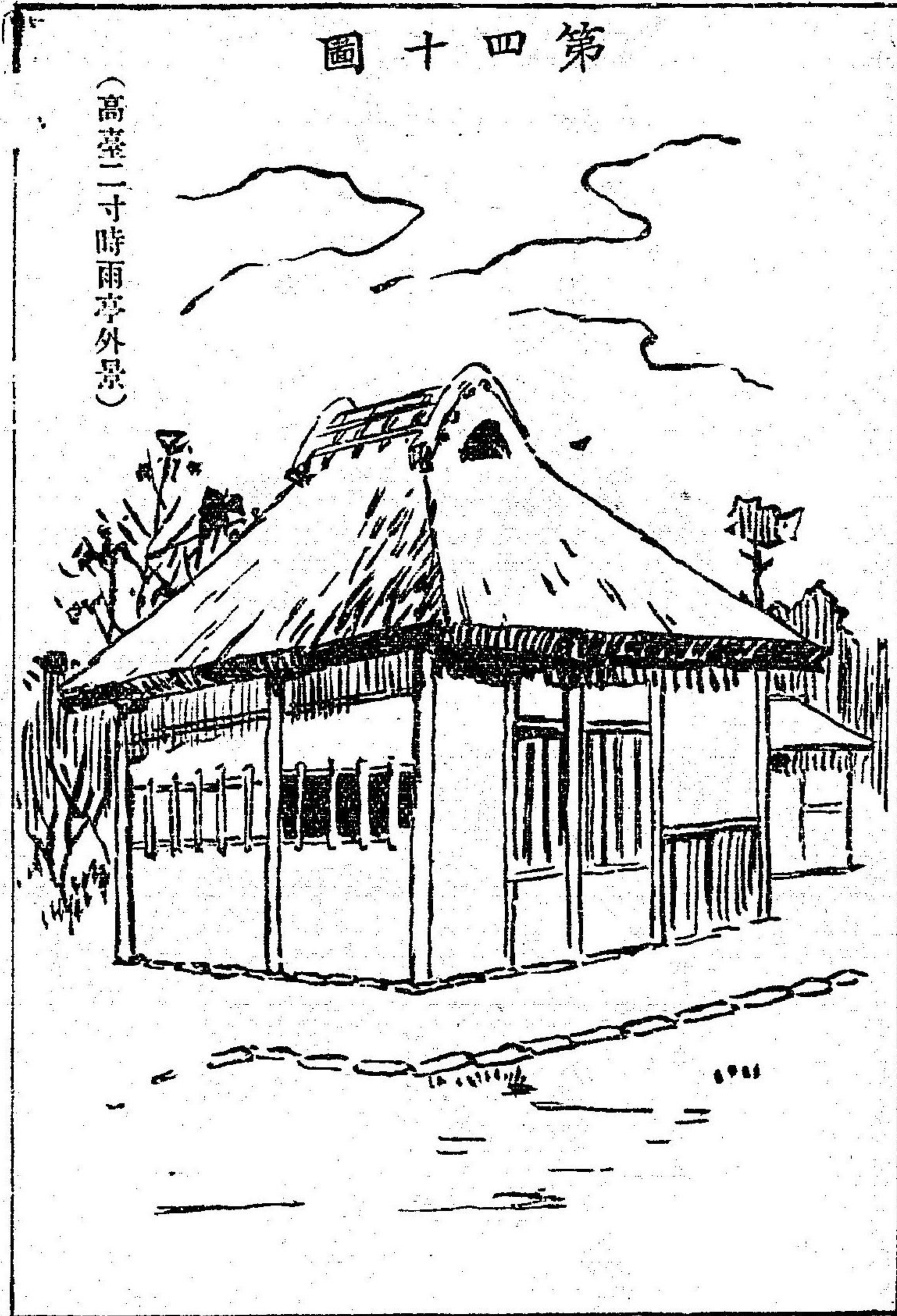


第四一圖
(茶室外觀)



第四十圖

(高臺二寸時雨亭外景)



三 店の方向に注意するを要す

四 店の床張は成るべく低きを要す

五 店と住室は成るべく距離を置くを要す

町家造は、多く地價高く、随つて地代高き土地に建築せらるべきものなれば、主としてその建坪を減せざるべからず、こゝに於て二階造の多きは必然の結果たり、もし市街の外観よりせば、二階建よりも三階建を可とすれども、洋風模造建築の外、今日の所三階建甚だ少し

町家造は建坪を減すると共に、又間口を減する必要あり、事情これを許せば、二間間口よりも三間間口よく、三間々口よりも四間五間以上の間口宜しと雖も、事情は決して之を許さざるなり、よりて間口を節約してこれを奥行に延長す、東京の商店は京阪地方に比し、奥行の長さもの少しと雖も、尙間口に三倍五倍するなり、随つてその一側公道に傍はずとせば、勢ひ路次口の設なかるべからず、然らざれば下掃除、塵芥取捨等に不便を來す也、その他出入、商人、下女、下男の他出入にても、表口より出入せしめざる方都合宜し

店の方位、即ち向きは、道路の方向によつて定まるものなれば、選擇の自由十分なら

ずと雖も、尙多少の注意を要す、概していへば、北向より東向よく、西向より東向よしと雖ども、正南位ならずば却て北向よきことあり、北向は冬時寒風吹き入り、客人にも店員にも共に迷惑至極にして、且つ砂塵の吹き入る虞あるも、東南又は南西に向ひし家は、四時日光の直射烈しく、爲に商品の褪色を早からしむるなり、故にその商業の種類により、位置の選擇は決して忽にすべきものにあらず、又店の床張高きは、客の方よりして甚だ不便なり、随つてかゝる商店は自ら客數を減ずる傾向あるを免れず、故に床張と天井は成るべくこれを低くし、居間と店の連続する所には、五寸乃至七八寸位床に高低の差あるを要す

又商店と居間は、出來得る限り之を隔離せざるべからず、これ住居者の安穩平和の上よりしても、又商店の利益よりしても、共にかくせざるべからざればなり、即ち廊下を設くるか、庭園を設くるか、成るべく家人笑話の聲も、庖厨器皿の響も、共に店前の客人に聞えざる位の距離あらしむべし、これさして困難のことにあらざるべし、其他建築構造上の諸注意は、他の條項を参照するを要す

第二項 將來の家屋制度

將來の日本家屋制を如何にすべきやといふは、國民生活の上よりして實に大問題なり、隨つて工學上に於ても、經世上に於ても、又經濟上に於ても、共に趣味あり價值ある研究事項にして、早晚必ず解決せられざるべからざる運命を有するものなり、されども今日まで未だ此問題に向て、有力なる斷案を下せし人あらず、吾人亦これに成案ありといふにあらざるも、多年の考察と思量は、幾許か得る所なしといふにあらざれば、左にその大旨を略述すべし。

將來の家屋制を論ずるに、三様の觀察點あり、一は經濟上よりしてなり、主として國民生活の程度より論究す、二は工學上よりしてなり、主としてその構造より論究す、三は趣味上よりしてなり、主として美術方面にその論點を著く、吾人も亦此の如き考察法を全然取らずといふにあらざるも、より切實なる研究法として、先づ材料、方式、構造の三方面より、この問題を解説せんと欲す。

第一 材料

家屋制度を定むる第一の標準は、國民生活の程度なれども、これ已に漠然たる問題にして、國民今日の富度は如何なる程度に達せるかといへば、何人と雖も明白の解答を爲し得ざることなり、隨つてこれに標準を置き、國民に共通すべき家屋制を定むるは、百年黄河の清むを俟つ如く、殆んど際涯なき研究過程を取らざるべからず、故にこの考察は、姑らくこれを後に譲り、造家上直接の關係ある材料の一事に、本論の出立點を定むるに至當と考ふ。

家屋建築の材料は、主として鐵、石、木、煉瓦、瓦、セメント、泥土等なり、然して家屋の大部分を構成するものは、石材、木材、煉瓦の三なるべし、この中、供給の多量と價格の低廉なるものを求むれば、先づ第一指を木材に屈せざるべからず、木材は本邦の山地平地到る處に繁茂し、明治年後濫伐の結果、山皮を禿盡し、山相を一變せしもの少からずと雖ども、尙深山幽谷の裏には、斧斤未だ入らざる密林あり、且つ十數年來殖林の經營その緒に就き、十數年後には、復び萬木鬱蒼天を蔽ふの壯觀を現出せんよしや、今後内地の供給十分ならずとするも、北米諸國より年々輸入の木材あり、これを用ひて家屋を建築するも、尙石材煉瓦を使用するより遙に低廉にして、且つ多大の工

費を要せざるべきなり故に日本家屋制を定めんとして先づ用材の如何を決せんには必ず木材をその第一位に置かざるべからず

將來の日本家屋は從來の日本家屋の如く木材を主要の用材として取るべきもその補助材料として鐵銅及びその他の金屬石煉瓦等を使用すべきは勿論なり又建築の種類によりては全然石造煉瓦造となすべきものあらん且つこゝにいふ家屋制は國民共通の制度としてその中級の生活程度を畧標準とし材料の得易さと價格の比較的低下なるを主たる目的となせば下級の生活をなすもの及び優絶せる高き生活状態にある人々はひとしくこの論究以外なりこれ平均せる國民生活の程度を以てこれを律し難きものなればなり

第二 方式

將來の家屋制度は主として木造家屋を取るべきものと定め次に何れの方式によるかを決せざるべからず方式とは洋風建築和洋折衷式純日本造といふが如き建築上の形式なり吾人はこれに對して和洋折衷式を採らんと欲す即ち將來の日本

家屋制は和洋折衷の方式によるものたらしめんとするなり

純日本造の造家法は古來より數々變化と發達とを経たるを以て或は今日の生活状態に適せざる點あるにもせよその方式は頗る完成したるものなり洋風建築亦然り埃及希臘以來年を経ること數千その間幾許と知れぬ人の技巧を集めしものなればその方式は亦頗る完成せしものならんひとり和洋折衷式に至つては最近の建築式なり東西兩方式の格柵兩趣味の矛盾未だ共に十分に調和せられざるなり故に今日現在の建築法としては尤も不完全に又尤も沒趣味のものたりされども是れ今日に於ていふのみ未成品たる和洋折衷式は如何にも蕪陋劣惡に相違なしと雖ども彼は發達改良の餘地をとゞむ今後これに假すに多少の時月を以てせば會て李唐の建築風を輸入しこれを寐殿造なる一種の日本建築式となしたる如く或は完全なる日本化したる一形式となさんもはかられず吾人は必然に新時代の需要に應じたる一建築方式のこれより生出せんことを確信す

由來日本國民は摸倣の技に長ぜりと傲さる吾人その然るや否やを決し得ずされども他國の文物制度乃至藝術方伎の類までよくこれを消化し吾が要求に順應せしめこゝに一の新らしき日本方式を形成する手腕は實に吾國民の所長なり思想

上よりいふも、佛敎、儒學、さては基督教までも、凡て日本化したる、その他文學、繪畫、建築の類、或は衣服、食饌、一切の日用品までも、新創の部分よりも却て採摭摺拾せしもの多し、故に造家上の典型の如きも、早晚この種の同化作用行はれ、日本の特色を帯べる一折衷式生ぜんこと、吾人の仇なる望にはあらざるべし、現に今不完全ながらも、これ等折衷式、造家法、日に日に事實の上に現れ、來れり

將來の日本家屋制として、前述の如く和洋折衷式を探るとしても、その一面は純日本造の典型を存することに留心するを要す、又上級の社會には、純歐州風の大建築あるも甚だ可なり、必竟和洋折衷式を探らんといふは、主として實用上よりしてなれば、日本古美術の保存、及び最高等なる生活狀態の發展は吾人切にこれを望むなり、こゝに之をいふ要なきも、官衙、學校、會社の如き大建築は、洋風建築による方、壯觀と堅牢を併せて利なるべく、又資産に富み、繁劇なる業務を有せずして、品位を重ずる地位にある人々は、純日本風の寢殿造、書院造によらんも亦妙なるべし、將來の日本造家法として、こゝに和洋折衷式を探るべし、といふは、かゝる種類の建築、及びかゝる種類の階級をいふに、あらずして、中産にして、忙劇なる業務を有し、出入繁く、勞作に暇、少き人の上に、實用上より、これを勸説するに、過ぎず、而して社會は實にこの

種の人その過半数を占む、これこの方式を以て共通の家屋制となさんとす、所以也。

第三 構造

ひとして和洋折衷といふも、必要と嗜好によりては、その折衷の程度同一ならず、こゝに於て各局部に付き、一々その構造の内容を説明する必要があるべし、これ已に煩苛に渉る嫌なきにあらざれども、明白に問題を理解する手段としては、必ずこの細屑の方法を捨つること能はず、よりにこの項には、構造の局部に就て吾人の私案を陳述すべし、されども折衷の程度は、建築の種類によりて、大體に多少區別あるべし、出入及び勞作の便を主とするものと、住居の安穩平和を主とするものとは、洋式建築を加味する度の深淺なかるべからず、更にいへば、純實用的の商店、事務所を兼ねたる家屋は、洋式建築、加味の度、多かるべし、娛樂と趣味に重を措く普通の邸宅は、主として日本式に法とるべきものなり、又同じ家屋中の部分によりても、客間と居間には折衷の程度に差あるべく、凡て實用を主とする方面には、成るべく多く洋式建

築を加味するをよしとす

一 地形 西洋の建築の如く、從來重量ある材料を使用するに慣れたる造家法は、地形即ち家屋の基礎を重視する傾向、必然的に生じ来るも、日本の如く輕鬆なる材料を使用し、且つ堀立造の進化したる建築法は、地震の如き災害多きに拘はらず、とかく地形に力を入るゝことを爲さず、些微の費用を吝み、その結果家屋の損潰を早むること多し、一本の床柱に數十金を費す程ならば、少しく地形に意を用ひ、コンクリートにて固むるなり、煉瓦を積上るなり、栗材を打込むなり、先づ家屋の基礎を堅牢たらしめざるべからず、物の基本の脆弱なるを譬へて、これを砂上に家を造るに比すれど、到る處砂上に家を造る人多し、故に將來の家屋制を定めんには、主としてこの地形に注意を拂ふ習慣を作らざるべからず、今日の如く全く無意氣にこれを逸視し、然らざるも土地を重視し、家屋を輕視し、地形に費用を投ずるを無益の如く心得るもの多きに於ては、住居の改良は到底行はれ得ざるものと覺悟せざるべからず、よりて左に簡易なる地形の法を記載すべし。

地形は第一に地質に關す、故に重量大なる大建築となれば、地質學者をして先づその地質を探查せしめ、之に應ずる地形固めをなすを可とす、然らざる場合に於ても

尙一と通はこれを探査する必要あり、即ち埋立地の如き地質脆弱なるものは、角材を打込み、次に割栗石又は小砂利を胴突にて突固め、その上をコンクリートにて一、二尺打固め、更にその上を煉瓦にて積上ぐべし、又地盤の岩層上にありて、比較的堅固のものと雖も、その最上層は所謂肥土を以て覆はれ居るを以て、割栗石及び小砂利を突固むること、コンクリートを打固むることは共に廢すべからず。

次に家屋の敷地は多少地盤より高起するを要す、されども決して過度なるべからず、この高起の度は、雨水の床下に滲透する虞なきを以て限とすべし、又床底の地盤には、漆喰を以て固むべしとの小此木ドクトルの説あり、別項に出づ、されどもこの利害は、未だ斷定し易からざる也。

地形の中にも柱の位置にあたる部分は、全家屋の重量を支ふる支點なれば、別けてこれを堅固にすべく、間仕切柱、椽側柱等其他凡て輕重に従ひ、これに相應したる地形固めをなすべし、又杓石は、堅石を主として用ひ、其高は決してその幅より減すべからず、側石の如きも亦その厚を減ぜざる様にすべし。

二 土臺 石の部は前にのべたり、土臺は凡て檜角を用ひ、仕切土臺も亦これに準ずべし、地方によりてはこの土臺を用ひず、杓石が直ちに柱を受くる様の構造法

あり、これ木材の朽腐を防ぐにはよき方法なれども、地震の場合には、柱が沓石を脱し家屋を傾倒せしむる虞あれば、土臺を用ふる方極めて宜し

三 構造の外形 構造の外形は主として日本式か洋式かを決せざるべからず、折衷式に堅窓の必用なる理は、和洋折衷式の條に少しく述べ置きたり、されども庭園と調和を保たん爲か、又は屈折多き大建築にては、日本式或は可なることあり、日本式なれば、雨戸窓、壁の外は、多く下見板の羽重ねなり、この板張は、尺五寸毎に間柱を入れ、下見板は、尺巾四五寸厚に削り、これを羽重ねに打付け、押縁を同じく尺五寸間に打付け、簾良子に張立つ、下見板は、杉赤みは普通にして、押縁は、檜を切込み、高等の建築となれば、凡て檜を用ふべし

洋式なれば、西洋下見、飾り柱を現はし、これに色ペンキを塗る、又生澁を塗るもよし、これを塗屋造とすれば、外觀更によし

屋根は、瓦葺を普通とし、屋根形は、切妻形、洋式なれば、葺卸よからん

四 構造の内容 構造の内容は、塗壁よりも張附をよしとし、仕切は、壁を多くし、出入口は、唐戸、又は襖障子を合せ用ふ、天井は、塗天井、又は杉柁天井とし、粧飾は、凡て和洋折衷式を用ふ

疊は、これを用ふる方よし、これ寄木張の如きは、到底なし得ざる高價のものなれば、疊の上に段通、ゾークを敷く方大に輕便なれば也、又、疊なれば、來客の種類によりては、これに布團を敷き座する好都合あるなり

窓は、堅窓、上げ卸し硝子障子を用ふべきも、又引違の硝子障子を用ふるも可なり、又窓掛は、高低さまざまの品類あれば、分に應じてこれを使用すべし、巻き卸のものは、裝飾として美は、しからぬも、至極輕便なり

暖爐は、必要の品なり、されども窓の構造上これを設くること能はざれば、炭火、石油その他の室内暖爐を用ふべし、この類には、價格低廉にして、且つ措置輕便のものなり

客室、書齋、居間、食堂等には、必らず椅子、テーブルを具ふべし、又寢臺は、缺くべからず、木造の粗製品なれば、決して高價ならざるなり

五 家屋の局部 構造中主として改むべきは、臺所と便所なり、臺所は、第一面積を大ならしめざるべからず、又日光をよく通じ、空氣の流通極めてよき場所ならざるべからず、又流し板は、これを高く張り、人の立ちて用を辨ずる位の程度となすべし、専用水道あらば、大に可なれども、これなき地方にては、飲用水の水槽に注意すべし

し、又小此木ドクトルの説の如く、鼠害は十分に之を防ぐ用心あるを要す、鐵網を張るが如きは尤もよき手段なり、北里博士の邸宅の如きは、要所々々に凡てこの鐵網を張りありといふ

便所は主として冬時寒風の吹入らぬやう、夏時日光の直射せざるやうに注意すべし、日本人に痔疾多きは、一に便所の構造不完全なるより生ずといふ、然れども急劇なる改良は宜しからず、或醫師の便所を改良せんとて、これを西洋のトランプ式に改めたるは好けれど、下肥の處分に窮し、再びこれを舊式に改めしといふ滑稽談あり、四圍の事情を考へずして、突飛の改革を斷行せんには、必ずかゝる失敗あるを免れず、故に、一事を改良せんとすれば、渠成つて、水到る如く、先づその情勢を制して、自然に疏通の方法を講ぜざるべからず、これ獨り便所の構造のみには、あらず

第四 その他の問題

家屋制の一面、即ち將來如何なる種類の建築を主として用ふべきかの問題は、前に少しく解説を與へたり、然して次にはその必要の方面より、更に簡單に再説せんと

欲す、今その條を左の如く分説す

- 一 育兒
- 二 養老
- 三 來客
- 四 眠食

(一) 従來の家屋は育兒に不適當なり、第一小兒室を有する住居甚だ少し、次には小兒の遊嬉すべき庭園なく、勢ひ公道を以てその遊嬉場に充てざるを得ず、殊に東京の如きは、小兒の東京といふも可なり、電車及び車馬の往來頻繁なる街衢に、小兒の遊嬉するもの多く、その危険いふべからず、これその家に小兒室なく、又庭園なければなり

日本の家屋は、客間あり、居間あり、書齋あり、下女書生の部屋を有するに拘はらず、小兒室を有せざるは殆んど解すべからず、育兒を重視する注意深き家庭は、時にこの設備を見るも、十の八九はこれなきを常とせり、又庭園の如きも、普通の邸宅は必ず之を備ふるを例とするも、これ小兒の遊嬉場としてならずして、家屋の粧飾としてなり、故に泉石の配置よく、草木各蔭をなすも、唯家人の遊息盤桓を目的とし、小兒の

遊嬉は却てこれを避くる風あり、さりとして別に若干の餘地をと、め、これを小兒用として設備するにはあらず、これ大なる缺點なり、一家の上より見て、老人と小兒は戸外の天地を有せざる者なり、故に一家の組織は、常に老人と小兒をその主位とせざるべからず、殊に小兒の如く、遠き未來を有するものは、その性情の圓滿なる發達を遂げしめん爲に、有ゆるものを犠牲とし、育兒の方法を十分ならしむる必要あり、即ち一家の主要なる室を以て小兒室に充て、出來得るだけの設備を爲し、事情更にこれを許せば、之に遊嬉場に充つべき庭園を與ふるをよしとす、この種の庭園は、唯平濶なる土地あれば足る、これに花園を造り、又は家禽を飼養せしむる如きは、その家庭の定めたる教育法の性質によりて決すべし。

(二) 老人を有する家庭は、これが爲に安穩に平和に又愉快に餘年を送るべき方法を與へざるべからず、老人は小兒と異なり、多き未來を有せず、故に現在の消遣を以て唯一の目的となすものなり、且つ、老人は過去に於て奮闘的生活をなしたる人にて、いはば戰場歸りの勇士なり、彼等は最早や紛糾せる世事に飽き果てしなり、故にその求むる所は尤も無事に殘生を送るにあり、即ち彼等の望は眠食の安穩にあり、起臥の便塞にあり、耳目の怡樂にあり、こゝを以て之に供すべき室は、この目的に慥ふ

ものならざるべからず、成るべく日當りよく、且つ庭園に面し、屋外の喧雜に遠ざかり、客間又は庖厨と隔離したるものならざるべからず。

父[△]母[△]及[△]び[△]長[△]上[△]に[△]奉[△]事[△]す[△]る[△]は[△]子[△]姪[△]の[△]道[△]なり、子[△]姪[△]を[△]撫[△]養[△]す[△]る[△]は[△]父[△]母[△]の[△]恩[△]なり、二[△]者[△]相[△]俟[△]て[△]日[△]本[△]道[△]徳[△]の[△]根[△]本[△]を[△]形[△]成[△]す、故に隱居室と小兒室とは、人の住居に於てもその最上の部室を以て之に充て、奉養と撫愛を完からしむるを要す。

(三) 客室は實用方面、即ち衛生といふ如き必要條件を離れ、一家の躰面の爲にこれを粧飾すべきものなり、この室は一家眠食の場所にあらざれば、居住の愉快といふが如きは主として具備するを要せず、唯その家の品位を現はし、且、賓客を禮遇せる心を失はざれば、足れり、尤も出入の便はこれを占めざるべからず、然らざれば主客共に時間を空費する處あり。

(四) 一家眠食の場所としては、居間、寢室、食堂等の設備を要す、居間と寢室とは成るべく別室を要すれども、已むを得ずば之を兼るもよし、唯これと食堂とは區別せざるべからず、食堂は特にその設備なきものは、居間を以て之に充て、寢室は更に室を異にする必要あり、然らざれば眠食共に不安なるを免れず、又食事の調理所たる臺所と、食事すべき場所の食堂と相接続すべきはいふまでもなければ、器皿の響の耳に徹

するは、餘り快よきものにあらず、これ等は假令其室を連接せしむるも、その間に十分の障壁を置くを要す、又寢室は凡て寢臺の設備を要す、この一事は將來の家屋制上主要なる點に屬すべし

一家眠食の場所は、第一に衛生的なるを要すべし、裝飾の如きは多少の必要あらんも、決してその主たる部分を占めざるものなり、又整頓と靜肅は極めて必要なり、これ家人の注意に待つべくして、家屋の構造は之と何等の關涉なきが如くなれども、その實は決して然らず、わけて整頓の如きは、主として部室の配置如何に關す、間毎の配置あしき家屋にては、如何に注意深き家人を有するも、多くはその詮なきものなり

住居の改良

ドクトル小此木信六郎

敷地の廣狹、家屋の大小は別問題として、凡て住居はヨリ多く家族に安心と快樂とを與ふるが主眼であらうと思はれる、主人夫婦の居間や老人達の隱居座敷が如何

に善盡くし美盡くしてあつても、同じ家族の一部である書生や女中達が、祿に日光も透射せぬ薄暗らい狭まつ苦るしい二疊敷き位の室に燻すぶつて居るやうでは、其れは住居の原則に不合格の構造配置と云ふ可きである、然らば住居中最も共同的の部分は、何々であらうか、主人も召使も一所になつて談話したり遊戯したりする處の住室、食堂、湯殿、便所、庭園等は、先づ主たる共同的の部分であらう、然るに日本の住居組織は何うであるかと云ふと、年に一度あるか無しかの一家の吉凶事に使用する座敷に全力の半ばを割いて日に三度づゝ必ず使用する食堂をば臺所の脇なる例の薄暗い二疊か三疊に定めて置き、又た庭園の如きも、奇草を植え怪石を並べて成る可く小兒などの遊戯を避ける仕組みに造築されてある、去れば一家族の公園たる性質を帯び居る庭園は、香を焚き茶を啜る生ひ先き短き一二老人達の眺望に占領せられ、最も活潑自由の運動遊戯に精神を養ひ身軀を鍛える必要ある前途悠々たる兒童等は、常に室内の片隅にコソ／＼して居らぬと好けないやうな奇觀を呈して來るのである、其處で自分が若しも今日の自分の境遇に適當なる小兒の育養を中心とする家屋の築造を理想的に仕組んで見ると、ザツと斯様なるのである、總坪數凡二十四五坪の平屋建と假定し、小供達の自修室十疊、住室八疊、食堂

六疊、女中室三疊、書齋四疊半、簞笥其他の道具を入れる納屋三疊、臺所四疊、浴室三疊、一寸した應接の出来る疊廊下四疊外に便所と云ふ風に遣りたい、小供を主とするのであるから其に基いて、小兒の自修室、住室等に日光の透射の善い様に各室を配置することにせねばならぬ、併し之れは自分一人の空想に過ぎぬことであるが、大體此等を標準と爲し、斯くて家族の種類員數等に參酌して家屋の築造に改良を施したらば如何のものであらうか

建築のことは自分には分らないが、床下一面凡てタ、キに爲し、床板も成る丈け厚い丈夫な材料を用ひて取り、外しの出来る様にして置くがよろしからう、東京では年二度大掃除を行ふが、下あれば至極結構ではあるが、現在の家屋の有様では思つた程の効驗はあるまい、序をタ、キにし、家屋の周圍に適當な排水工事を設備して置き、年に幾回か疊を上げて床板を洗ひ、其の洗つた水を床下のタ、キに受けて流す事にしたなら、所謂根本的の清潔法が出来てどんなに居心が好いか分らぬではないか、現に生理學者で有名な山田良叔君などは之を實行して居る一人である、タ、キなど、云ふと、大層な入費にてもなるやうに思ふが知らんが、坪一圓五六十錢で仕上るそうだから、假りに三十坪の平家を建築するとして僅かに五十圓以内

で辨ずるのである、くだらない裝飾に餘計な金をかけるよりかも、斯様云ふ大切な所を確乎として置くのが肝腎であらう、次は便所であるが、現在の構造は概して之に注意を拂つて居らない、食堂は食ふ處、便所は排泄する處であるから、人間の營養の方面から視ると、便所は食堂と同一の作用を有つて居るではないか、假令充分の設備が届かぬ迄も、光線の受け方を能くし、臭氣の發散を便にする位は必ず實行して貰ひたい、昔の東京の辻便所に入ると餘り臭氣が激しいので眼にピリ／＼痛みを感じたものであつたが、今日電車的に天井の周圍に窓を附ける設備に改めてから、尤て臭氣を覺えぬ位に發散の工合が能くなつて來た、普通の家屋でも彼の式に便所を作ると宜しい田舎の便所に入ると眩暈のするほど強く臭氣を感じるが、しやがんで下の方に鼻が向くと段々に其れがうすらいて來る、つまり臭氣は上へ上へと騰蒸して行くのであるから、側面に穿つた窓や金隠しの前に作つた窓などは、臭氣の發散と格別な關係がないのである、次は鼠であるが、彼奴は明るい所は禁物であるから、各室共成る可く光線の受けを能くするのも鼠除けの一つの方法である、扱て其の根治法としては、家屋建築の際に流し下の孔や湯殿の排水口に鼠の通らない程細かな鐵網を張つて置くことである、鼠は内部から沸くものでなく外部

から襲ひ込むてあるから、其れを防ぐことに力を用ひないと何の効なきに終つて仕舞ふ、次は庭園であるが、之れは以前も言つた如く、奇木怪石の専有とせず、上品な果樹蔬菜なども作つて小兒等を喜ばしたり、家族を満足させたりするがよろしい、其れに小兒の居る家屋であつたなら、庭園の多くを小兒の運動場に充てることは忘るべからざる注意の一つであらう。

市中に於ける多くの貸屋の設備は人を人間として待遇して居ないで、尤て動物扱ひして居る、九尺二間の長屋を初め、三室四室位の家屋に住つて居るものは、其の職業に於て其の品行に於て最も善良なる市民である。然るに此等の住宅の衛生的設備は實に言語道斷であると云はなければならぬ、店賃も拂はずに怠けて居る奴が多いから動物も同じだと云ふ家主もあらうが、其れでは餘りひど過ぎる、牛馬の方面にさへ動物虐待防止會など、稱へる慈善團體があつたり、人殺し、泥坊、ペテン師など云ふ人屑を收容してある監獄でさへ改良々と絶叫されて居るではないか、大勢の中には如何はしい連中もあらうが、人間の住む可き家屋は人間に住はせる精神で設計して貰ひたい、其處で自分の理想を一つ述べて見ると、近來頻りに擴張しつつある市の場末の廣い地面に一劃を爲して、其れに人間に住まはせる標品的

貸屋を設計されて欲しい、而して其處には學校教員とか警察官吏とか云ふ職分の重い割合に待遇の薄い人々を住はせて欲しい、どうせ多分の家賃を拂はず譯に行かないから間敷も二つ三つてよろしい、其の代り一般の建築は勿論雜作、疊、建具も堅牢質實で其の上諸事衛生的であつて如何にも住み心の善い様に拵へて欲しい、其れから其の一劃内は飲料水も善く下水も行き届き、劃内各戸の小兒の自由に安全に愉快に運動遊戯し得る運動場も器械も備はり、又た中央には差配所あつて其處には會堂の如き廣い一室が設けられ、其の室内には新聞雜誌は勿論、多少の藏書もあつて、各戸の家族は朝な夕な其の室内の彼方此方に安坐してゆつくりと讀書も出來、稀れには其處に名士を招待して講演を聞いたり、祭日などには其處に集つて演藝會を催ふしたり、各戸の冠婚葬祭日も其處で行ふことの出來るやうにして欲しい、斯る愛護ある貸屋に住ふ人々は如何に樂しきことであらうか、其處の風儀は必ず正しかる可く、其處に生ひ育つ兒童は必ず健かにして且つ順良穩健なる精神を作らるゝに相違あるまい、扱人間を動物扱にする奴も惡い、が退いて考へると吾れ人銘々の心掛けとしては、矢張自分の一面を動物と視て其の保護に力を用ひねばならぬ、妻を娶つては良人と云ふものになり、子を産んでは親と云ふものに

なる迄は即ち動物的本能であるから其の本能に對しては之れを愛護す可き所謂衣食住の義務が生じて来る衣食住に汲々たる者は俗物であるなど、古豪傑を氣取つて見た處で持つて生れた本能は容易に壓へ切れるものでないから窮迫の極は昔使つた下役の門前に十錢二十錢の助力を頼むと云ふ見つとも無い振舞ひをする事になる、大學醫學部の創設者とも云ふ可き某獨逸學者の如きは現に此の流の一人となり彼所此所と二十錢三十錢づゝ頼んで歩くと聞いて居る人間はどうかせ其の本能に克たれぬものならば老後に見つ共無い落ち振れ方を見せるよりは、大概の處で一ト準備が必要であらう、此れは豪傑改良の一端として序乍ら言添えて置かう、併し餘り動物になり過ぎてワン／＼言つては困るヨ

第五章 家屋雜觀

第一節 市街の家屋觀

第一項 東京市の家屋觀

都市の美觀は、輪廓の均整、道路の劃一及び統率、その構造の完全、溝渠の準備、電燈瓦斯燈の普及及び家屋橋梁等諸建築物の宏麗によりて保たる、わけて家屋は都市美觀の主要の部分を占め、その均一、宏壯、堅牢、美麗は、全く都市の品位と殷富との標彰なり、然るに現在の東京市は果して如何の狀をなせるか

東京には家屋制なるものなし、故に今の東京は、恰も家屋の雛形を陳列せる如き觀ありて、鐵骨石造の家屋の隣に、普通の木造家屋なれば、その對門の地に、塗家あり、赤煉瓦の建築あり、漆喰造あり、ペンキ塗洋風摸造の家あり、瓦葺あれば、柿葺あり、亞鉛葺あれば、茅葺あり、平家あり、二階建あり、三階造あり、殆んど千樣萬態にして、この間に何等の一致なく、實用以上には全く無意義といふも可也

然れども是れひとり東京の家屋觀に就てのみならず、日本に於ける凡百の制度事物は今正にその過渡期にあるを以て、悉く斯の如き雜駁混亂、不統一の狀態に在り、

殊に東京市の如きは、歴史を有する都市にして、往々三百年前の舊建築物を有するを以て、その家屋制の如きは、貧富貴賤の差のみならず、併せて二三百年の間に亘る時代の差をも現はせり、その雜駁なるは當然のことなり、且つ東京市の區劃は、その發達の度に随つて次第に膨大せしものなれば、家屋に位置と方面を與ふる所の道路自身已に不均整、不統一の状態にあり、いかで獨り家屋の雜駁混亂のみを咎むべけんや、然れども已に日本の首都として、人口二百萬を包容せる都會の品位上、早晩この混亂と雜駁とを整理し、衆目一綱に繋がる如き次第と節制を與へざるべからず、然してこれをいふ前、先づ現在の東京市街が如何の狀にあるかを詳述すべし

(一)地勢 東京市は、小丘陵を以て三面を回繞せられし、瀕海の平曠地なり、帝城はこの丘陵の中央に位し、後に高地を負ひ、其前面は平坦にして、遠く兩總の野に接せり、後面の高地は概ね市民の邸宅地にして、高低起伏一様ならず、樹木と人家と錯落參差し、延て郊外の小驛站到接す、前面の平地は市の中心を造る所の、殷富の市街地にして、大小の河川、溝渠等、此間を縦横に貫流す、此の如く、地勢の上に、已に山、手、下、町、の兩地域を分ちたるより、市街中、その各方面に小聚團地を形つぐり、その間に連絡あれども統一なく、交通機關の設備は幾許かこの情勢を打破せしに相違なしと

雖も、その迂回と無意味なる延長は、時間を徒費すること多く、全市は今に於て、猶活潑なる有機體質を具へざるものに似たり

(二)道路 市の道路としては、一個又は一個以上の或地點を中心とし、これより蛛網狀に四方に支路を張るか、然らずは、直線に最捷路の大幹線を引き、小幹線と支線は、この大幹線と並行的に又は直角的に引くか、凡て全市を或同一約束の下に置き、部分と部分に連絡あり、總ての上に統一あるが如く爲すべき筈なり、然るに東京市の道路制は、殆んど亂線を束ねし如く、直達せるあり、迂曲せるあり、離るゝ如くにして合するものあり、ごうする如くにして離るゝものあり、旁岐百出、何等の節制なし、その市政當局者の手によりて經營せられつゝある市區改正事業の如きも、糊を以て敗紙を補綴する如く、東倒西扶、一時を苟且し、更に歸一の目的なきものに似たり、故に事業の結果よりすれば、年々歳々同一の事を繰返し、電車事業の先棒となりて、市民に不安の念を與ふる外、未だ顯著たる効績を收め得ざるが如し、随つて市民の衛生と大關涉ある排水事業の如きは、未だ何等の經營をも見ざるなり

(三)家屋 此の如く道路制未だ完成の緒に就がざるを以て、家屋制の如きは更に一層不整頓なり、甚だしきは未だ之に就て何等の計劃も、措置も、市政者の手によりて

爲されしを聞かず、尤も日本の家屋制なるもの、今日の所未だ識者間にさへ決定せられたるにあらざれば、市政者の見を以て、随意に或制限法を設くる如きは、其害を見て其利を見ざるやも計られざれども、堂々たる大都市が、何等の家屋制度なしといふは、恥辱といはんよりも寧ろ奇怪の事實ならずや、然れどもこれ等未決定の所因は左の數個の事情に歸すべきなり

- 一 日本^の造家法^上未だ歸^一の典型^を有せざること
- 二 市民^の富^の度^の低きこと
- 三 市政當局者^の怠慢

その細節はこれを家屋制の條に分解すべし

第二項 市の家屋制

市の家屋制を如何に決定すべきかといふ問題の先決問題として、日本の造家法上、最良の典型を定むること極めて必要なり、然もその最良典型といふは、國民が今日

の生活状態と適應したるものならざるべからず、進歩したる、建築學上、最好、最善の造家式を決せんは、或は困難ならざるべし、唯その決定が、吾人が、普通の富の度と甚だしく懸絶したるものならんには、以て一般の人の依據すべき造家式となすべからざる也、故に都市家屋制を決定する最近の手段は、家屋制會議を興し、或方法を以てこれ等の程度を調査し、傍ら實行の手續をも研究すること是れ也

家屋制調査會議の決了を見るまでは、現在の市區改正事業を中止するを可とす、元來市の事業として見るべきもの少き中にも、わけて市區改正事業程、姑息にして然も無意味のものあるなし、前節に述べたる如く、道路と家屋とは分つべからざる關係ありて、家屋制は道路の廣狹、長短、構造の状態によりて、決せざるべからず、又道路制といふも、家屋の大小、高低及び建築方式によりて定むべき點頗る多きことなれば、相互關涉の主要の點を決定したる後に、二者各その大方針を確立し、然して其實行に取かゝるべき等なり、若し單獨にその完成を急がんには、一時の糊塗に過ぎず、矛盾の状態に陥るべし、二者の性質實に然あらざるべからざれば也

- 一 家屋の高さは道路の幅に比例すべし、言換ゆれば道路の幅員は兩側の家屋

の軒高に上りて決定せざるべからず

二 道路の長短も亦多少家屋の高と比例すべし、然れども道路の長短は、主としてその幅との關係に基くこと勿論なり

三 橋梁の建造は、家屋の建造と一致若くは調和するを要す

四 日本の家屋は凡て直線的なれば、道路の形状も亦直線的なるを要す、但し最も緩き曲線はその一致を害せず

五 道路と建物の色の調和を要す

こゝに主としていふべきは、東京の道路が兩側の人家の軒高に比して、餘に廣裕に過ぐることなり、東京市内の家屋は、二階建を普通とし、高さも三階建に過ぎず、然るに道路は廣きは十數間にして、狭きも尙五七間の幅を有するを以て、その市街の淋しきこといはんかたなし、是れにても日本第一の都會なる東京市の、最繁盛最般販の地區なりやと思はしむるもの極めて多し、所謂市區改正事業の進捗するに隨ひ、この感は倍々深かるべしと考へらる、これ市區改正事業は、東京をして寂寞たる北海道の市街の如からしむるものといふべきなり、市の繁盛は果してかゝる無謀なる方法と兩存すべきや否や、研究に値する重要問題にあらずや

その他市の道路制に就て、いふべきもの數多あれども、家屋との關係に切ならざるを以て略す

第二節 家屋と震火災

第一項 家屋と火災

東京市に於ける最近數年間の出火度數、及びその損害概算は左記の如し

年次	戸數	出火度數	燒失坪數	損害概算
明治三十三年	三六九、三七三	六三七	一七、七九一、七四	三八四、五三七、四四〇
同 三十四年	三八二、〇五六	六八二	二四、八九二、一三	二九二、二五二、九四四
同 三十五年	三九二、〇三九	七六五	二〇、七四二、五八	五三八、二九三、二七三
同 三十六年	三九七、四〇二	八二八	一八、一四八、九〇	五四七、五一三、四一四
同 三十七年	四三〇、一〇一	八六三	二二、一九三、六五	六五八、五二七、六七三

第一篇 住居 第五章 家屋雜觀

更にこれを建築物の種類によりて區分すれば左の如し

年次	木造		土藏造	煉瓦造	石造	合計
	屋上燃質物	屋上不燃質物				
明治三十三年	一〇、二一九、九一	六、八四六、九二	五四二、四一	七二、五〇	一一〇、〇〇〇	一七、七九一、七四
同 三十四年	一一、一五五、八〇	一一、〇四一、八六	六一九、八七	七四、六〇	—	二四、八九二、一三
同 三十五年	一〇、〇八九、九〇	一〇、〇一四、三四	三〇九、八五	三二八、四九	—	二〇、七四二、五八
同 三十六年	一〇、五五八、五八	七、二六六、五〇	一一四、二〇	一九九、六二	—	一八、一四八、九〇
同 三十七年	八、七九七、一六	一一、七六八、八八	一七〇、二五	—	—	二二、一九三、六五

即ち一年五百戸に就き、畧一戸焼失の割合なり、これを數十年の昔に比すれば、その度數を減ぜしこと固よりいふまでもなく、これより以上、更に焼失戸數を減ぜしこと、尙一層明白の事實なれども、一年八百回以上の出火度數は、これを少として放にするに能はず、されども防火上諸般の設備は、これにいふべきことならず、本篇には唯建築上より少しくこれが概説を試むべし

木造家屋は、假令瓦の如き不燃燒質の被覆をなすも、本來に於て燃燒質材料の多半を占むるを以て、耐火性の建築として不完全なることいふまでもなし、されども鐵骨石造の如き建築は、今俄に採つて日本の家屋制となすこと能はざれば、都市の造家法として用ふべきものは、土藏造の建築と、防火屏の設備となるべし

土藏造の造家法は、盜賊及び火災の防禦法として、自然に發達したる本邦建築法の一に屬す、この造家法は、外觀の美よりしても、又防禦の堅固なるよりしても、又費用の大ならざる點よりしても、共に普通の煉瓦造に勝れり、殊に煉瓦造の震災の場合に危害多きに反して、土藏造は比較的災害少しとせらる、故に市街の造家法としては土藏造を最優の建築法と爲すべきに似たり

第二項 家屋と震災

完全なる耐震家屋の建築法は、未だ造家法上の軌範として採用せられざるも、尾濃東京酒田秋田の大震災後、この種の研究大に進歩し、簡素の家屋を建築するに就ても、皆多少耐震上の効果如何に留心せざるものなし、今これ等の實驗より得たる研究法の結果、地震に遇ふて潰倒したる家屋建築の欠點を、左の數點の理由に歸することを得たり

一 震動の方向に對し直角に長き建築物

- 二 地質の脆弱なる地面
 - 三 地形の不十分なること
 - 四 古き建築
 - 五 筋違木の少きこと
 - 六 屋根の重大に過ぐること
 - 七 建物全躰の重大に過ぐること
 - 八 小壁及び壁の部分少く、柱の孤立して積載に耐えざること
- その大要を摘載すれば右の如し、されども地震の方向及上下動なりや、水平動なりやといふ如き性質はもと豫知し得べからざるものなれば、これに對する防備は施さん様なし、唯第二點以下に就て、之に接應する建築法を取るをよしとす、今これを概説すれば左の如し
- 第一 地質の堅固なる土地を擇ぶべし、若し埋立地の如き地質ならば、之に十分の地形を施すべし
 - 第二 第一の場合の如きは勿論、凡て如何なる土地と雖も、地形は十分なるを要す、地形の如何は、その家屋の生命の半以上を支配す

- 第三 小屋組は、太き木材を堅固に組合すよりも、筋違の木を多く使ひ、小材を許多寄せたる方よし、これ一には屋根の重量を減ずる利益あり
- 第四 屋根の重大なるは危険なり、是に巨材を使用せんよりも、これを柱又は床下使用せんに若かず
- 第五 柱は成るべく太き方よく、連接せる室ならば小壁を使ひ、又室の周圍は、開放すよりも壁を使ふべし、凡て柱に過大なる積載力を負はしむるは危険なり

第二篇 衣服

第六章 衣服の概説

第一節 人と衣服の関係

住居の家族的なるに對して、衣服は個人的なり、食物の平民的なるに對して、衣服は階級的なり、住居はこれを世々にすれば、貧しき人の美なる家に住むことあれど、衣服は其人に應じて貴賤貧富の區別あり、食物はその日々の營なれば、貧人と雖も美食の口に入ることあり、衣服はかゝる例少かるべし、住居は耐久の性質あれば、五十年百年その規模を改めずして、石造の家の際に、草の家根喜ける佗たる住居あれども、衣服の流行は概ね世と共に移りかわるなり、又食物には流行り廢り多くして、猩唇熊掌の美は今名のみとなれど、衣服の流行は、色、模様、仕立様の如何にありて、其質にさしたる變化なし、衣食住共に缺き難き人の生活品なれど、其性質効用意義には各々一致あり、不一致あり、その人との關係よりいへば、保存の長短、價格の高下、嗜好の異同、變遷の遲速等共に住居と食物の中間にあるべし

衣服の保存期は永久の住居に比して短かく、食物のその日々の消費品なるに比

して長し、故にその價格は、一人一日の食料に三十倍し五十倍し、又住居の全價格の百分一二百分一に過ぎず、随つて嗜好の範圍は、食物より狭く、住居より廣く、その撰擇亦これに同じ、住居に板葺草葺あらんは怪しからざれど、衣服に烏帽子狩衣、又は上下着たらんは異風なるべし、住居は心身の城廓なり、心身に疎寬なるを主とす、食物は口腹の需用あり、營養に適し嗜好に合するを主とす、衣服に至つては人身の被覆なり、又粧飾なり、儀表なり、住居食物に比してヤ、複雑なる意義を有す、故に一人同時に各様の服裝を有せざるべからず、これ衣服の他の二者と少異ある所以也。

第一項 衣服の需要上價值

衣服の性質の一端は、前節にも少しく説けり、今更にこれを分説すべし。衣服は實用的方面と粧飾的方面とあり、又内藏的性質と外發的性質とを有す、体温維持、皮膚の保護、他より來たる傷害の防禦、操作、行歩の自由の如きは、その實用的方面なり、風姿文采色澤の如きは、粧飾的方面なり、その内藏的性質は、心身の爽快精神

的影響等を包括し、その外發的性質は、品性の發動、儀表の表出とを意味す。

衣服は、自己の娛樂としての量極めて少し、その身心に快しといふも、輕暖清潔といふに過ぎざればなり、故に衣服の美より生ずる心の満足は、自己を客觀的に觀察してなり、これ衣服の住居、食物と嗜好上の性質を異にする要點にして、食物なれば、單に味感に訴へて、その美不美を判ずべく、住居なれば、視感と觸感を主とし、共に主觀的満足を得れば、即ち足ると雖も、衣服のみは、他人の側に、自己を置き、世間が觀て如何に之を美とするか否かを以て、その唯一の標準となすことなり、この點は、恰も俳優が舞臺上に於ける技藝と相似たり。

衣服は此の如き一種の意義を有するを以て、その需用上の價值及法則は、これを第三者の鑑賞に待つこととし、これ衣服に於て、最も流行の勢力大なる所以なり、奇矯なる言論を以て名ある青柳有美氏は、會て香水を以て一種の慈善手段なりといへり、その心は、董の快よき芳香は、その人よりも、却てその人の四近にある人々の嗅感を満足せしむればなり、美服も亦これと相似たり、美服を穿てる人の満足は、直接の満足にあらずして、間接の満足なり、恰も人に酒食を饗し、酔飽せる人々の快よく嬉笑するを見て、自己も亦一種の快心を催ふす如し、これを淺薄なる虛榮心として、斥

くべきか否かは、此處に之を論ぜず。此の如く衣服は、自己の粧飾品たる多量の意義を有するものなり。故に奢侈の慾は衣服に於て最先に發動す。尤も住居の莊大、僕従車馬の貴盛なるは、人の耳目を聳動するに於て最大の驕奢なれども、これもと門戸の富なり、戚族の榮なり、位置と資産がこれに適當したる時ならざるべからず、獨衣服は個人的性質を帯べるを以て、實行し易く、又最先に生すべき慾情なりとす。之を以て古來爲政治家の儉素を以て、民を率ゐるものは、必ず衣服の奢靡を禁じ、これを治國の大本となしたる如し、徳川氏の季世に於ける御服制はこの間の消息を説明して十分なるべし。

第二項 衣服の國民的特性

今日の如く各邦家各民族相分立して、地圖の上に異色を以て彩とらるゝ状態の永續上、各國民凡て特色を保持すること、その生存上必要の手段なりとせば、或國家は、或國語を有する外に、或服制を有せざるべからず、如何となれば殊風異俗は、先づ衣

服の制を以て分つを善通の例となせばなり。

愛親覺羅氏が北方の韃靼族より出て、支那の天下を一統するや、勝國の遺民に施行するに、滿人の服制に式るべきことを以てせり。この一事、清朝の國祚を延て幾年ならしめたる効果ありしか否かを知らずと雖も、國風統一の上に利益ありしや明なり、堅固なる國家は、凡てに於て一色ならざるべからず、服制の區々として、一定せざるは、國民風尙の不一致を示し、社會組織の動搖不定を現はす也。この意は、必ずしも日本特有の一服制を定むべしといふにはあらず、唯一定せる服裝法あれば十分也。如何せん現在の日本は、車夫と軍人に一定の服裝ある外は、他は雜駁混亂にして砲兵工廠職工の行列に似たり。今日の日本は、思想界の混亂夥しき時代なれば、服制の如きはこれを一致せしむること甚だ困難なるべけれど、公會又は朝廷の式服として採用する所のものが、國民日常の服裝と相反する如き極めて奇異の現象なりといはざるべからず、尤も國民好尙の歸趨を考へなば、早晚必ず或一點に歸すべきは當然なれど、政治上の必要より定めし式服は、一時國民の好尙に反し、恰も大化の革新に李唐の制度を摸倣せし如き奇觀を再びせり。元來式服と國民の常服とは、多少の相違あるべきは、勿論なれども、その相違の程度は、極めて最少限たらしめざる

べからず、現在の日本の如く、根本的に相違せる二種の服装を同時に有するは、頗る不便利なり、又不躰裁なり、これ凡ての國民に二様の好尚と二様の習慣を有せしむるものにして、國風統一の上には、一大制度上の缺點といはざるべからず

明治三十七年より同九年に亘れる大戦争の結果として、百二十萬以上の新なる勳章佩用者を生じたり、然るにこれ等の勳章者は、その大多數幾んど百分の九十五位まで勳章を佩用すべき服装を有せざるものなり、元來勳章なるものは、戦功表彰の手段なり、その價值は佩用によりて生ず、然るに佩用によりて價值の生ずべきものをば、式服を有せずといふ故にこれを佩用し得ずとせば、これ強半戦功表彰の目的を失ふものにあらずや、一國の爲政家たる者は、目前の小利害問題に離礙せんよりも、寧ろ此種の現象に注意を拂ひ、既定の制度と民俗との不調和を解決するに、その全力を用ひざるべからず、此の如き不調和は、獨り此の如き支障にとゞまらずや、がて民心の歸趨上、不容易の事態を生ぜん虞あればなり

第三項 衣服と兩性區分

男女兩性服装上の區分は、國民的區分と相讓らざる程の差を、その外觀の上に示せり、これ操業と粧飾の差なり、天意もと人によりて厚薄ありとすべからざるも、國によりて文野の懸絶太だしきを見れば、男女の間に生理的及び操業的差別あるは、少しも怪むに足らず、元來男女權義上の異同の如きは、こゝにいふべき限にあらざ、れども生理的差別により、その操業上に長短異同あるは、争ふべからざる著明の事實なり、已に操業に異同ありとすれば、勢ひその服装にも異同なるべからず、即ち服装は如何にするも、操作の自由と關涉少からざればなり、且つ男女兩性の氣質と、その外貌上の表相は、必然に抽象的意義を異にす、男子の勇武剛毅、女子の柔婉優美、ひとしくその特徴なり、故に服装の美術方面よりして、男子は雄偉瑰麗、威風堂々、たらざるべからず、女子は都雅清楚、風姿嫵々、たらざるべからず、一を鷲鶴毛羽の美に比すれば、一は象獅步趨の偉なるを尙ぶ、此の如くにしてその服装の殊別生ず

何れの國の風俗よりしても、女子の服装は男子のそれよりも遙に美なり、女子は才色双絶を尙ぶといふ、美貌は女子の誇るべきもの、一なり、故に裝飾の法は、天生の麗質を飾り、錦上花を添ゆる美觀あらしむ、然もその裝飾中に於て、首要なるものは

衣服なり故に虚榮心に富む女子よりせば衣服は殆んどその全生命に伴し美術は生活以上なり必須なる生活の餘剰は趣味となり娛樂となる美術はこの餘剰の地に生ず故に女子の服装は美術的なれども實用的ならず濶袖袴國によりてその風の相違あるも例して操作に不便に周旋に巧捷ならず即ち女子の服装は一面に於てその情性の發露なれども更に他の一面よりせば服装によりてその情性を約する點少からざるべし殊にその輕快なる生活法を取らざる如きは主として長裳寬袖動作に敏活ならざるによると也女子をして社會上に活動せしむる利害は尙一問題なれどもさりとて今日の日本婦人の如く全く屋内的生活を甘ずるも決して快活なる生活の道にはあらざるべし尤もこれには多少婦人の道德問題を混ざるを以て服装上よりこれを解決し得べきものにあらざれども服装の關係を有する點は已に前に述べたる如く純然たる日本服は交際場裡に於ける恰好の服制にあらざればなり

第二節 時代と衣服

第一項 古代の服装

上古の服装は今よりこれを稽ふること太だ艱し又この篇にさしたる必要もあるまじと考ふされども推古朝に於きて隋の服飾を摸倣したる以前更にいへば雄略朝前後三韓の服制を摸したる以前別に日本特有の服装ありしならんこの際の服装は日本固有の服装法を識るに於てその概略を辨ふべき必要あるべし今左に古史の記事をたよりてその大方のさまをいはん

こゝに上古の服装とは概して推古朝以後隋唐の服制に摸倣したる以前のものをいふこれにも天孫族の服装と本土土人の服装と又韓國人の服装とあるべしされども是等の區別は今なされん様なしさてこの代の服装法としては第一に貴賤と男女の區別あることを知るに足り又幾多の裝飾品あることを知るに足るなり日本紀應神天皇の條に舟のり水子等が一樣に鹿の皮衣を着たること見え又古事記中卷に菟道皇子賤人の形にならせ給はんとて布の衣袴を着纏ひしこと出でた

り、これ服装に貴賤の差別立ちし證なり、男女の區別はかくは明白ならざれども、天照太神素盞雄尊の高天原に上ると聞き、軍装を爲し給ひ裳を縛ひて袴とし給ふと記紀兩書にあれば、裳は女子の着くべきもの袴は男子の着くべきものゝやうにも解せらる、又景行天皇の記に、小碓命結べる髪を童女の如く梳り垂れ、姨の命の御衣御裳を給はり着て、童女の姿になり給ふとあれば、男女の服装に少差あること知るに足らん、凡てこの時代の服装は、上衣あり、裳又は袴あり、帯あり、履あり、冠あり、冠は必ず戴くべきものとは定らざる様なれども、古きは伊邪那岐尊禊祓の條に見へたれば、本邦古來の服飾品なりしこと明白なり、その他、すひあり、領巾あり、毛衣あり、襖あり、一と通の服装は、定り居れり、概してこの代の服装には、左の如き特色あり

- 一 襟は上頸にし、且つ左衽なりしこと
 - 二 上衣は短くして脛に及ばざりしこと
 - 三 袖は凡て窄かりしこと
 - 四 帯は一重結にして且つ前に結びしこと
 - 五 材料は布多く、絹も多少はあり、又毛皮を着けたるものもありたり
- 上代の風左衽なりしことは、埴輪等にてよく見る所なり、上衣の短かりしことも亦

然り、故に女子には裳、男子には袴又は袴ありたり、尤も裳は男子も時には着たるにや、諸神禊祓の條に見えたり、袖は凡て窄く、今の滿洲服の如し、且つもとは短かりしを、孝徳の朝に立ちこれ長くせしといふ、帯の一重結びなりしは後代までもその風傳はりしと見え、萬葉集卷九に、一重ゆふ帯を三重ゆひ、苦しきに仕へまつりてとあり、材料は今詳しく説かん要なし、以上を上古時代に於ける日本服装の畧説となす、これより推古朝に至り、はじめて官位十二等を分ち、冠服各色を異にする制度を定められぬ

第二項 唐風模倣後の服装

上古の服装は、明白なる證據とてなけれ、必ず韓國の服装をも加味せしことはいふまでもなからん、されども推古以前、公定の服装法なければ、如何なるものがその當時の服制なりしかを知るに由なく、随つて如何なる度まで韓國の制に式とりしかを知る便なし、推古天皇の十一年十二月に到り、こゝにはじめて公定の服制あり、は

り、袖の袖窄く、尤も窄きは八寸といへり、又ゆきも二巾に過ぎず、衽の巾亦狭く、行趁の時開き易く大無禮と、和銅の制に出でたり、裾には襦を着し、これなきを襖といふ。制服は無位より庶人に通ずる制服なり、これ尙ほ一般の服装なりしならんも、この制は尤も知り易からず、總じて當時の服装は、萬葉によれば左の如き種類あり。

毛衣

上古には賤き民もこれを穿ちしこと、前の條に示せり、後には貴き品となりて、兼明親王のこれを襲ねて蕃客に誇り給ふこと史に見ゆ。

藤衣

葛の衣にて、賤き人用ふ、又喪中にも使用せしと覺ゆ。

麻衣

麻ぎぬなり、普通用なるべし。

まゆの衣

絹布にて製せしものなるべし、貴きものなり。

綾衣

帛にて製し、これに文あるものなり。

からころも

「あさかげに吾身はなりぬ唐ころも裾のあはずて久しくなれば枕草子には、からぎぬは短き衣とこそいはめ、されどそれは、もろこし人のきるものなればとありて、唐衣なるべし。」

方衣 袖つけ衣 下衣

以上は衣服の制なるべし。

一 重衣 裕衣

又綿を入れし衣のこと數々見ゆ。

鹽やき衣 馬乘衣

その名の如く解せらるべし。

その他すり衣、まだらの衣、あらひ衣、こひ衣等の名あり、貴賤の分定かならざれば、これによりて當時の服制を覗はん便とはならざれど、かゝる名も存せりといふこと、多少温故の一端なるべし、又色に就て左の如き和歌あり。

から人の衣染むてふ紫の

心にしみておもほゆるかも

(卷四)

橡の衣きる人はことなしと

言ひし時より着ほしくなりぬ (巻四)

紫は服色の第一位に居り、黒色はその最下位に居ること、當時の衣服令によりて知らるゝも、黒色を賤民の服色とは断じかたし、これ橡は服色中最下位にあるより、これを借れて賤民の服色となせしものにや、審ならず

他は餘に煩はしければ筆をこゝに止め、更に武門時代の服裝を解説すべし

第三項 武門時代の服裝

公家政治より武家政治の時代に入り、世は鎌倉幕府の統治となりしより、服裝上大なる變を起せしはその質素の風の行はれし事なり、由來尙武の氣象と勤儉とは表裏の關係あり、長袖袴の世は、風俗奢靡を尙び、文物制度、凡て花やかなるを、主とせれども、武人は天性驕奢を好まず、強勇撲直はその資質にして、質實簡素はその好尙なり、かくて鎌倉時代より、中間小者は布四幅もて作れる短き袴に草にて編みし脛

巾を纏ひ、士人は官位あるもなきも、凡て烏帽子、直垂を着れり、又公家の人々の朝服の織紋を家の徽號となせしより、此風武家に移り、後には一般に紋といふものを用ひ、これを布直垂に着けしより、大紋の稱起れり、武家は弓ひく便をはかり、藺にて作りし笠を被り、色革にて之を飾る、これを綾藺笠といふ、女は凡て打掛を着、道を行くにはむしたれぎぬ着けたる笠を被ぶる、これその頃の世の様なり

足利時代には、公家武家ともに直垂にならべて、素襖を常の服となす風行はれたり、肩衣はこの袖をひさちぎりしものといふ、如何にや、又羽織も室町の頃より行はれしが、これは公家の道ゆく時に着たる胸服より起れりともいふ、果して然るや否やを知らず、女は絹一幅を六つばかりに裁ち、これを帯となし、門を出るときは蒙衣として小袖を頭の上より被ぶる、又は布を左右へ垂れたる上に、塗笠被りたるあり

徳川時代には、士人は羽織袴を常服とし、公の勤には肩衣を着け、式日には慰斗目の小袖に麻上下を着せり、幕府の禮服は、官位高きものは直垂狩衣、大紋を着け、五位以下は布衣、平士は素襖を着用し、何れも烏帽子を被ぶれり、又武家の姫女は袴をつけ、大禮には袴をも穿ちしといふ、平民は普通着流し縞の羽織にて、式日には紋付羽織袴、又は麻上下を着用せり、唯帶刀は許されものゝ外は佩び難きものなりき

徳川時代もその初め貞享の頃までは、戦國風の残りて殺伐の氣ありしかど、風俗は横直にして奢侈を知らず、元祿正徳に到り、その文明爛熟の期に達して、こゝにはじめて驕奢の風生じ、殊に大奥は婦人風俗流行の源泉となれり、その後遊所歌舞伎の繁昌につれ、流行は凡てこれより生じ、江戸の風俗は益々奢侈となり、延て明治の新時代に入れり

章四項 現代の服装

現代は徳川時代に比して服装上多大の變化あり、狩衣、直垂、素襖の如き中古の服制は全く地を掃へ、袴と雖もこれを着用するものなく、神祇官のみ多少往日の名残をととめ時に烏帽子姿を見ることあるのみ、その他は羽織袴を常服とし、一般に洋服を用ふ

現代の服装中、禮服制服の規定あるものあり、文官武官の大禮服、正装及び普通人の燕尾服の如きは禮服にして、判檢事、軍人の軍装、警察官、美術學校教官の服装は制服也、これ等は凡て一定の制作法あり、普通士民の禮服は、時としてフロックコーを以て燕尾服に代用し得べく、又宮中の御式の外は、紋付羽織袴を以て禮服に代用し居れり、女は洋服又は袴袴を以て禮服とし、時として白襟紋服を以てこれに代ふるこゝとあり、普通の式には凡て白襟紋服を用ふ、今左にこれを分説す

第一 男子の服装

男子の服装は、洋装と和装の二あり、洋服には燕尾服、フロックコート、モニングコート、背廣服を用ひ、和装には羽織袴及び着流しの二あり、洋装は世界一般の服装法なれば、今殊に之を掲ぐるを要せず、單にその和装に就てのみ、單簡に説明をなすべし

一 上着及び下着 黒羽二重五ッ紋を上着となし、白羽二重又は鼠羽二重の下着二枚を合せたるは、和装にての禮服なり、又銀鼠、淡利休、柳鼠の無垢の二枚製或は小紋羽二重、更紗羽二重の襲も流行す、その他は縞物、飛白等にして、紋付羽織と袴を着くる場合は、凡て微塵、萬筋の如き縞柄の細かなるを尙ぶこと、猶フロックコートを禮服に代用するとき、そのツボンの無地又は目立たぬ縞ものを尙ぶ如し

縞物を上着としたるときは、下着はあらかし縞物、縦横格子、更紗形等を用ふべし、變り風通、市樂の格子縞目下流行す、凡て下着は上着よりも派手なる物を用ふ、又上着の地質は、縞物に清涼織、東華織、斜綾紋、お召綾、お召綾糸織等を上とし、縞市樂諸糸織、節糸織、結城紬等を中とし、伊勢崎銘仙、米澤織、かわり八丈、秩父銘仙等を普通とす、地色振合はその時々々の流行によるべし

二 羽織 黒羽二重五ッ紋の羽織は禮式用にして、これは紋付と對せしものなるを要す、その他の場合は黒七子、羽二重、鹽瀬、黒奉書等皆紋付羽織の地質なり、紋は五ッ所、色は黒地にして、商人用の無地ものには、鐵サビ鐵鐵納戸等種々の色合あり、羽織の縞物は清綾織、東華織、市樂より糸織、繫羽織、結城、紬、節糸織、銘仙、秩父等にて、中にはお召及びの小紋の羽織を着する人あり、されども小紋及び黒縮緬は、婦人の外、男子としては藝人にのみ使用せらる、この他飛白には大島、結城、米澤、八王寺等あり、もと薩州などより出てし風なるへけれど、今は薩摩汁と共に天下に流行す、但しその略装たるべきはいふまでもなし

羽織の裏地は、縞紋、色の甲斐絹尤も普通に行はれ、高價のものには、縮袷、緞子あり、又繪子、紋羽二重、八橋織等あり、最も贅澤なるは多く無双を用ふ

三 帶 今は男帯も幅廣となりて、三寸はその丈法となれり、尤も高價なるは緞一織にして、之に次ぐは縮袷なり、されども需用の普及せるは博多なるべし、博多にも本場と八王寺物の二種あり

兵兒帯は白の濱縮緬多く用ひられ、その幅は大幅、中幅の二つあり、近來學生間には、絹縮色絞り木綿幅もの流行す、面白からざる風俗なり、元來兵兒帯も薩摩風にして、禮装には元より、家常宴居の時よりは他に用ふべきものにあらず、着流し姿にはよし、袴を着るときは用捨あるべきことなり

四 袴 袴は茶苧、仙臺、平博多、平吳、撰平、嘉平、次平、秋田平等あり、今は仙臺、平に兩面仕立ありて、裏なしにて着用せらる

五 單衣 千歲織、綾、お召山科、お召寶織、うづら織、時好織、和光織、結城つむぎ、銘仙節糸等あり、久留米、薩摩の飛白亦行はる

六 帷子 禮服には白越後、奈良晒に紋を染出すよく、普通用は薩摩上布、越後上布、八千代上布、其他は例により越後、紹紗等なるべし

セル、チルも亦夏衣に這す

七 夏羽織 紋付は紹紗を主とし、越後米澤保多織等亦よし、普通は無地と縞の

絹紗、透谷等なるべし

八 浴衣 浴衣は常服中の略服なり、普通木綿縮又は眞岡木綿の模様ものを用ふ
この他胴着襦袢は略す、又外套、合羽、十徳等の服装あり、凡て省略に従ふ

第二 女子の服装

一、三枚装 正装には黒縮緬の紋付、白羽二重の下装、白襟なり、その他は縮緬、山繭入縮緬、鶉縮緬、紋羽二重等にて、裾模様廢れて江戸袷模様となり、模様は寫生風を模様化せしもの今流行すといふ、色合は、納戸、勝色、淡勝色、桔梗色、空色流行し、老たる向は鼠、鯖利休等なり

小紋は紋付以外の普通用として用ひられ、其他縞物、譬へば縞お召、紋お召、高貴織、節糸、銘仙等も亦用ひらる

二 羽織 女の羽織は略装中の略装にして、少しく野鄙なれども、今は一般に用ひらる、黒の紋付一時流行せしも、少しく廢れ、三ッ紋の色は前記のものや、濃き

もの流行す、裏地は友禪羽二重、純子、襦珍等なり

三 長襦袢 友禪縮緬を第一とし、羽二重紋羽二重も亦用ひらる

四 帯 帯は縞珍、唐織、金銀泥織を正式とし、略装には厚板織流行し、片側帯は博多を一とし、厚板、縞珍之に次ぎ、色襦子、小柳、縞子亦用ひらる

五 夏物 紋付物地質は、絹縮緬、絹絹縮、絹明石、壁明石、白の紋縞、壁縞、白越後等なり、色合は若きに今様紫、花葡萄、小豆色等にて、其上は消炭、花田色、お召納戸、革色、オリノなり、凡て藍氣の交りしもの流行す

縞物は以上の諸品と、淡葡萄色地の紋お召等なり

夏帯は鹽瀬、絹等多く、模様は一概にいひかたし

浴衣地は夏季尤も婦人向に流行す、其意匠は、年々巧妙になりゆけり

以上は現在服制の一斑なり、男女ともに唯和装の方面のみを記す、この他に女子には洋装及び袴の流行あり、又吾妻コードも明治の新服装なり、道ゆきは多少その製作舊時のものと相違あるが如くなれども、これ亦流行の一つなり、袴の如きも古式の復興と共に、上流社會には行はる

要するに現代の服装は亂雑不統一にして、既往一千年間に現はれたる有ゆる服制

が同時に同一の社會に行はれ、加ふるに全世界の服裝も亦同時に同一の社會に行はる。これなきは、清韓人及び半開國の服制のみ、又服制の凡ては日本古式、西洋式等に依據せしものみにて、全く別種の制作といふべきは、前に擧げたる判檢事辯護士、及び美術學校教官の服制のみなり、この意匠は故黒川文學博士の提案になれりといふ。

第五項 將來の衣服制度

衣服の制は他の住居、飲食の如く、同じく將來の一發展の餘地を止めたり、現代行はるゝ所の衣服制は、唯この新服制を見るべき時代の過渡期にして、既往一千年、東西一萬里の有ゆる制服が、一時に同一の社會に表はれ、秦人、越人、舟を同ふして坐し、古人、今人、屋を與にして語る如きは、必竟その歸着點を知らず、何をもつて、現代の服制となすべきやを決し難ければなり、いはゞ現代の社會は、衣服の見本、陳列場なり、吾もくと競ふて新様舊儀さまざまの形を以て現はれしかども、まだ大勢の所歸を

明らめ難く、この末如何に成りゆくやらん吾も人も氣迷ふばかりなり、されども已に決定して動かし難き服制あり、禮服制服は即ち是れなり、今これを一々列記すれば左の如し

- 一 神祇官服制
- 二 文官大禮服
- 三 陸海軍將士正裝
- 四 陸海軍將士軍裝
- 五 判檢事辯護士制服
- 六 警察官吏制服及正裝
- 七 學校教員制服

その他一部の文官にも制服の規定あるものあり、林務官、稅關官吏の如きは是れなり、その以外、即ち國民一般の禮服及び常服は、以上の正裝及び制服の如く、元來法律規則を以て定むべき性質のものにあらざれば、今に於て未だ何等の統一を見ず、この後とても如何にあらんか頗る疑はしきことなり

國民が自己の儀表を現はすべき服裝に就て未だ一定の趣味、好尚、及意見なしとい

ふはもと甚だしき耻辱なりこれやかてその國民の精神的に統一し居られざるを證するものなりされども現在の事情はかく一概に論じ得かたきものありそは明治の風俗は有力なる外來の威壓を受けたればなり元來維新の革命なるものも若し對外關係絶無なりしならんには僅に政治上の革命にとまり國民好尚の上は何等の變化を與へずして已みしならんも知れず然るにこの革命は煩雜なる外國交渉を惹起し否本來の事實はこの外國交渉が維新の革命を惹起せしものなれば海外諸國と均衡を保つに足るべき文物制度の完整は尤も當局者の措爲を躁急ならしめなり得べくんば國民の文明を飾るべき衣食住の狀態は翻然その觀を改め盡く歐米各國と同一の範疇同一の程度に上らしめんと期したるならん急ぐものは固くその智悉袋を開つるものなり急切なる指爲施設の前に十分なる考慮の存せんやうなしかくして宮中の儀式と官府の制度は最先に改まり斷髮令出て佩刀禁止の令出て次で燕尾服を以て國民一般の禮服と定められ改革の措置は官府より延て國民に及びたり法令はもと一日にしてなるべし風俗好尚は旬日にして改まるべきものにあらずまして生活狀態と密邇の關係ある服裝の如きは百の令千の法あればとて生活の程度進みその狀態改らざる以上は如何て變風更俗の大事

を成し遂げんやされば宮中の御式には燕尾服を以て禮服と定め給へども一般の國民中この禮服を有するものは一萬人中一人の割合にだに上らざるならずや即ち禮服の名ありてその實なく冠婚葬祭皆公定外の禮服を着け自らも怪しまず世間も亦見てこれを常例となし居るなり殊に奇怪の現象は前にも述べし如く日露戰爭の結果勳章佩用者の増加に對し實際の佩用者はそれが什が一にも及ばぬことなりこれ勳章佩用にはそれ規定ありて燕尾服若くは準禮服たるフロックコートならずばこれを佩用するを得ざればなり死地に入して僅に一生を得然もその功績を表彰する勳章の現代風俗と矛盾せる禮服の規定によりこれを佩用し得ずとせばその罪これ等の禮服を具ふること能はざる國民の上にあるか又この法定者の上にあるが問はずして明白のことにあらずや

其の他普通の生活をなすものにおいて洋裝と和裝の二種を具ふる必要ある如き決して好良なる制度とはいふべからずされども實際の必要は國民の多半を驅り強てこの不便利なる服制の下に服従せしめたり今にして之を改めば更に一層の混亂不便利を惹起さん故に改定の服制は動かすべからずとして以上の如き奇怪なる現象に對し之に如何なる解決を與ふべきやこれ當面急切の問題にあらずや

吾人の考ふる所によれば、唯和洋兩制並存式を執るにあるのみ、若し兩制並存式が公認せらるゝに及べば、勳章所有者にして之を佩用し得ざるが如き憾なく、人はその職業身分と生活の程度により、これを兩有し、或は扁有し得べければなり。新時代の新生活方面よりすれば、日本服は頗る不便利なり、されども、單に不便宜なるのみ、不愉快の服裝にあらず、又不恰好の服裝にもあらざるなり、若し偏に不便利の點より立論せば、日本人の服裝を一般に砲兵工廠の職工の如くならしむるを要す、砲兵工廠職工の服裝は全く便利なり、車夫の服裝も全く便利なり、然も兩者共に現代國民の生活程度に順應す、知らず日本服を非難する人々は、進んで砲兵工廠職工服、又は車夫の服裝を學ぶの勇氣有るや否や。

吾人の見る所を以てせば、獨り禮服のみ和洋兩制並存主義を取るべきのみならず、常服と雖もこの兩制を並存せしむるを可とす、これも姑息の見となさば如何にも姑息の見に相違なきも、これ以上の成案は、吾人實にこれを有せず、又これ以上の改革は、吾人果して目下の吾國民状態に必要なや否やを知らず、こゝに於て少しく比較の要あるは、日清兩國人の歐洲の事物を攝取する所の態度なり、日本は敏活に彼は遲澁に、彼は主として通商貿易の上に發展し、吾は文物制度の上に主として歐

洲式を採用せり、即ち吾邦の服裝は、上流社會に到る程純歐洲式なるに、彼は依然として三百年前の滿洲服を纏へり、この兩者の利害果して如何、日清戰爭の勝敗はこの結果にあらず、立憲制度の採否もこの結果にあらず、唯吾人の考ふべきは、滿洲服を纏へる故李中堂は、歐洲の流行には常に後れざる伊藤侯爵に比して、より以上世人に畏敬せられたることなり、如何なる服裝も、それが國民自らの服裝なれば、決してその人の汚辱にあらず、その人の儀表を傷けず、又その人の人格を、或は高め、或は下すこと、決してなし、これ以上の事實より學びたる吾人の利益也。

女子の服裝は男子の服裝に比し、多少變更の必要あるを認む、そは粧飾の點よりしてならず、又實用の點よりしてならず、唯現在の女裝が女子の節操を保つに於て甚だ不適當なるを明らめ得たればなり、然もこの問題に就ては、後節に少しくいふべき也。

第三節 衣服と品性及び禮儀

第一項 衣服の精神に及ぼす影響

居は風を移すといへり、衣服とて何條人心に影響なかるべき、美服には驕矜の念生じ、粗服には羞辱の心生じ、然らずば矯激の情と拗僻の念起るを免れず、共に中正を失ふ點に於て相同じ、新に浴するものは衣を振ふといふ、これ人情なればなり、凡て新しく美はしき衣類を穿てば、坐作自ら矩ありて、汚れ垢つけるものは、放慢の態なきこと能はず、敢て衣服の毀損せんことを吝むといふに、あらず、唯人情許の如きものなればなり、故に、禮裝者に、恭敬の心あり、燕服するものには、安恬の容あり、科頭に、して、箕踞すれば、自ら白眼にして、世上の人を、看るに、到らん、こゝを以て、服裝は忽にすべからず、心によりて、體にあらはれ、躰を以て心を約す、禮儀は冠服を以て秩序を端し、品性は躰貌を、かつて儀表を示す、即ち衣服は心性の表示なり、人の淑慝、性の謙傲嗜好の美惡、丰采の妍媸、皆これによりて現はれざるることなし。

君子は盛徳あつて容貌愚なるが如し、これ中に恃む所あればなり、されども人皆君子人にあらず、その恃む所あるはよし、唯恃む所あるによりてその躰貌を粗野鹵莽

ならしむべからず、即ち服裝の齊整清潔は、何人も必ず多大の注意を拂ふべきものなり、然らざれば、自らの品位を賤しめ、人に對して禮容を失ふのみならず、吾が心の節制上、これにあらずして、齊整を保つ得ざれば、なり、服裝は間斷なき人心の監視なり、賤しき服裝は賤しき心となり、猥りがましき服裝は猥りがましき心となる。

女房どもの風俗を御覽候へむかしも、今も、武士の妻女は、風俗しやんと、して、小袖の裾は、ほら、く、さぬやうに、針にて、どちて、歩行さへあるに、町の女房どもは、わざと、裾のひるがへるやうにして、脛の白いを見せかけ、仙人を落して、見せ物にせん、方便と見へたり、此心底尤にくらしく、存候また首筋の白きを見せたり、か袴の汚れぬ仕末か、退衣紋にして、中將姫か、雲雀山で敷皮に、乗覺悟仕やつた様に、前へ首を投たれ、見うる紅の襦袢が見せたり、かさにかゆふもない、あたまとめつたに、簪て、かくのも、參る、其外腰帶の結目は、脇にこそ、あらめ、脊筋の長強のあたり、にむすぶもあり、さりとして、ちとなし、からぬ風俗あ、の形では、こゝろの正し、からぬは、理形は心の表事にて、おのれが、こゝろを、表へ、あらはし、武家の女に、嘲らるゝも、しらず、又近ごろ各様の、前で、餘りは、かりな、申事なれど、惣躰あ、の女子の、褌は、とても、他人に見すべきもの、ならねば、小短ふ、漸三里の、少し、下までも、極て、夫ゆる、脚布の、二幅の

と申よし巫女どもが申を承りおき候それに此ごろ町の女房は紅緋縮緬は勿論はなほだしきは縫鹿子など入て前にも申通り小袖の前をほらくさするは畢竟このふんどし見てくれにて候はんがさりとてはさもしき心底武家がたは末々婦女までさやうのむさきものをば人の目にかゝらぬやうにいたすこれが本の女子のたしなみそれに踵より最些下へ引ずるほどにすること一向汚穢ものとあもはぬそうなり女子の二布は長いほど下品の人じやといひきかせる親もないかと思ればしかも母親も一段満足そうて自慢らしく娘と同道で我々が社頭へもはばからずふんどしを見せかけ候いやはや慮外千萬なやつらそれほど下おびが貴くば向後小袖の上に仕おれと申付たし(續下手談)

以上は三省録後編に引用せし一節なり編者附記して曰く今は武士の妻女もやゝともすればこの様の風ありはづかしきことをしらざるなりと今日の風俗は更に如何にや藝者と見誤れしを自慢氣に話す貴婦人あるならずや風俗の鄙汚わけて服装の墮落は品性の墮落と相伴なひ何れが因にして何れが果なるを知らずと雖も一面よりすれば寢に服装が人心に及ぼせる影響の甚深なることを證據たつ今日この服装は貴賤混一なり即ち服制の上よりすれば貴きもの賤しくなり粧飾の上よりすれば貧しきもの富めるものと相ひとし言換ゆれば奢侈は進みたれども品位は下れるなり見よ藝者などに流行せし江戸凄風は今一般の婦人服制となりしならずやこゝに於て服装の階級的區分の必要生ず

第二項 服装の階級的區別

今の如き混濁の社會には服装の階級的區分頗る必要なり但しこゝにいふ階級的區分とは華士族平民の區別にあらず官民の區分にもあらず又貧富による分別にもあらず譬へば前項に掲げし武家の女房と町家の婦女子の如く品位を重ずるものと然らざるものと、區分なり吾人は常に人類に等差を附することを賤しめその平等無差別を信じ國家及び社會の恩愛は凡てこれを均一に霑潤せしむべきものなることを説けり然れども品位自保の爲には必然に或る一種の階級制度を取らざるべからざる理由を明らかにせしめたり服制の如きは實にその一に居る

社會は政治上の保護及び其他の利益に於ては均一なるべしされども事實の上に

は、これさへ決して平等ならず、就中貧富の差の懸絶は、有ゆる位地身分の差の懸絶よりも遙に莫大なり、唯富の差は品性の差にあらず、貧にして正しきもの多く、富んで賤しきもの更に多し、富人は自らその富を負み、且つ念々その富を保護する策を講ずべし、これ毫も社會の平等と相妨げず、故に品性を重んずるものは亦その品性を保護するに努め、品性を輕視する汚劣の儕輩と相犯さざる如く、こゝに一種人格上の階級を造らんも、決して社會の平等と相妨げざるべきなり、元來、良家の婦人と賣春婦と同じ、服裝をなす如きは、決して國民の名譽に、あらず、彼は容色を賣弄して以て命となし、己が節操をその犠牲に供しつゝあるものなり、此は嚴肅なる家庭を持ち、子女の教育を所任となすものなり、兩者の姿相同しとせば、その性情嗜好も亦同じからざるを得ず、これ已に驚くべき家庭の大厄難にあらずや、その原因は必竟するに服裝に階級なく、流行の歸趨常に一途に出づればなり、こゝに於て服裝に階級上の區別を設くる必要、頗ぶる顯著なるを知らん

服裝とは別問題なれども、吾人は日本の社會に士人の一階級あらんことを望むものなり、これ歐洲に於ける中級社會の如く、常識に富み、道義上の判別に鈍ならず、且つ堅固なる操持を有するものなるを要す、四十年前の吾邦には、かゝる階級ありたり、四十年後の今日には、全くこの階級なし、風俗好尚の上、この中流の砥柱を失へし、日本社會の不幸は、現に吾人の經驗する所ならずや、然も服裝上に、一階級を造るは、自らこの種の社會をなす、素因の一となるべく、その好尚は、浮華なる一代流行の中心とはならず、るまでも、一般の國民に儀表を教へ、品性を教へ、幾何が風俗矯正の上に効果を現はすに到らん、元來好尚の downward するは、かゝる防障なきを以てなり、古老物語の一節は、この流行 downward の一面の事實を證せり、曰く

むかしは女の小そで模様十五六才の女はその頃のもやう廿四五ばかりの女はその年の相應のもやう四五才の女はその年ぐらゐのもやう五十以上六十ばかりの女は後家むきとてそのとし位の模様を着しあるくにも其とし位の様子あゆみ帯の恰好も其年相應のもやうにするゆゑ五人十人つれ立てあるくを見るに小そでの模様帯の様子ありき様子にて老若中年は貌を見ずして分りしが近年は十四五才のもやうにも十七八ばかりのものも三十四十の女も老若も皆郡内縞あるひは八丈縞丹後じままたは紋付ものさては無地小袖等帯ははゞ廣をみなむな高にしり長く〜と出しあゆみやうはどたく〜と牛のやうに身品もなくあるく故老若中年皆一樣に見ゆこれは女ながら器量なくみな人まね

をする故也

小袖の紋付無地しま類のはやはりみな遊女の眞似なりむかしは常の女縫箔の光る小そてを着る故遊女は無地もの縞の類を着てつねの女と風かはるべきためなり帯も常の女の帯ははゞせまさ故遊女ははゞ廣の帯をして是もかはるべきため也今は常の女遊女の眞似して無地もの縞の類の小そて幅廣の帯になりしはみな是人眞似する器量のなき故なり

上流の社會が中流の社會の風を學び、中流のものは遊女、役者の風を學び、風俗次第に下向したるは徳川時代季世の傾向なり、明治の今日に至り同しくこの惡風を繼承し、上流の家庭も中流の家庭も同じく藝者などの風俗を見倣ひ、絶て自己の品位といふ一事に注意せざるは慨嘆の極といふべし、これ主として奢侈の及ぼせる惡影響といふべし

第三項 服裝上奢侈に對する觀察

或意味よりすれば奢侈は物の結果なり、富の充足と物質の進歩は自ら奢侈の風を開く、或意味よりすれば奢侈は物の原因なり、美術工藝の發達は、實に奢侈の民風あるによりて生ずる賜ものなり、又奢侈は程度問題なり、或生活程度よりすれば奢侈たらざれども、異なる人異なる生活程度よりして奢侈たることなり、奢侈は時によりて相違あり、鎌倉時代には九献の酒九種の饌は奢侈なりしかども、徳川氏の初政の頃は、茶懷石に六種の配膳式ありたり、されども奢侈自躰の研究は、この段に切ならず、こゝには單に服裝上よりして奢侈の觀察をなすべし

- 一 時代の平和
- 二 工藝の進歩
- 三 民富の増進
- 四 流行の勢力
- 五 風俗の頹敗

その第一點より第三點に到るまでは、説明を要せずして明白なり、唯第四、第五の兩

點に就て下に分解する所を見よ

奢侈は則流行なり、何人と雖も物慾を節制する操持なき以上、經濟の許す限に於て
美衣を穿ち美食を食し、且つ良好なる住宅を構ふるを欲せざるはなけん、況んや流
行が更にこれを煽揚するに於てをや、わけて婦人の天地は小さきものなり、彼は身
後を有せず、遠き未來を有せず、多くは目前の利害榮辱のみに支配せらる、且つその
榮辱といふも、過半は衣食住の營求ならざるなし、若しもその狭き交遊間に於て甲
が吾妻コートを穿てり、乙は三枚襷を有せりといふ一事あれば、彼に於ては魯國が
百萬噸の海軍力を新設せりといふ事實よりも一層驚きの種となる、故に彼一衣を
購へば、此又一衣を購はざるべからず、此ルビー入の指環を穿てば、彼れも亦かくせ
ざるべからず、流行は此の如く狭き範圍より廣き範圍に及び、或は又廣き範圍より
狭き範圍に及ぶ、殊に新聞雜誌の流行案内といふものは、更に婦人の虛榮心を動か
すなり、これ必竟流行の範圍といふも、服裝といふも、凡て一途なればなり、支那婦人
が金剛石の耳環を購へりといふ事實は、決して日本婦人の嗜好心を刺激せず、され
ども新橋の藝者等が何織の帯を買へりといふ問題は、痛くその心臓を鼓盪せしむ、
これ殆んど奇異たる事實なり、一方は普通の婦人にして一方は賤しき賣春婦なら

すや、然るに支那婦人を羨まらずして賤業婦を羨むは、賤業婦の風俗直ちに日本婦人
の風俗にして彼の粧飾は移して日本婦人の粧飾となすべく、又平常これ等の社會
を以て婦人社會流行の標準となせばなり、甚だ苦々しき事實なれども、その事實な
るだけは疑なし、こゝを以て、服裝の一途は、劇甚たる流行を促がし、劇甚たる流行は
更に奢侈の風を助長す

風俗の頹敗亦奢侈を大ならしむ、由來風俗の頹敗は、文明爛熟の後に來る現象なり、
物質的需用のみ非常に進み、國民道義の根底か搖ぎ出せる始なり、故に品性の維持
よりも、驕奢の競争となるは自然の趨勢といふべし、吾人はもと奢侈その者を痛く
排斥せずと雖も、奢侈は常に品性を蔑如したる傾向を伴ふを以て、唯その傾向のみ
を惡嫉す、服裝上よりしても、品性の表示たる嚴肅、整齊、清楚の如きは、服裝の奢侈以
外に保持し得べき美德なり、要するに奢侈と否とは、貧富の表象にして、貴賤の表象
に、あらず、服裝は、貴賤の表象ならざるべからず、これによつて、品性を重んずるもの
と、否らざるものを分別せざるべからず、この點に於て、奢侈は時に惡傾向を現は
せども、よき傾向を現示すること絶無といふも、尙可なるべし、これ奢侈の嘉すべか
らざる所以なり

この他奢侈は生活上の不安を伴ひ、又家庭の良好なる發達を阻害す、故に衣食住は奢侈よりもその清寧恬淡を勉め、わけて衣服は、多費の矜誇よりも品性の高上を旨とせざるべからず、これ吾人が奢侈に對する觀察の一部なり

第七章 生活と衣服

第一節 衣服の實用方面

衣服の實用方面は、生活を狹義に解したる上に認めたる、衣服の消極的意義なり、今これを衛生上の關係、操作上の關係、經濟上の關係の三項に分説す

居は膝を容るゝに足り、食は口腹を充たすに足るを以て満足せば、衣服の用は、單に躰を蔽ふに過ぎず、故に裘葛時と共に改むれば、五彩の文も用ふる所なかるべく、中夜自省背に慚悔の汗を發する時、錦繡の衾もその罪を覆ふに由なし、人の貧富は、幸不幸の差別にあらず、百の營求、看來れば、生を養ふ、一途を出て、錦繡絺紵、これを用ふる、こと時にあり、又人にあり、閑田耕筆にある某侯の愛女の爲に新しき小袖を購はずして、他國に使用する臣僚の爲に、晴着を他に借りて與へしといふも、同じくこの心なるべし、衣服は或時には實用にて足れり、されども實用のみを主とすべからず、これ已に前の章に辨せり、こゝにはその實用上の諸要件を述べん

第一項 衛生上より見たる衣服

衣服は人軀の被覆といはんよりは、寧ろ皮膚の被覆といはん方適當なり、故に衣服の衛生的價値は、如何によく皮膚を掩護するか、の點にありて、随つて先づ皮膚の性能を明らめ、次に衣服の原質に就き、綿衣、麻布絹、毛織物の特質を辨へし上に、その用捨を決すべき順序となる、よりてこゝに皮膚の性能に就て、その一斑を説明すべし

第一 人軀に於ける皮膚の作用

皮膚の構造はこゝにいふ用なし、唯その性能を畧序すれば、左の五點の作用なり

- 一 外部より來る刺激の防禦
- 二 知覺作用
- 三 體温の調節
- 四 呼吸作用
- 五 分泌作用

以上の五作用中、第二の知覺作用はこゝにいふの要なし、今第一、第三、第四、第五の四作用につき、單簡に左に説明すべし

前に述べし如く、皮膚は人軀の外被にしてその防障なれば、外來の有ゆる刺激傷害は、先づこの外被に向つて殺到し來るなり、この際皮膚は人軀の障壁としてその刺激に抵抗せざるべからず、皮膚の圓狀の輪廓を有すること、彈力を有すること、脂肪組織が陥没せる部分を填充し、且つ骨節の突起したるを掩護すること、滑澤を保つこと等、凡て第一の作用中に含まれざるものなし

皮膚の第三の作用は、體温の調節なり、元來寒暑の差は晝夜にありて著しきのみならず、冬夏に到ては殊に酷しき差等あり、然るに人軀の温度は外氣の寒温大差あるに關せず、常に均一の程度を保持し得るは、この皮膚の調節作用に基くのみ、即ち寒時には血管を收束して温の放散を防ぎ、温時には血管を慢張してその放散を便ならしむ、人軀若しこの巧妙の作用なくんば、軀温は常に外氣寒温の度に從つて昇降し、冬時は氷結し、夏時は沸騰點以上に達せんもはかるべからず

第四は呼吸作用なり、皮膚の呼吸作用はもと肺臟のそれに比して極めて少量のものなれども、猶よく水分と炭酸瓦斯を排泄し、酸素を吸收する効力あり、殊に水分の

蒸發は比較的多量にして、平時は人目に觸れずと雖も、炎熱甚だしきとき又は身體を劇しく勞せしときは、この水分球状を爲して盛んに流出す、汗即ちこれなり。第五の分泌作用は、汗腺の外皮脂腺により一種の皮脂を分泌し、皮膚の滑澤と濕潤とを保つなり、これ藥物その他の化學的刺激に對する防障なり。又第一の外來刺激を刺激物自體によりて區別すれば、大抵左の六種に歸することを得べし。

第一 寒熱の刺激

寒熱兩様の刺激にして、寒時に氷傷を起し、熱時に夏日班を生ずる等皆これ也。

第二 光線の刺激

強き太陽の光線に觸れば皮膚を褐色に變ぜしめ、一層劇しきときは火傷の如く水泡を生ずることあり。

第三 電氣の刺激

強き電力の感染は、往々人をして斃死せしむ。

第四 器械的刺激

擊撞壓迫打撲等より生ずる傷損なり、刀傷銃傷亦同じ。

第五 奇生物及病菌

動植物生寄生物及び釀病細菌の刺激なり、各般の皮膚病は即ちこれなり。

第六 化學物刺激

藥物によりて炎症を起すことなり。

以上は皮膚そのもの、性能なり、次には衣服の原料たる綿、麻、絹、毛各種の特質を擧ぐべし。

第二 衣服の原質とその主能

衣服は綿、麻、絹、毛の各纖維の一、若くは二三を経緯して織出せる、木綿、麻、絹、毛、織物を原料として製作せしものなり、故に衣服と皮膚との關係を審にせんには、これ等諸原料の特質を知らざるべからず、例によりこれを左に分説す。

(一) 木綿 木綿は印度、亞米利加の如き暖國に産する植物にして、日本、支那にも多少はこれを産せざるにあらず、この植物の實を掩護せる白色毛狀物は、即ち木綿纖維にして、種子より分離したるを綿といひ、綿を紡きたるを綿絲といひ、綿絲にて織り

たるを綿布といふ、この綿布は繊維の間に空隙多く、多量の空気を包含す、故に熱の傳導力極めて少く、体温保持の爲には極めて必要なり、殊に綿衣の特質として便利多きは價格の廉なると洗濯の爲し易きとの二事なり、外見は尤も美ならざれども浴衣、襯衣等としては毛織物より刺激少く、絹帛より保温力高し、國民普通の常服として、頗る便益ある物なり。

(二)麻布 麻は露西亞又は北海道の如き寒地に生長する、亞麻と稱する植物より採收す、亞麻の成長したる後これを刈取り、これを十分日光に曝らし、枝と葉とを伐り取り、次に或る方法を以て幹と上皮とを取り去り、其間にある肉皮と稱するものを採る、この肉皮は麻の繊維なり、この繊維を紡むぎしもの即ち麻糸にて、麻糸を織りしもの即ち麻布となるなり、麻布は概して濕温共にこれを蘊藏する力なく、体温をも放散せしめ、又皮膚より蒸發する水分をも發散せしむ、故に夏時の衣服として無比のものたり、吾人が麻衣を着けて炎時清涼を感ずるは、主としてこの兩作用に基つくなり。

(三)絹 絹糸は蠶より出づ、蠶口より分泌せられし絹液なるもの、外氣に觸れて凝固するときは絹纖維となり、これが楕圓狀に經緯せられしものは繭なり、繭を煮て紡げば生糸となり、生糸を練り、若くはそのまゝに織出せしものは絹織物と稱せられ、本邦の衣服原料中最上の位地を占むなり、この絹織物の貴重なるは軽く柔かく、又美麗なる光澤を有する諸點の上にある、されども体温を保持すること、皮膚より出づる水分を發散する力は共に甚だ輕微なり。

(四)毛織物 毛織物は羊毛、野羊、駱駝、兔等の毛より造られ、羊毛を以てその普通となせり、この纖維は極めて多量の空気を包含するを以て、随つて体温を保持する點に於ては衣類中第一と稱せらる、然れども濕氣を吸收する量も亦多く、時々これを乾燥せざれば健康を害するに至るべし、又皮膚を刺激すること多く、更に水を弾く力あるを以て、雨衣には適當すれども、襯衣とはなすべからず、以上擧げたる諸種の織物は、その性質に一長一短ありて、衣服の種類、時期、及び身分の高下によりて、用捨を決すべきものなり、今これを比較すれば左の如きものとなるべし。

保 温 力	綿 布	麻 布	絹 布	毛 布
通 氣 性	強	最 弱	弱	最 強
引 濕 性	弱	最 弱	差 弱	最 強
水 分 の 蒸 散	急	最 急	緩	最 緩

瓦斯及臭氣吸收量	少	少	少	最
汚垢の包攝量	少	少	最	最
皮膚の刺激	微	大	最	強

これによれば、保温の必要ある場合、即ち冬時寒氣劇しき時には、毛布を上とし木綿これに次ぎ、絹又これに次ぎ、麻衣最も劣るなり、されども綿入と稱して絹布又は木綿の衣に綿を入るときは、保温力を増大し、絹布と雖もその効毛布に劣らざることあり、又一枚の衣類を厚くせんよりも、數枚を重ね着用せるときは、空氣の包含量を多大にして隨て保温力を倍加するに到る

襯衣は刺激性少くして、且つ多少の保温力を有し、又洗濯に便なるものを選び、ざるべからず、故に木綿綿ヲル等尤も宜し、ヲルは普通の毛織物に比して大に柔かく、刺激性亦隨つて少しと雖も、猶人によりてはその刺激性多きを嫌ふものあり、毛織のメリヤスの如きも亦然り

衣類は保温力大なる程、濕氣を吸收する力大なるものなり、毛布の如きは殊に然り、故にこれ等は常に日光又は火力にて乾燥することを怠るべからず、又毛布は汚垢の包攝量多く、眼には明に見難しと雖も、之を嗅けば臭氣を發することあり、襯衣及び肌膚に接する場所に用ひし時殊に然り、故に時々これを澀濯する必要あり

外部より來る打撲壓迫等の傷害に對して尤も抵抗力あるは毛布なり、又電氣を導かざるは毛布と絹布を第一とす、これ等亦或場合の被護に適せり

第三 服装上の注意

- (一) 厚着の害 厚着は第一に身軀に懶惰の習慣を與へ、起臥屈伸を不自由ならしめ、常に發汗作用を促して皮膚の諸組織を弛緩し、且つ皮膚の抵抗を弱む
- (二) 薄着の害 されども薄着も亦害あり、第一に身軀の營養質を消耗す、馬の如き動物は寒風に當らしむれば、三分二以上の食物を加量せざるべからずといふ、又薄着は感冒にかゝり易し
- (三) 緊束の害 衣服は成るべく緩くこれを着け、身軀を緊束すべからず、緊縛するときは身軀の自由を妨げ、且つ血液の循環を害し、密着するときは肌膚の諸作用を妨げ、空氣の流通を阻害するなり
- (四) 襯衣の交換 襯衣は凡て時期を定めて交換するを要す、これは皮膚の水分及び垢を掃ひ去り、これを清潔ならしむる第一の手段なり

(五) 衣服の洗濯と乾燥、これ亦時々これを行はざるべからず、洗濯の方法は後章に説くを見るべし

(六) 濡りたる衣服、濡りたる衣服は直ちに脱換ふべし、然らざれば病氣の原因となることあり、凡て衣類は乾燥する程、空氣の含水量多く、随つて体温を保ち力大に、又肌膚の蒸發作用を促進するものなり

第二項 操作上より見たる衣服

衣服の効用は前項の被覆作用にとゞまらず、次に操作上の自由に適せるものならざるべからず、今これを歩操作の便宜と、其他の生活状態との關係とに分説す

(一) 行歩操作の便宜、人類の生活は活動を意味す、人は尋思、凝念の時、殆んど死せるが如き、静止の態にあることありと雖ども、これ人にありても、時によりても、共に、例外なり、即ち禪定者の入定、思索家の尋思、文藝作家の空想に耽ける場合を除けば、この静止はひとり人の睡眠時あるのみ、その他は推して心内作用の活動を續くると

共に、手足身軀の動作も亦活潑なる運動を繼續す、故に衣服の製作も亦この運動に適するものなることを要す、この運動とは即ち行歩及び操作なり

行歩は主として足部の運動にして、操作は手足及身軀全部の運動なり、この意義よりしては日本服は頗る不完全なり、故に交通機關の設備なかりし時代には、裁附、野袴、勝引等の窄袴行はれ、上代は衣服の袖も今の如く寛かならずして、一種の洞袖と稱すべきものなりし、然るに承平日久しく、宴安の風人心に浸染し、且外觀の美を主とするより、遂に今日の如く寛袖寛袴の制となり、甚たしきは着流しと稱する懦弱の風行はるゝに及びたり、故に多少保温上の注意さへあらば、日本の寛袖寛袴は衛生上良好の服制なれども、操作上よりしては極めて不便宜不自由なり、婦人の襦の如きは、この不便宜を救ふ一手段として行はれしものならん

洋装は皮膚を緊壓束縛する弊あれども、行歩操作には甚だ便宜多し、故に吾邦の労働者は一種の洋装に似たる簡易の服装を有せり、仕事衣と稱するもの即ち是れなり、由來吾邦に於て洋装は禮服として採用しあれども、その性質は禮服よりも、却て労働服に適當する如くなり、これ窄服通有の性にして、風姿都雅外觀の美なるよりせば、寛服却て窄服に勝るべし、吾邦の制度は恰もこの順序を顛倒す

(二) 生活状態との關係 吾邦の寛服は、操作用の服としてよりも禮服に適すること前にひへり、然して更に燕服に適するを覺ゆ、平生燕居の時は、成るべく軀軀の羈束を解て暢然として自適するを要す、これには窄服よりも寛服の適することいふまでもなし、唯寛服は人心をして懶惰たらしめ易きものたり、譬へば洋服を着し椅子に腰かけあらんには、人を役使せず自ら用を辨ずること却て簡捷の手段たれども、厚き蒲團の上に和服を纏ふて盤坐する時には、立居ともに不便にて、自身は手を缺めて人を役使するやうになりゆくなり、これ日常の生活状態により同じからずと雖ども、心神の安靜と遊息には寛服宜しく、その他の場合には窄服を便宜多しとす

第三項 經濟上より見たる衣服

經濟上よりして衣服を論せば、價格の低廉と保存の永久とは第一に主要なり、されどもこの二點は並存すること甚だ困難にして、價格の低廉なるものは保存期短く、保存期長きものは價格概して低廉ならず、唯適當の注意によりて、或程度まで二者

を並立せしむることを得べし、今これを新調、保存の二節に分説すべし。

第一 衣服の新調

衣服の新調はこれを買入、地質、裁縫の三條に分ち説くべし

(一) 買入 生活の裕なるものにおいて、衣服の購求は唯如何にして流行に後れず、新様の地柄色合を撰擇せんかに苦心すれども、生活の裕ならざるものにおいて、その購求は甚だ困難事たり、毎月定まれる収入を擧げて一家の生活に充て、其餘剰といふも殆んどこれなきこと多きに、衣服の料は如何に低廉の物を擇ぶも、尙一家數人一ヶ月の生活費と相當るなり、こゝに於て不意の收入又は負債等によりて僅に之を支辨するもの多し、されども不意の收入といふが如きは、もとこれ豫期すべからざるものなり、まして負債を起して衣服を購ふは甚だしき不利なり、故に、晏子の狐裘三十年、纒に寒温その時に隨ひ、姑息の計を爲すに過ぎず、かゝる生活者は積立金をなすこと必要なり、もと平時無用の費を節し、一月幾何の額を定めて、これを衣服購入費として積立て置かば、その時その場合に於て大なる差支なからんと考

ふ、軍人の如きは殊に定れる制服あるを以て、極めてかかる必要多し、吾人の知る所の一將校は、曾てこの方法によりて善果を收め得たるを見たり。衣服を購入せんには、時期と場所との撰擇必要なり、凡てその時期にあらざるときは、新意匠の地柄色合には乏しと雖も、價格は概ね低廉なり、冬に夏衣を購入、夏に冬衣を購入、如き即ち是れなり、又購ふべき場所は、小資本の小商店よりも、比較的價格高しと雖も、大商店に購ふこと可なり、これ購求によりて不快の念を生ずる等の虞なく、地質色合ともに多く堅固なればなり、ひとり衣服のみならず、物料の購入は、凡て責任を重ざる店舗に就てなすをよしとす、即ち大商店は吾邦の小賣商に普通なる、詐偽にひとしき行爲絶無なればなり。衣服の購求は、第一に物料の購入すべき目的に合するものを選び、第二に地質の堅固なるものを選び、第三に色合を選び、第四に價格のこれに相應したるを求むべし、必ず主として價格の低廉なるものを求むべからず、安價のものには、例として、變色又は惡質のものあり、これ低廉を欲して却て不廉の結果となるべきなり。

(二)地質 地質は第一項衣服と衛生との條に論じたる如く、主としてその物の本質を辨まへ、次に左の如き注意をなすべし。

一 使用の目的

禮服、常服、上着又は襯衣等の區別

二 使用の時期

夏衣又は冬衣

三 生活程度

自己の貧富位地に適當したるもの

四 男女及び年齢

男女によりて相違あり、老若によりて又相違あり

禮服には禮服の方式あり、略装には又略装の方式なり、物の品質は第二としても、先づその方式には合せざるべからず、紋付は木綿にても禮服なり、縞物と飛白は高價のものにても略服なり、上着は絹帛にても襯衣は木綿よろしく、又上着は木綿にても下着は成り得べくんば絹物よろし、又禮服には紺足袋を穿ちべからず、兵兒帶を纏ふべからず、汚れしとて白足袋これに相應はしく、小倉帶にしても縮緬の兵兒帶に勝るなり。

何事も時とぞ思へ、夏來ては錦にまさる麻のさ衣、冬夏の裘葛は相換え難し、その時

節に關しては、その時節のものを擇ぶべし、毛織物は美なりとて夏に用ひがたく、麻衣は輕しとて冬時に用ふべからず

又衣類は自家の生活程度に合すること必要なり、美服は何人これを着せしとて美服たれども、その生活程度に合せざれば片腹痛きものなり、絹帛錦繡は上流の人に相應はしく、細錦仙の類は中級の人に相應はしく、木綿は普通の生活をなす人に適す、凡て分に過ぎたるよりは儉素なる方よし

男女兩性及び年齢老幼の區別によりて、物の地柄色合異なれば、決してこの區別を取亂すべからず、老女の若作り、男子の女めかしたる、共に厭らしきものなり

(三)裁縫 裁縫は原料を活用し、その衛生上の目的を達せしめ、且つ風姿を美ならしむるものなり、然もこの手工は、成るべく家族の手に托するをよしとす、戸内職業を有する婦女は、これを裁縫匠に托すること却て經濟上の利多かるべしと雖も、尙子女及び夫の衣類は、その妻をして製作せしむべきものなり、如何となれば營業者は、到底家族の如き忠實の心を有すべきものならざればなり

第二 衣服の整理

衣服の保存は、主として整理の如何にあり、これを分ちて洗濯、汚抜き、色上げ、仕上げ及び保存の五項と爲す、これ等の目的は、凡て衣服をして常に色澤を保ち、且つその使用期を長からしむるにあり

(一)洗濯 洗濯とは衣類の汚れしを洗ひ落す方法なり、元來衣類は肌膚に密着するもの程、肌膚より排出する脂肪と汗とに汚され、又外氣に觸るゝ所のものは、塵埃と微菌の附着多きものなり、この塵埃と微菌は脂肪の粘着力によりて一層衣服に粘着し、衣服の質と光澤とを傷け、且つ人躰の健康をも害するなり、故に毎月日を期して洗濯をなし、常に清潔のものと次第に交換し着用すべし

洗濯の法には二種あり、一は乾燥洗濯法にして、他は水濕洗濯法なり

乾燥洗濯法 乾燥洗濯法は費用を多く要すると、且つ手續簡易ならざる不便あれども、完全なる洗濯法なり、今その利益を擧ぐれば左の如し

- 一 變色の虞なし
- 二 絲質を弱むる虞なし
- 三 一部分又は分解せずそのまゝ洗濯し得る便宜あり

洗濯に最も注意すべきは、石鹼中に含まれしアルカリによりて、絲質を弱め又その色模様を損する虞あることなり、されども乾燥洗濯法はこの危険毫もなしといふも可なり、この法は揮發油の如き藥品に衣類を漬け、一部分の汚れなればこの薬液を塗抹し、これを洗ひ落すなり、その用ふる藥品は凡そ左の如し

- 一 ベンゼン
- 二 ペトリウム、ベンゼン
- 三 タルペンタイン
- 四 エーテル
- 五 クロ、ホルム
- 六 鹽化炭素
- 七 硫化炭素

右の中クロ、ホルムは、危険の薬液なれば家庭に使用し難し、硫化炭素は揮發油の如く悪臭を遺す虞あり、又四鹽化炭素は尤も好良の薬液なれども、價格非常に不廉なり、故に家庭用として採るべきはベンゼン、及びペトリウム、ベンゼンの二品なり、その洗濯の手續は繁雜なればこゝに掲ず

水濕洗濯法

水濕洗濯法は普通何れの家庭にあつても行ふ所の簡易の洗濯法なり、この法に取るべきはその手續の簡易たると、且つ費用を多く要せざる二點にあり、されどもアルカリの爲に色と質とを傷損する虞なしといふべからず、よりて石鹼と水の種類を擇び、又木綿絹毛織によりて各々特別の注意を拂ふべし

石鹼は脂肪酸とアルカリとの化合物にして、その溶解によりてこの二者は適度に分解し、又中和し、アルカリ性は衣類を汚せる脂肪を分解するの効力あるものなり、されども遊離脂肪酸又は遊離アルカリを含有する石鹼は、その含量の多き程洗滌の目的を妨害す、即ち遊離の脂肪は、物料の光澤を失はしめ、且つ絹ものゝ鳴を減じ、凡ての物の手觸を悪かしむ、又遊離のアルカリは甚だしく色と質とを損傷す、故に洗濯には主としてこの遊離脂肪と遊離アルカリ絶無の石鹼を擇ばざるべからず、その鑑別法は左の如し

- 一 雨水又は蒸留水を熱し、これに石鹼少許を投じてその液の透明なるは、遊離脂肪なきの證なり、之に反しその液白く湯の如きは、遊離脂肪ある證なり
- 二 石鹼の新しい面に、若し使用したものなれば小刀等にて削り、新らしき面を造るべし、フェノール、フタリンのアルコール溶液を一滴これに滴らすべし、こ

の場合にもし赤色を現せば、それは遊離アルカリのある證なり

洗濯水の撰擇亦頗る必要なり、普通雨水、蒸餾水尤もよく、井水は石灰質を含有するを以て石鹼を容解せず、即ち石鹼中の一部は水中の石灰質と抱合し、石灰石鹼を組成す、故に井水を以て洗濯せんには、一旦これを沸騰せしめたる後、これに炭酸曹達を投入すべし、然るときは水中のカルシウムを沈澱せしむるを得べし、倍洗濯の手續は、絹織物ならば織物百目に對し六匁より九匁までの石鹼を水に和し、これを洗濯液となすべし、これに要する注意は大抵左の如し

- 一 垢つける部分と雖も決して揉むべからず、唯柔き毛のブラシ又は海綿に石鹼を塗り、能くこれを摩擦すべし
- 二 温度は普通温水、冷水にて可なれども、若し甚だしく汚れし場合は、これを沸騰點に上せざるべからず
- 三 洗濯果てし後は、一、二回洗曹達を溶解せし湯にて洗ひ、最後に冷水にて洗濯すべし、直に冷水にて洗へば光澤を損する虞あり
- 四 その後醋酸を和したる水に一回入れ、これを搾りて乾すべし、これ絹の手續をよくし、鳴を出たし、又光澤を生ぜしむる方法なり

毛織物の洗濯は非常に繁雜にして、且つ實用に切ならざるを以て、次には木綿類の洗濯法をあぐべし、木綿の洗濯はアルカリによりて其質を弱むる虞なきを以て、石鹼及び用水は絹織物の如き嚴密なる注意を要せず、されども染色の色料によりては、爲に褪色の虞なしとせず、よりてこの邊に多少の注意を拂ふべし

- 一 木綿類は成るべく速に洗ひ揚ぐべし、洗濯水に漬け置くはよからず
- 二 洗ひ揚りたらば速に乾かすべし
- 三 色の褪める虞なきものは、石鹼を用ひず、洗曹達を用ふるも可なり、又カラー、カフス、ホワイトシャツの洗濯法は、左の如き順序を以て洗濯且つ仕上げすべし
- 一 糊落し
- 二 垢落し
- 三 漂白
- 四 糊付け
- 五 アイロン掛

凡て洗濯に關する巨細の手續及び注意は、石川弘藏氏著「衣類整理法」による可と

す

(二)汚ぬき 衣服の汚點を抜き去るには、衣類の原質、汚汗の原因、及び新古によりて
一様ならず、今左に普通の場合に於ける汚抜法を簡説すべし

油及脂肪の付きたる時 石鹼にて脱けざるときはベンゼン、ペトロリウムベン
ジン、揮発油等を、筆又は海綿にて塗り、上に吸取紙を載せて焼燬を當つべし、但し揮
発油なれば後に臭氣を遺す虞あり

松脂、印肉等の衣類に附きしとき、この法にて奇麗に取去らるべし、自轉車の油、又は
髪脂など皆然り

汗の付きし時 即時なれば水にて洗ふもよし、少しく時間の立ちしときは、水に
アンモニア水少許を注ぎ、これを塗付ればよし

樹脂臘等の付きし時 ナイフ又は竹筵にて削り、その後前項の油抜き法を用ふ
べし、又糊の付きしときは、糠をふりかけ、靜にこれを揉取るべし

ペンキ 普通は前項の例による、これにて抜けざるときは、ターペンタインとコ
ロホルムとを等分に和し、これを塗り付け、その上を油抜きの法の如く焼燬を當
つべし

鐵錆 醋酸を塗り、水にてよく洗ふべし、又錫の粉末を塗り付け、次に醋酸又は硝
酸を塗り付け、水にて洗ふも、一方なり、然らずははじめ湯にて洗ひよく濕し置き、拘
縁酸と酒石酸とを等分に割りしものを塗り、後に水にて洗へば錆は奇麗に取り去
らる、もし衣服が色物なれば、軟石鹼を同量の水に和し、これに同量のグリセリン又
はリスリンを混和し、これを汚れし部分に塗り付け、二三時間も放置し、後に水にて
よく洗滌すべし、これにて落ざれば更にこの法を繰返すなり

インキ 白きものなれば石鹼にて洗ひ、色物なればアルコールにアンモニアを
等分に和し、筆にて何回も塗り付け、若し又インキに鐵を含有せし場合は、前項鐵錆
ヌキの法によるべし

牛乳茶 油ヌキ法と同じ、絹ものなれば更に抜取りし後をアルコールにて拭ふ
べし

果實の汁 アンモニアと硼砂を水に溶解したるものにて、その汚れし部分を洗
ふべし、柿澁を取り去るも亦同じ法なり

酒砂糖 普通は水にて洗ひ、然らざれば前項の法によるべし

黴 日光に之を乾かし、其乾きしを待つてブラシにて拭ひ取り、アンモニアの淡

き液にてその部分をよく洗ふべし

尿水 小兒の尿水などにて衣服の汚れしには、アルコールを淡くしてこれに硝酸少量を混じ、その汚損の部分を洗ふべし、これにて落ち去らざれば、他には何等の方法もなし

(三) **色上げ** 色上げ及び色抜法は、繁雜なる手段を有するを以てこゝに掲げず

(四) **仕上げ法** 仕上げは染物、洗濯物等の仕上法なり、こゝには主として洗濯物の仕上を解くべし、これには白物の仕上とその他のものとの區別あり、先づ白物仕上の特別用意を簡説すべし

白物仕上げ ハンカチーフ、襦袢等の白き物料は、單にその污垢を落し去りしのみにては満足ならず必ずこれを純白の色とならしめざるべからず、然るに白きものは大抵洗滌の度を重ねるに随つて、多く黄色を帯ぶることあるなり、この白物か他色を帯ぶるに至れば、甚だ汚き不潔の感を生ず、かゝる場合は色染をなすを白物仕上法といふ、その色染の方法は左の如し

白色の黄色を帯びたる時——これを淡き紫色に染む

白色の赤色を帯びし時——これを淡き綠色に染む

糊張仕上 糊張法に二種あり、板張と桁張なり、板張は普通人家に用ふる所の法なれども、十分なる仕上とはいふべからず、故に好き仕上をなさんには、必ず桁張法ならざるべからず、桁張法は染屋の普通取る所の法にて、桁にて張り上げべき布の兩端を張り、これに五分か一寸を隔つる毎に伸子といふものを張るなり、これに就て左の如き注意を要す

一 伸子を張るときは布目を正し、絲目を真直に張るべし

二 伸子を取り脱すときはよくその時機を見計ふべし

三 伸子の張強は織物によりて區分するを要す、普通木綿と絹物には相違あり

この糊には布糊を使ふべし、澱粉質の糊は酸酵によりて變化することあり
湯伸し仕上 湯伸仕上は絹物、毛織物には甚だ必要なり、洋服の如きも時々湯伸仕上をなし置けば、その保存期極めて長く、且つ變色等の虞少し、されども家庭に於ては頗る難事なり、これを西洋洗濯屋に依頼する方便宜なるべし

火熨斗仕上 火熨斗仕上は普通の人家に行ふ所のものなり、これには左の如き注意を要す

一 火を除き熱せず、數回に掛くべし、又第一回と第二回の間には、少しく時間を

置く方宜し

二 直接織物に之を當てず、薄き布片を敷き、その上より掛くるをよしとす
(五) 保存方法 保存方法とは衣服の取扱方法なり、又それを仕舞ひ置く注意なり、その大概の心得を左に示す

- 一 衣服は脱ぎ換へしとき、これを風に當て、日光に晒らし、然る後に之を疊みて簞笥に仕舞ひ置くか、又は衣服棚に吊るし置くべし
- 二 汗に汚れしもの及び垢付きしものは、直ちに仕末するを可とす、然らざればその汚點容易に抜け去らず、この取扱法は前項その本條と参照すべし
- 三 衣服の綻び及び釦等の落ちたるは、直ちに繕ひ置くを可とす、然らずば使用の時に狼狽することあり
- 四 衣服を日光及風に晒らすには、衣紋竹にて吊すべし、鐵釘に吊すはその錆を受くる虞あり
- 五 衣服の皺は之を濕めして熨斗を當て、その後仕舞ひ置くべし、又時々湯伸し仕上をなすべきことは前の條にいへり
- 六 衣服は使用終りて後に、必ず軽く何回も刷毛にて塵を拂ふべし、毛織物は殊

にかくせざれば變色を速むるなり

- 七 衣服を疊むには成るべく二つ折に疊むべし、これを三つ折又は四つ折となすべからず
- 八 汚れし衣服は汚れざる衣服と同じ場所に仕舞ひ置くべからず、又冬衣夏衣使用果てたるときは、洗濯色上げ湯伸仕上等をなし、何時にても使用し得る如くして、然る後に仕舞ひ置くべし
- 九 簞笥又は支那靴の如き衣服の容器は、時々風日に晒らすべし、凡てかゝる容器は、濕氣と塵埃の入らざるやう注意し、又蟲鼠の害を被らぬだけの準備をなすべし
- 十 凡て物の保存よきは、ひとり經濟上に利益多きのみならず、一家の整理及び心身の修練にも頗る必要の措置なりとす、自己を愛するものは自らその被覆たる衣類をも尊重すべき道理となるべし

第二節 裝飾としての衣服

第一項 衣服の外観

衣服の實用方面と裝飾方面との關係は、他の住居食物と相違あり、住居は宏壯堅固といふこと、已に一種の美觀にして、食物は滋養則嗜好の傾向なきにあらざれども、衣服に於ては二者の關係箇様に密接ならず、模様色彩は衛生的條件に何等の關涉なく、又その色澤といふも單に看て快よきのみ、それが人躰被覆の性能と相與らず、故に衣服の裝飾方面は、全く他の羈絆より獨立し、且つその範圍甚大なり、この結果として衣服は他の需用品よりもこの方面殊に進歩し、實用以上實に多大の意義を含むこととなり、即ち人生生活の必需品としては、衣服は尤も奢侈の部に屬せる如し。

衣服の美觀は、三様の組織よりなる

一に物料の色澤

二に色彩模様

三に風姿

これなり、物料の色澤とは綿衣の粗造面を有し、絹織物の緻密の面を有する如く、物料組成の原纖維の色澤と、及び織方の粗密によりて生ずるその外観の美なり、日本服としては絹物の他の物料に勝るはいふまでもなし、色彩模様は人工によりて加へられし色模様、織出し模様、及び打出し模様と、その色の配合となり、風姿は主として制作の様式に關係す、要するにこの三者は、その原料と、及び國民の趣味好尚によりて差別あり、又時代によりて差別あり。

第一 物料固有の色澤

絹織物の吾邦人に喜ばれてより、已に一千年の時月を経過したれども、その以前に於て、麻布の喜ばれし時代あり、又毛衣の非常に奢侈視せられし時代あり、これ當時未だ綿絲の生産十分ならざりしと、又唐風模倣の流行盛なりし所以なべし、これ等のものの流行の永續せざるによれば、國民が一時此の如き嗜好を有せりとは斷じ難し、その後絹織物の供給多くなりゆき、織方染方の技術次第に進歩しては、何物と

雖ども、これに代るべき物料なく、本邦衣服の最上原料は、この絹織物を以て主となすに及べり、錦、更紗、羅紗、天鵝絨の如き各種の織物は、時に貴重視せられ、又流行性を帯びたることなきにあらざれども、要するに一部の需用品たるに止り、絹織物の如く永久に且つ廣大に使用せられしにはあらず。絹織物の特性は、柔かく、軽く、滑べりよく、鳴ありて、且つ美麗なる色澤を有するにあり、又その美しき模様と色を打出し染出すに適せるも長處にして、地質は厚かるべく、薄かるべく、錦繡絳紵さまゝの形となるも其の長處なり、故に日本服の原料として、古今服制の異同あるに拘はらず、これを措て未だ他に勝れるものあるを見す。

第二 色彩模様

色彩と模様は、尤も日本服の粧飾の主たる部分を形成す、はじめ日本人固有の色彩模様は如何になりけん知らず、史に見ゆるは多く高麗、吳越等より工人を貢献せる以後のこと也、故に今日邦人の主として用ふる色彩模様の源泉は、全く外國の風を

摸倣せしに始まりしならん、以下色彩模様の二項に分ち、少しくこの方面の研究すべし。

(一) 色彩 古きは知らず、推古朝に到り隋の文物を輸入せしはじめ、色を以て服色冠色を分ちしとき、その最も尊はれしは紫色にして、尤も賤められしは黒色なり、(本書時代の服装の條参照) 郷友青柳介美氏曾て雜誌「新著月刊」に論じて曰く(明治三十四年、發行、新著月刊第二號「櫻色を論ず」)

紫色は色彩中にありて、最多數の振動をエーテル波に傳ふるものなり、而して白色は最少數の赤色より最多數の紫色に至るまで凡ての振動を含蓄す、されば、是等の兩色は、人の網膜を刺戟すること激烈にして、痛苦の感覺あるに至らしむ、されば人をして稍々恐怖心を起さしめて、崇敬の念を高ふせしめんがためには、これらの色を用ふるをよしとす、必ずや是に於てか、紫の衣を以て國王と高僧とを粧はしめば、俗民の崇仰心を高からしめ、これをして其脚下に屈伏し、歸命頂禮せしむるを得べし、これ古の代にありて、チロの紫布が國君の衣服に用ひられ、我が邦高僧の法衣が多く紫たる所因なり(二篇抄録)

黒色とは、エーテル波に一秒時三十九兆以上の振動を傳ふる能はずとのことに

て色を欠くとの心なり。故に素より視的感覚を起さしむべきの所因なく又隨て此の色を着て或は快く或は苦しかるべき筈なし。ただ是まで他色によりて刺戟し居られし網膜の茲に卅九兆以上の振動なく、一の刺戟を與ふる能はざる黒色に轉じて暫く安息の情態に入り、一種の疲勞と平靜とを覺え沈鬱の感あるに至るのみ。故に色なき色の黒色は他色ありて始めて快き感覺を人に與へ、其色の美をなすものなれども獨立して美觀を觀者を起さしむるを得べきものに非ず(同上)。

吾人はこの二色の物理的所因を決する能はずと雖も、紫色の人の視覺を刺戟するの度強くして、その結果一種崇敬の念を生ぜしむると、黒色の平靜なるよく人の視覺を安息せしむる結果ある二事を認識す。紫色の冠服の最高色となり、黒色の最下色となり、兼て方外の徒たる僧侶の常服の色たりし如き、かゝる理由に基づくならん。

又當時の服色は多く單色にして、衣袴は多少その色を殊にせしも、後世の所謂色模様なるものなかりし也。衣服に色模様を採用するに及びて、こゝに色彩の應用上實に長足の進歩をなせるなり。元來單色は、その色如何に視覺に快きも、何等の變化を

有せざるを以て直に人をして疲勞を感ぜしむ。色模様はこれに變化を與へし、然もそれが繪畫上の意匠を有し、或る一種の意義を有するに及びては、更に一段の變化を與へたり。

今日邦人に喜ばるゝ衣服の色は、實に二様の傾向を有せり。一は黒ずみたる無地又は縞物等にして、他は美麗なる友禪模様類なり。然してこの二者の配合が、尤もよく人目を快にするなり、もとかゝる黒ずみたる色の服色として用ひられしは、徳川氏の後半期よりの傾向なり。即ち元祿期の華麗なる好尚の反動として、寛濶伊達意氣、澁と次第に好尚の變化したる形迹より考へなば、恰も平安朝の華麗の後に東山時代のサビたる好尚生ぜし如く、元祿の華美の後に文化文政のじみなる奢侈行はれしものといふべし。明治の好尚は多少この傾向を繼續したる情態あり、されども獨りこのじみなる風俗は以て一般の好尚に愜ふ能はざるなり、その一面に友禪模様、の如き美麗極る風尚存し、袴模様、長襦袢、羽織の裏地、胴着、服紗、帶地等にこの色模様を施しつゝ、以て服色の單調を教はんとせり。吾人の豫想に従へば、明治の文明爛熟するに隨ひて、次第にこの華美なる一面の好尚發達し、元祿模様又は桃山式の流行にとゞまらず更に純明治式なる一の華美なる好尚、近き未來に出現すべしと考

ふ
(二) 模様は色彩と離るべからざる關係ありて、色彩は模様によりて配合の宜しきを得、模様は色の力をかけて文采の美を完ふす。この模様にももと、打出模様、織出模様、色模様、模様の三ありて、打出模様は尤も上古の方式なり、これ織出模様の發明せざる以前又はその十分進歩せざる時に於てなされたる一種の方法なり、古歌に詠出てられし色摺の如きも、この打出模様の一種なるべし、今は金屬又は紙類に打出模様ある外、衣類には殆んどなし。

織出模様は織方の技巧進みしと共に、益々新意匠のもの出たり、即ち縮緬、お召、羽二重等の紋織これなり、今織出模様と色模様との差別をいへば左の如し。

一 織出模様はその名の示す如く織出したる模様にして、その模様は織方によりて色にあらざり、故に色糸を交へて織出すは容易なれども、模様によりて糸を自由に染換ゆること能はず、之に反し色模様は色刷模様にして、全く織方と關係を有せず。

二 織出模様の模様は純模様式の模様にして、色模様の模様は繪畫式の模様なり、故に織出模様は模様自ら細くなり、色模様はその模様如何程大なるも亦

妨げず、又色模様には純繪畫式のものありて、時には墨畫の如き高尚なる趣味を具ふるものあるを見る。

三 織出模様は概ね上着となるも、色模様のものは紋付の褙模様、腰模様、裾模様、ふき模様を除けば、大抵人の目にふれぬ下着又は襦袢用なり、少女の友禪の振袖は蓋し例外といふべし。

次に模様畫の變遷、及び形式等を研究するには、實に趣味ある問題なれども、これ工藝美術上の一要科目にして、この畫の性質はその詳説を許さず、故に大抵この位にして筆を止むべし、又刺繡も多少關係を服裝上に有すれども、これ又切要ならざるを以てこゝに掲げず。

第三 風姿

風姿とは衣服製作の形式なり、例せば、唐服、束帶、狩衣、大紋、上下、羽織袴といふが如し、衣服の外觀の美は、ひとりその物料と、色彩模様とに止らず、この形式の如何は大に衣服その物をして美ならしめ、或は美ならざらしむ、然してこの形式は、主として國

民の嗜好によりて支配せらる

邦人の羽織袴、韓人の支那古服に法とれる、支那人の滿洲服を穿てる、歐米人の狭衣穿袴、國にはそれ／＼國風ありて一様ならず、然も英語の領域廣さが如く洋服の領域は極めて廣し、東洋諸國の如きも一の支那を除けば、他邦は次第にこの服制を採りつゝあり、これ已に國民好尚の變化なれば、その變化の上より風姿の妍媸を決せざるべからず、故にこゝには何等の服裝を以て最美なりとも斷せず、これを國民好尚の歸趣に一任すべし

第二項 嗜好と流行

第一 嗜好

前に數々論ぜし如く、國民にはその國民固有の趣味ありと雖も、その趣味は急劇に變化せざれば、永き歲月の上には漸次に嗜好を改めつゝ行くなり、然も何れの時代を問はず、この嗜好上に革新と保守の二傾向ありて、保守とは從來の好尚を改めず、

時にはこれを古き時代の趣味に返さんとするものにして、革新とは利害美醜を第二の問題とし、只管新奇の好尚を逐はんとするものなり、歴史習慣等の保持の力はもと巨大にして、一人の嗜好を以て一代の風化を革め行かんは殆んど不可能のことに屬すれども、既往の事實を稽ふるときは、一人の嗜好往々にして一代を動かし、故き習慣好尚は年々多少づゝ變移し行くなり、必竟これ各國文明の接觸によりて得たる効果にして、一國民の全き孤立は、決して好尚上に意義の量を加ふることなく、異種の文明との間接直接の交換により、こゝに新奇の好尚心を刺衝し、隨つて思想及び形式の上に或る變化を惹起すものなり、されどもその一面には必ず國民特有の嗜好ありて、譬へば鹽井の中の魚菜その種類を殊にするも、猶一様に鹽味あるが如し、これを國民的嗜好といふ

衣服に關して吾國民の嗜好なるもの如何を検せば、概ね左の數點の上にあるべし

第一 單色のものを喜ばず、必ず多少の織模様、色模様あるを喜ぶこと

第二 淡色よりも濃色を喜び、原色よりも間色を喜ぶこと

第三 窄服よりも寬服を喜ぶこと、褶襞多きを喜ぶこと

されどもこれ纔に一面の觀察なり、これより以上は、吾人の觀察の及ぶ所にあらず

第二 流行

邦人程流行性を有する國民あるまじ交通不便の世にありて烟草の十年ならずして日本全國に流行せる近くは肉食の盛となれる洋装の一般の服制となれる皆この流行に敏なる事實を證據立つ然もこの流行の源泉は常に多くの悪傾向を帯ぶるを遺憾とす

- 一 徳川時代の女装はもと幕府の大奥を流行の源となしたれども間もなく遊女役者を以て流行の源泉となせり髪に勝山鬘兵庫鬘島田鬘ある服飾に宗十郎頭巾澤之亟帽子あるその装法に吉彌結びある模様は千彌染小太夫鹿子傳九郎染龜藏小紋小六染ある近くは團十郎格子音羽屋格子ある皆是れなり
- 二 明治の女装は主として花柳界の流行に基つく江戸褙模様の近來流行し來りしも同じくそれなり但し男装のみは多く歐米の最新式を攝取するに急なるを異とすこれ恐らく俳優の流行に後れたる徴と見て可ならん

第三編 食物

第八章 食物概説

食物は人の生活品中尤も直接の關係を人体の上に有す如何となれば一日食物を缺けば人は直に飢渴に迫るが故なり人よりして需用の緩急此の如くなるに加之食物自身亦決して永久の性質を有せず一碗の飯一匙の肉經日ならずして盡く腐敗すこれ他の住居衣服とその性質に差異ある所以なり又食物は消費物なり勿論或る意味よりすれば萬有盡く消耗せざるものなく又一も滅盡するものなしされども一は時日の問題にして二は物性生滅上の純理的觀察なり物の成形の分解變化に消耗といふ斯の如くにして食物は使用則消耗なりこの點も亦住居衣服と性質上の差異なり

食物は調理の上の名なりされども往々原料と混せらる堆積したる木材は住居と稱せられざるも穀穀の牛脂肪の鶏は直ちに食物の名を冠せらることありこれ主として原料より食饌に化する時間勞力共に頗ぶる僅少なればなり次に食物は品位に於て差等あるも量に於て差等なし口腹の慾さへ充たし能はざる貧民は姑ら

第二 流行

邦人程流行性を有する國民あるまじ交通不便の世にありて烟草の十年ならずして日本全國に流行せる近くは肉食の盛となれる洋装の一般の服制となれる皆この流行に敏なる事實を證據立つ然もこの流行の源泉は常に多くの惡傾向を帯ぶるを遺憾とす

- 一 徳川時代の女装はもと幕府の大奥を流行の源となしたれども間もなく遊女役者を以て流行の源泉となせり髪に勝山髷兵庫髷島田髷ある服飾に宗十郎頭巾澤之亟帽子あるその装法に吉彌結びある模様は千彌染小太夫鹿子傳九郎染龜藏小紋小六染ある近くは團十郎格子音羽屋格子ある皆是れなり
- 二 明治の女装は主として花柳界の流行に基つて江戸褙模様の近來流行し來りしも同じくそれなり但し男装のみは多く歐米の最新式を攝取するに急なるを異とすこれ恐らく俳優の流行に後れたる徴と見て可ならん

第三編 食物

第八章 食物概説

食物は人の生活品中尤も直接の關係を人體の上に有す如何となれば一日食物を缺けば人は直に飢渴に迫るが故なり人よりして需用の緩急此の如くなるに加之食物自身亦決して永久の性質を有せず一椀の飯一匙の肉經日ならずして盡く腐敗すこれ他の住居衣服とその性質に差異ある所以なり又食物は消費物なり勿論或る意味よりすれば萬有盡く消耗せざるものなく又一も滅盡するものなしされども一は時日の問題にして二は物性生滅上の純理的觀察なり物の成形の分解變化に消耗といふ斯の如くにして食物は使用則消耗なりこの點も亦住居衣服と性質上の差異なり

食物は調理の上の名なりされども往々原料と混せらる堆積したる木材は住居と稱せられざるも穀穀の牛脂肪の鶏は直ちに食物の名を冠せらることありこれ主として原料より食饌に化する時間努力共に頗ぶる僅少なればなり次に食物は品位に於て差等あるも量に於て差等なし口腹の慾さへ充たし能はざる貧民は姑ら

く措き、その他は上王公より下庶民に到まで、一人一日要する所の量に幾許の差なきなり、又食物は或點に於て頗る平民的なり、貧者必ずしも粗食せず、富者必ずしも美食せず、布子を典して初松魚を味ふ高興は、その日暮しの貧民尙爲し能ふ所にし、て貴人皆必ずしも然るにあらず、その他美味直ちに滋養品にあらず、随つて富家必ずしも滋養物を食するにあらず、若し食物に關する少量の智識と、多年の注意とを拂ひなば、人は費用を費すこと多からずして、營養上の目的を達し得べし、これ等の諸點も亦住居衣服と性質を異にする所以なり。

住居は其一を有せば足れり、富人が數多の控邸を有する如きは、全く矜誇の惡態なり、衣服は之に反せり、冬裘夏葛時期に従つて服用の差別あり、公私坐臥場所によりて等類なきこと能はず、食物は又この二者と多少の相違を認む、一人一食、其養を充たせば足ると雖も、一盃の飯、一盤の蔬菜も同じく一食也、大饗七十品肴饌、滿前も同じく一食なり、團飯も梅干も一日の飢を療すべく、熊掌、鹿尾、膳差、皆珍異なるも、以て二日の食に當つるに足らず、人の主要なる生活品の三者各々少異あるは、一段の趣味なしとせざる也。

食物は住居衣服の如き、歴史的発展を缺く、住居と衣服は物の保存及び模型の残り

しによりて、時の流行好尚を考へ、更にこれが新方面を開拓し得べしと雖も、食物はその原料の名と献立とを残すのみ、恰も聲樂の曲譜をとゞめずして、文詞のみを存するに似たり、故に前時代の食饌は、その味の如何を決すべき便なく、割烹の術の進みしと退きしと、單に人一代を以て標準となすに過ぎず、殊に味覺はその人を同よせざれば比較の方法なし、千里尊鱸、末下の鹽豉、今よりして果してその美味なるや否やを知るに苦しむなり、要するに食物の科學方面、即ち食物の成分、消化の難易、原料の鑑別及撰擇等は、その研究の進歩と共に倍々精細に渉るべしと雖も、割烹の技能に到つては、その巧拙必ずしもその國その社會に於ける文明の程度に伴はず、現に今日の庖丁は、徳川時代の末世に比して遙に拙劣となりしこと、尤も明白の證據なり、而して人の生活をして意氣多からしむるには、單に食物の營養十分なるを以て満足すべからず、更に趣味感の満足を要求す、こゝに於て科學者の分拆表は、吾人に利益を與ふること少きを覺ゆ。

この章に於て、主として人、食、食物の關係、體質と食物の關係、及び食物衛生を論じ、次で食物の趣味嗜好を逐論すべし。

第一節 人躰と食物

第一項 消化機の組織及び系統

人の躰質は生物の常則として、その諸機關は營養を躰内に取りつゝあり、故に更に躰外よりその營養素を供給せざれば、人躰は消耗して枯死するを免れず、これを飢渴といふ、こゝを以て食物は消極的に飢渴を救ふの方法にして、積極的にその營養を完ふし、健康を保持し且つ増大し、且つ良好なる生活状態を保たしむる手段とす、この食物は、その有用なる作用を一たび躰内に起せば、更に各種の方法によりて餘滓は躰外に排除せらる、肺、胃、腸、皮膚は、皆この排除の徑路なり、食物の營養素の變形するには、一たび消化といへる作用を経ざるべからず、この消化の諸機關を消化機といひ、これには整然たる組織及系統あり、齒牙、舌、食道、胃、腸及び肛門は、食物の經べき行程にして、口、胃、腸、膽、脾等を稱してこゝに消化機といふなり。

り、この消化機の作用に二様の方法あり、一を器械的作用といふべく、他を化學的作用と稱すべきものなり。

器械的作用とは、食物一たび口腔内に入れば先づ齒これを咀嚼し、舌これを助け、唾液これに和し、筋肉の働にてこれを食道より胃に送るなり、胃には蠕動と稱する揉搾作用あり、又胃液を分泌す食物は胃中において糜粥の状となる、これより轉下して腸に入り、又腸の蠕動作用を受け、その養素はこゝにて躰内に吸収せられ、餘滓は糞矢となりて肛門より出づ。

化學的作用とは消化液の作用なり、消化液には唾液、胃液、胆汁、脾液、腸液の各種あり、唾液はアルカリ反應を有し、澱粉を消化すれども蛋白質脂肪質を消化せず、胃液は酸性にして蛋白質を消化すれども、角質含水炭素、脂肪、植物纖維素を消化せず、唯植物中の麩素は溶解せらる、次に胆汁は脂肪の一部を乳様にし、腸に蠕動を起さしめ、且つ防腐の作用を有し、脾液はアルカリ性にして、蛋白質、澱粉、脂肪等を消化し、腸液亦アルカリ性にして食物の吸収を容易ならしむ、その消化作用は未詳なり。

胃は常に空虚なれども、食物これに嚥下さるれば、直ちに胃液を分泌す、胃液は鹽酸及びペプシンの主成分を含有す、この液は食物の種類、刺激の程度、及び神經の感動

によりてその分泌に強弱あり、又それによりて消化の機能も消長あり、凡て刺激多き食物を食せしとき多量に分泌す、澱粉質は口内に於て唾液を受けたりと、幾部は糖化し、これが唾液と共に胃中に入り、十五分より三十分間位、胃中に於て唾液の消化を受くるなり、されども二十分以上となれば、胃液中の鹽酸の爲め消化の作用を中止せらるゝなり、胃の消化時間は物の種類により一様ならずと雖も、大抵六七時間となれば全く消化し盡き、その全部は胃中を去るなり

第二項 人躰に要する營養物及びその定量

人躰の營養素は、主として左の五成分なり

- 水
- 無機鹽類
- 蛋白質
- 脂肪

含水炭素

これ等の成分を一品にて兼有せし食物は極めて稀少なり、こゝに於て食物の配合は頗る必要となる、即ち食物の調理といふは、これを營養上より見れば、體質の要求に應じたる營養素の量の配合なり、この營養素に動物性と植物性の別あり、動物性とは魚肉、乳汁、卵等の類にして、植物性とは米、麥、蔬菜なり、水はその量に於て人躰中實に其四分の三を占むるなり、且如何なる食物も多少これを含有せざるものなし、無機鹽類は主として骨の成分を作為するものなり、これを灰分又は礦物質とも稱す、動植物中に含有する無機鹽類、即ちコロール、磷酸加里、石灰、苦土、食鹽等をいふなり、蛋白質は窒素を含むより、又含窒素物とも稱す、主として躰の全組織をなす、故に又成形質ともいふ、鳥類の卵子の蛋白、鳥獸肉の肉纖維、乳汁中の乾酪素、豆類の植物性乾酪素等を包括す、又假蛋白質、即ち軟骨膠素、ムチン、グレイチン等もこれに屬す、脂肪及含水炭化物は、炭素を含むものにして之を無窒素物とも稱す、動植物中の各種の脂肪、乳汁中の乳糖、菓實中の糖類、穀菽中の澱粉質、及び各種のゴム質これなり、この性は主として躰温を生ずるを以て、又これを燃燒質ともいふ

人は一日に幾許の營養素を要すべきや、又何種類の食物はその所需の營養素を定量の如く含有すべきや、これ何人と雖も知らんとする所の問題なり、東京衛生試験所の試験彙報は、フォイト氏の意見に基き、これに左の如き答解を爲せり

フォイト氏は、中等業者の保健食料を一日窒素十八、三瓦、炭素三百二十八瓦なりとし、この窒素十八、三瓦は百十八瓦の蛋白質より生ずべく、又此百十八瓦の蛋白質中には、六十三瓦の炭素を含有するを以て、その残量二百六十五瓦の炭素は、これを脂肪又は含水炭素より補給すべしといへり、されども脂肪中の炭素と、含水炭素中の炭素とは、その營養上の効果に差あれば、これ等の事情を參酌し、左の如き保健食料の定量を得たり

蛋白質	脂肪	含水炭素	合計	炭窒二素
一一八、	五六、	五〇〇、	六七四、	一八、三
一八、三	—	—	—	—
六三、	四三、	三三三、	三二八、	一八

以上は歐人の食量なれば、躰量の相違ある邦人は一般にこの例により難し、歐洲人の躰量は平均十七貫二十目なれども、本邦人は平均十三貫八百三十目に過ぎず、よりてこれを躰量の比較を以て換算すれば、本邦人の平均食量は左の如き定量を有

すべき道理となる

蛋白質	脂肪	含水炭素	合計
九六、	四五、	四〇六、	五四七、
一四、九	—	—	一四、九
五一、	三五、	一八〇、	二六六

されども邦人は多く肉食せざれば、脂肪量甚少し、よりて含水炭素を倍じて脂肪を補はざるべからず、然るときは更に左の如き結果となるべし

本邦人の保健食量改定

蛋白質	脂肪	含水炭素	合計
九六、	二〇、	四五〇、	五六六、
一四、九	—	—	一四、九
五一、	一五、	二〇〇、	二六六、

以上を實際の食品に求むれば、左の如き例をなす

鶏卵	二個
味噌	五匁
野菜	五十匁

菠薐草、芹、三つ葉、蓬菜、小松菜の類二十匁
うど、胡蘿蔔、蘿蔔、蕪菁、蓮根、苜の類十匁

百合、葱、蒜、薯蕷の類二十匁

六十五匁

魚 鰻魚、鱈、鰯、鮭、馬鮫魚の類三十匁

竹筴魚、鱈、むつ、鯖、梅魚、鮪、泥鰌の類三十五匁

白米 四合

この營養素蛋白質一〇一、瓦脂肪一九、二瓦含水炭素四四六、六瓦となるべし、蛋白質は躰量の二十分一乃至二十五分一の割合なるを要し、高度労働者は躰量一基瓦に付き、蛋白質二、九瓦、脂肪一、七瓦、水炭素一六瓦なるを要すとなり

又衛生試験所がこれを日本量に換算したる調査あり、并せて之を附記す

蛋白質	二十五匁餘
脂肪	五匁餘
含水炭素	百二十匁

これを日常の食品にて現はすときは、左の如きものとなる

- (一) 牛乳一合、味噌五匁、葱二十匁、馬鈴薯二十匁、大根十五匁、牛肉六十匁、白米四合
- (二) 豆腐二十六匁、豌豆十五匁、豆腐皮三匁、卵三十匁、比目魚二十五匁、胡麻油一匁、味噌五匁、白米四合

(三) 牛肉六十匁、バター七匁、卵二個、馬鈴薯五十匁、麵麴一斤半

(四) 牛乳一合、味噌五匁、葱にんじん、蓮根、苜蓿の類二十匁、甘藷、里芋、葱、長芋の類二十匁、胡瓜、白瓜の類十五匁、牛肉又は鶏豚の類六十匁、白米四合

但し肉の代用に魚肉を使ふとすれば、二十五匁乃至三十五匁

第二節 躰質と食物

第一項 健康状態にある人躰の要求する食物

前に挙げたる營養素の定量は、もとより漠然たる計算なり、人の食量は主として躰量に比例すべきは勿論ながら、必ずしも嚴格にその量を定むべからず、躰質の組成、労働の種類、生活の状態及び習慣により、各々多少の出入あること當然なり、されども水分の外、人躰各には營養素吸収の制限ありて、脂肪及び蛋白質は一日三百瓦以

上を吸収すること能はず、砂糖及鹽類は同じく所量の類を超過すること能はずといへり故にこの以上の食物を嚙下するも、そは下痢となりて躰外に排除せらるゝ道理なり、故に健康状態にある人躰の營養素は、前項に擧げたるものをその大抵の量と定め、この量に當るべき食物を各自の定量と決するをよしとす、されども普通は、かかる究屈の方法によらずとも、數十年來繼續せる習慣により、躰自然の要求は略々一定しあるを以て、これに依遵しその營養を保續するも何の支障なし

第二項 病躰の食物

健康躰の食物定量は前に少しく述べたり、次には病躰の食物に就て略論すべし、病躰とは小兒、老衰者、妊婦及び病者の四を包括す

(一) 小兒、小兒の食料は、大略左の如き定量を有すといふ

生後一年半	蛋白質	脂肪	含水炭素
二十より	三十五より	六十より	
三十六より	四十五より	九十より	

十六年迄	七十五より	三十七より	二百五十より
十五年迄	八十五より	五十一より	四百五十より

小兒の食物は生誕後略一年間は、乳汁を以て養ふに若くはなし、乳汁は母乳を第一とし、母乳を得ざるときは乳母の乳を與へ、已むを得ざるときに牛乳又は人工乳汁を與ふ

人乳は乾酪素、アルブミン、ペプトン、ヘミアルブモトゼ、レチチン、コレステアリン、乳糖等の有機分と、コロール鹽類、磷酸鹽類、土質鹽類の無機鹽類とを含む、日本人の如く植物性の食物を食するものは、脂肪少くして乳糖量多し、故に乳兒を有する母躰の乳量を増さんとして、鯉鮓等の魚類を食ふ、從來の習慣は、乳汁中の脂肪と乾酪素を増加せしむる自然の好手段なりしならん

生後一ケ年間の小兒の乳量に於て、オッペン、ハイム氏の定量表あり	
一週間より	一日十回
二週間より	二時間毎に乳量三〇瓦より七五瓦を與ふ
三ヶ月半より	一日八九回
三ヶ月まで	二時間半毎に九十瓦より一〇五瓦を與ふ
七ヶ月まで	一日六七回

三時間毎に百二十四瓦より百九十五瓦までを與ふ
八ヶ月より
十二ヶ月まで
一日五六回

三時間半毎に二百十瓦より二百七十瓦までを與ふ

以上は西洋人の定めたる量なれば、以て直ちに日本の小兒の定量とは做し難し、日歐兩國小兒躰量の割合は、日本小兒の一に對して、西洋の生兒は一〇六六六なり、故に乳量の如きもこれによりてその割合を定めざるべからず、されども兒の空腹となりし時を見計ひ隨時これを與へば、大なる過不及なかるべきなり、餘に分量に拘泥する如きは、却て小兒の健康を誤ることあり

母乳に就ての注意は、左の如き場合に乳汁を小兒に與へざるることなり

- 一 母躰の病に罹りしとき
- 二 妊娠したるとき
- 三 産後月經の來りしとき

又、母乳は専門の醫師に托し、その乳汁を検査する必要あり、然らざるも遺傳病の有無及び乳母の躰質等は、一應取糺すべきことなり

牛乳は母乳の缺乏、又は乳母の乳を得ざる時に已むを得ずして用ふべし、然もそ

の鑑別法は甚だ困難なり、元來發售の牛乳には、脱脂乳として其脂肪を取去りしあり、又一部乳として上澄を取去りしあり、その他砂糖を加えて乳糖量の缺乏を補へしもの、殘乳を沸騰せしめ翌日これを配達せしもの、乳の乳脂を取去り、之に胆汁、澱粉を混じ、甚だしきは白堊、ゴム漿等を混ぜしもの、腐敗乳に或藥品を混和したるもの等あり、一々これを驗せんには各種の試験器を要すべく、到底普通の家庭にて爲し得ざることなれば、左に尤も簡易なる方法一二のみ掲ぐ

第一 よき牛乳は水に滴せば沈み、手の爪の上に滴せば球狀をなすものなれども、上澄を取り水を加へたる牛乳は、その色藍白色を帯び、爪の上に滴すも球狀をなすことなし

第二 脂肪を取り去りしは、これを煮沸して放置するも、乳酥表面に浮ばず

第三 殘乳を沸騰し置き、翌日これを配達するものは、再び沸騰するも乳脂を生ぜず

第四 煮沸して凝固するものは腐敗乳なり

第五 澱粉小麥粉汁を混ぜしものは、これを煮て沃度丁幾を加ふれば、良乳は黄色に變すれども、惡乳は青色となる

第六 ザリシユール酸を加へしものは過コロール鐵液を加ふれば紫紅色となる

第七 白堊を混ぜしものは沈澱せしむれば器底に白堊の沈むを見るべし
その他乳稠計乳脂計檢糖器等の器械ありこれによれば乳の比重脂肪の多寡乳糖の多寡を計り得て乳質の善惡を判じ得べければ家庭にはこれ等の設備あるを要す

牛乳を生兒に與ふるには多少これを稀薄せしめざるべからず一年以上の小兒はそのまゝ之を與ふるも可なれど生後一二月のものは全乳を三四倍の水に和しそれより次第に水の量を減じ一年に到りて止むべし煉乳を用ふる場合も同じくこの割合によるべし

又時として牛乳に換ゆるに人工乳を以てすることあり乳粉と稱するもの是れなり日本乳粉は澱粉量過大なるを以て生後一二月を経ざる小兒に之を與ふるに宜しからず又蛋白質脂肪量極めて少きを以て他の營養素を加味する必要があるべし其他飴類ビスケット等もこの代用品たるべし舶來品には尙多數の營養品あり凡て小兒の食物は左の如き注意を要す

- 一 過食せしむべからず
 - 二 一回に多量ならんよりも數回に少量つゝを與ふべし
 - 三 不消化の食物を避くべし
 - 四 油つよき物を食せしむべからず
 - 五 鹽からきもの又は激しき香辛料を禁ずべし
 - 六 酒煙草類を飲ましむべからず
- (二) 老衰者 前に擧げたる本邦人の保健食量と老衰者所要の營養素とを比較すれば左の如きものとなる

	健康者	老人男	老人女
蛋白質	九六	一〇〇	八〇
脂肪	四五	六八	五〇
含水炭素	四〇六	三五〇	二六〇

これによれば老衰者の健康者に比して多く要する營養素は蛋白質及び脂肪なり故に老衰者は澱粉質のものを多量に食せず蛋白質脂肪兩素を有するものを常食となさざるべからず即ち牛乳鶏卵獸鳥肉魚肉嫩き蔬菜熟したる果實肉羹汁等よく少量の酒も可なるべし凡て食物はその習慣を改めざるをよしとす唯消化機關の

作用十分ならざる老衰者にありては、成るべく消化よきものを選び、且つ調理に十分の注意を拂ふべし

牛乳 牛乳は前節に略述べ置きたり、食物の代用品とはならず、唯補助用となすべきのみ、且つ一時に多量を飲用すれば、消化よからずして下痢することあり
鶏卵 半熟生卵好む所に随つて用ふべし、熟卵は不消化なり

獸肉 凡て若き獸肉宜し、左に簡單なる分析表をあぐ

牛	牡	牝	豚	羊	猪	馬	鹿	兎
水分	六〇、八〇	七二、二五	七〇、九六	六三、〇〇	七二、〇〇	五五、三〇	二七、九八	七三、六二
蛋白質	一八、〇〇	二一、三九	一九、八六	一六、五〇	一八、三〇	一四、〇〇	二二、九七	二四、四九
脂肪	一六、〇〇	五、九一	七、七〇	一五、八〇	四、九〇	二八、一〇	三六、四八	〇、七二
無窒素有機物	五、二〇	一、一七	一、〇七	四、七〇	四、八〇	二、六〇	一〇、七二	一、一七
礦物質	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三

鹿肉は他にエキス一、四三を含む

鳥肉 水鳥の肉は概して消化宜しからざるも、鶏、雀、鳩等はよし

本邦産鶏	外國産多脂鶏肉	鴨	鵝	
水分	七六、五六	七〇、〇六	七〇、八二	七五、一〇
蛋白質	二〇、九八	一八、四九	二二、六五	二二、一四
脂肪	九、三四	三、一一	一、〇〇	一、〇〇
無窒素有機物	一、二〇	二、三三	—	—
礦物質	二、四六	〇、九一	一、〇九	—

魚肉 魚肉は甲殻類、軟棘類の不消化なるを除くべし、概していへば魚肉は他の肉類に比し消化よし

(三)妊婦、分娩したるはじめ四五日は、躰の安穩と精神の沈靜を保つと共に、食物の如きも極めて刺激性なきものを用ひ、成るべくスープ、牛乳、粥等を與へ、四五日の後には、軟き飯、麥麩、軟き肉、鮮魚、半熟鶏卵、嫩軟の蔬菜等を食料とすべし、普通は三週間後に常躰に復す

産後は發乳期なるを以て、消化不良ならざる程度に於て、主として營養多き食料を與ふべし、されども酒類、香辛料、油こき魚、消化宜しからざる魚鳥獸肉、鹽魚、干物、餅團子等は之を避けて食せざるを可とす

(四)病者、病者の食物は多端にして一例に説き盡すべからず、又病氣の種類、投藥の模様によりては、絶食せしむるを可とすることあり、概していへば、病者は運動少き

ものなれば、体質を消耗すること少く、随て營養素を要すること健康者の如く、多大ならず、又諸機關は概ね衰弱し居るを以て、成るべく消化よき食品を擇ばざるべからず、左に病の種類に應じ、多少参考すべき重要な條件を掲ぐべし

一 鼻喉諸症

凡て刺激少き温食、成るべくは流動体滋養物を與ふべし、又喉頭カタル等には發汗を促すべき飲料を用ふるを可とす、刺激強き飲食物は盡く之を禁じ、酒、煙草は分けて之を用ふべからず

二 肺諸病

一般に消化し易き滋養物、及び興奮性の飲料等を與ふべし、肺結核は、胃の消化の許す限り、各種の滋養物を調食せしむべし、胃病を并發したるときは、その條の食物を用ふ

三 口喉及び食道諸病

流體の食物を用ふべし、凡て冷却したるものよし、酒、烟草、辛鹹の刺激物を禁ず

四 胃諸症

食時を正しくし、混食をとめ、成るべく流動体の滋養物を用ふ

脂肪多き食物、醱酵素あるもの、糖分多きもの、及び鹽鹹辛味の劇しきものを禁ずべし

凡て食物を節減し、營養素の多き割に容積の小なるものを食せしむべし、又急性胃カタル、及び胃潰瘍の出血の場合は、絶食せしむるを可とす

五 神経性胃病

神経性消化不良は、興奮性の食物を禁じ、混合性の滋養食物を漸く増加し、且つ多量に與へ、これを慣習となさしむる如くにすべし、又神経性嘔吐は、却て固形体の食物を與ふるを可とす

六 腸諸症

脂肪、蔬菜酸味ある食物、菓實粉食、麥酒の如きものは一切これを避け、凡て軟なる食物を取るべし、但し急性腸カタルは、スープ等の外食物を與へざる方よし、牛乳は飲用せざるを上とす

大腸の秘結症は、蛋白質、脂肪質及び香味あるもの等宜しく、熟菓、又は清涼なる飲料等よし

七 心臟症

滋養多き流動性食物より、次に同じく滋養に富める軟性食物を擇ふべし、刺激性の不消化物飽食、脂肪蔬菜、酒及び烟草は可ならず、凡て一般に飽食を忌む

八 其他の諸臓病

膽諸症は、腹諸症に同じ、只脂肪類は殊に之を避くるを可とす、肝臓諸症は刺激強き飲食物を忌み軟性のもの、消化し易きもの、淡泊なるもの等を擇ひ食せしむべし

又腹膜炎は固形の食物、及び刺激性のものを忌み、成るべく流動性のものを與ふべし、肋膜炎は同じく酒及び喫烟を避くべく、發汗すべき温食、軟性の肉食等宜し、但し稀薄の赤葡萄酒の如きは飲用するも亦可なり

九 腎臓病

牛乳尤もよし、食物は凡て淡泊なるをよしとす、刺激性の食物飲用を禁すべし

十 健麻質斯

淡泊なる食餌をとり、凡て過飲過食を戒むべし

十一 血病

貧血諸症は鐵分に富める植物性食物を與へ、又消化し易き滋養物を調食せしむべし、飲料にては麥酒、牛乳可なり
壞血病は蔬菜よく、馬鈴薯殊によし、又酸液を含む果實よし

第三節 食物衛生

第一項 如何にして消化を容易ならしむべきか

食物衛生は主として消化法、食物の主成分及び毒物を解説す
食物の消化を容易ならしむるには、一に心神の状態により、二に消化機的作用により、三に調理の如何により、四に食時の方法に關すべし、今これを左に分説す
消化と人心の關係は、主として

一 慣習

二 嗜好

三 精神状態の平靜

の三になるべし、肉食に慣れたるものはその消化随つてよく、菜食に慣れたるものは亦比較的消化よきものなり、日本人の如きは二千年以來菜食に慣れしを以て、纖維強腎の植物性食物も意外にその消化早く、決して之が爲に疾病の素因を造るが如きことなし、故に食物の習慣は急激に改めざるをよしとす

又嗜好の有無は大に食物の消化に因す、如何に營養素多大の食物にても、若し自己の嗜好に適せざるときは、ひとり消化不良のみならず、嘔吐を催ふし、心身の不快を覺え、時に疾病を誘起するとあり、これに反し嗜好に適せしものなれば、消化好良にして且つ食慾を増進し、趣味感を満足せしめ、心神を愉快ならしむ、故に食物調理の上には、人の好惡を辨へ、決して嗜好に適せざるものを調食せしむることなかれ、心神の安穩にして爽快を覺ゆるときは、又消化好良なれども、畏懼不安の念を懷くとき、或は不愉快なるときは、ひとり食慾進まざるのみならず、又極めて消化の力を遲鈍ならしむ、臆病なる武士の戦前に食したるものは、凡て原形のまゝにして消化せずといふも、かかる理由に基つくものならん、故に心身の平和安穩は、食物衛生の上にも必要なり

全部の消化機作用は、これ人身自躰の活動にして、人の意思と少しも相與らず、唯齒の作用、即ち食物の嚙嚼のみは、吾人の心のまゝに、十分に咀嚼することを得べし、これ又食物の消化に多大の効果を及ぼし、第一胃腸の勞を省くこと少からず、故に肉類及び植物纖維、その他各種の固形躰は、先づ齒にて十分にかみ碎き、然る後にこれを嚥下すべし、然らざれば、胃の力を弱め、腸の吸収作用を完全ならしむること能はざるに到らん

第三は調理の良好なることなり、良好なる調理法は、主として嗜好を促し、食慾を進め、趣味感を満足せしむるのみならず、消化機諸機關の作用を幫助すること多大なり、調理によりて消化を容易ならしむる法は、煮沸、炙焙、燻烟及び磨漿し、又は肉汁となす等なり、尤も獸肉の如きは、煮沸によりて可消化性を減することあり、故に物の種類によりてその調理法を考へざるべからず

第四に、混食は消化に害あることあり、尤も或る化學作用の爲に、混食が可消化性を倍する事實なきにあらざれども、一般に混食は消化に宜しからずと知るべし、又飽食は如何なる場合に於ても消化作用を妨害す、故に過飲過食は、凡て之を節するを

可とすべし

第二項 食物の成分とその可消化性

食物中主要の品類は、穀菽蔬菜、魚鳥獸肉、鶏卵、乳汁、菓實、嗜好品、香料及び各種の飲料等なり、然して食物衛生の上より、或は肉食を主とするものあり、菜食を主とするものあり、米麥優劣論を説くものあれども、邦人多年の慣習に基づき、これに最も缺乏せる營養素を加味して、適度の調理をなすを以て最も好良の食物となすべし、元來食物の品類は、國民生活の程度に關し、又その供給額にもよることとなり、食膳萬錢、天下の珍異を集めて、口腹の嗜慾を充たす、少數の貴人、富家はとにかく、一般の國民は主として供給を自國の産出に仰くを可とす、故に品類は、國狀及び慣習に従つて之を決するの要あり、邦人の如きは、勢ひ穀食を第一位に置かざるべからず、左に穀物を首とし、次第各食品の分析表を掲ぐべし

(一) 穀菽蔬菜類

其 一

品名	水	含窒素物	脂肪	砂糖及糊精	澱粉	細胞素	無機物
米 (伊勢)	一一、九六	四、七九	〇、九〇	三、二二	七四、六九	二、九八	一、四六
全 (美濃)	一一、〇二	五、〇七	一、二一	三、五二	七二、五二	三、一二	一、五三
全 (播磨)	一一、八六	五、一三	一、八五	六、四五	六九、二三	三、二七	一、二一
全 (仙臺)	一一、六九	五、七二	〇、九五	三、九六	七二、八九	二、三六	一、四三
全 (關取)	一一、七六	八、五五	二、〇四	一、九三	七一、六七	〇、九六	一、三二
全 (奥州木石)	一一、五七	五、五六	一、三二	一、一八	七三、四三	三、一六	一、四四
全 (秋田)	一一、二〇	五、九五	二、二一	—	七四、六〇	〇、七四	一、三〇
柴 根 米	一三、五七五	八、四四五	二、二八	—	七三、一五五	一、一五六	一、五四一
陸田 玄 米	一四、三〇	九、六〇	二、二〇	—	七一、四〇	一、四〇	一、一〇
肥後産水洗米	二〇、五六	五、七七	〇、三二	—	七二、四六	〇、四五	〇、四四
越ヶ谷上白飯	六六、八五	三、〇〇	〇、〇四	—	三三、三七	〇、三三	〇、一六
秋田下ノ中白飯	六六、五六	三、〇九	〇、〇五	—	二九、七九	〇、三三	〇、一八
糯 米	一四、三〇	八、五〇	三、二〇	—	七二、一〇	一、〇〇	〇、九〇
米 糠	九、五〇	六、〇〇	三、三〇	—	四四、一〇	二、五、一〇	二、二〇〇
大 麥	一四、三〇	一、〇〇〇	二、五〇	—	六三、五〇	七、一〇	二、二〇
同 水 洗 麥	一二、三五	九、九七	一、六三	—	七三、〇〇	一、六四	一、四一
外 國 産 麥	一五、〇六	一一、七五	一、七一	—	七〇、九〇	〇、一一	〇、四七
小 麥	一三、四九	九、四〇	〇、九七	—	七四、一二	—	二、〇二
外 國 産 麥	一四、四〇	一三、〇〇	一、五〇	—	六六、四〇	三、〇〇	一、七〇
外 國 産 麥	一三、五六	一一、四二	一、七〇	—	六七、八二	二、六六	一、七九
玉川産一番小麥	一四、九七	一一、七〇	〇、九七	—	七一、〇三	〇、七六	〇、五七

第三篇 食物 第八章 食物概説

三五五

日常生活衣食住

三五六

同二番粉	一四、〇六	一三、七四	一、四一	六九、〇三	一、〇四	〇、七三
英國產小麥粉	一三、〇〇	一〇、五〇	〇、八〇	七四、三〇	〇、七〇	〇、七〇
日本麥麵	三七、三一	五、五一	〇、二〇	五五、一六	一、〇九	〇、七三
外國製小麥粉	一五、二〇	一四、三〇	一、五〇	六七、六〇	—	一、四〇
乾麵	一七、七〇	一、九〇	〇、五五	六三、八七	〇、四四	五、五四
煮麵	六八、三二	四、八六	〇、一〇	二五、九三	〇、二六	〇、五三
素麵	一四、〇五	一、二五	〇、八八	六七、四七	—	六、五一
朝鮮米	一三、九三四	七、九二九	二、一四三	七三、一八六	一、三二四	一、五〇四
シヤム米	一二、六三九	八、七四五	二、二八〇	七四、〇七八	一、〇七一	一、二五九
安南米	一二、七五〇	七、六三五	二、一六〇	七五、〇二四	一、三三二	一、〇九八

其二

柴棍	一三、五七五	八、四四五	二、二二八	七三、一五五	一、一五六	一、五四一	九、一〇
シヤム	一三、九三四	七、九〇九	二、一四三	七三、一八六	一、三二四	一、五〇四	九、七三
安南	一二、六三九	八、七四九	二、二〇八	七四、〇七八	一、〇七一	一、三九九	八、九一
柴棍	一二、七五〇	七、六三六	二、一六〇	七五、〇二四	一、三三二	一、〇九八	一〇、三二
朝鮮	一八、七九九	七、九〇八	〇、三二〇	七二、二六二	〇、四五一	〇、二五六	九、八五
シヤム	一七、九九七	七、六二五	〇、四五二	七二、七四二	〇、五五六	〇、六二七	九、六四
安南	二一、六〇六	六、六六五	〇、三八九	七〇、二八八	〇、五五〇	〇、五〇二	一〇、六五
朝鮮	一七、五〇六	七、二八三	〇、五四八	七三、三一八	〇、七〇二	〇、六四四	一〇、二〇
シヤム	二一、三四九	六、三九六	〇、三一八	七一、〇六六	〇、五〇〇	〇、三七八	一一、一九
加賀	二〇、一四〇	六、五六〇	〇、三四〇	七二、二六〇	〇、四〇〇	〇、三〇〇	一一、一〇

武州後白米
肥地不詳

其三

水田玄米	一四、三〇	八、六〇	二、〇〇	七二、九〇	〇、九〇	〇、九〇
生對黍	七一、四六	一三、三一	〇、一七	一四、五三	〇、一五	〇、三八
粟	一四、五〇	九、〇〇	五、〇〇	六四、五〇	二、〇〇	二、〇〇
黍	一三、三四	一一、五七	五、五九	六五、三四	一、六六	二、五五
稗	一三、三六	一〇、三七	三、六〇	六九、七二	〇、九一	一、八〇
全麥粉	一三、〇〇	一一、七九	三、〇二	五三、〇九	一、四、七五	四、三五
香切	一四、〇〇	九、〇〇	一、五〇	五八、七〇	一、五〇〇	一、八一
其四	一二、九〇	一三、一三	二、七二	六八、六六	一一、二六	一、四三
其四	六五、二二	一二、九七	—	一一、〇七	〇、二八	〇、四五

大豆	一〇、〇〇	三三、四〇	一七、六〇	二九、二〇	四、八〇	五、〇〇
大豆	八、六二	三四、三七	一八、二五	二八、三二	四、三〇	四、七六
白味	五五、九七	一一、一二	四、九二	一四、〇二	三、八三	一〇、一四
大阪赤味	五〇、四〇	一〇、〇八	—	一八、八三	八、二五	一二、五〇
仙臺味	五〇、一六	一四、二九	六、四六	一三、一二	二、三一	一二、四八

第三篇 食物 第八章 食物概説

三五七

(二) 果實菌類

品名	水分	蛋白質	脂肪	含炭素	纖維	鐵物質
ミソ	九三、九六	〇、八六	〇、一二	二、四六	一、二八	一、三二
京菜	九五、二八	二、一二	〇、二六	〇、二一	一、一六	一、〇七
芹菜	八六、三〇	二、八七	〇、〇八	四、四〇	四、三九	二、〇四
根菜	九五、一三	一、一二	〇、〇八	二、五一	〇、四八	〇、六八
筍	九〇、二六	一、八二	〇、一二	五、六四	一、四二	〇、七四
筍 (孟宗竹)	九〇、二一	三、二八	〇、一三	四、四七	〇、九〇	一、〇一
茄子	九四、〇〇	一、〇〇	〇、〇六	三、一一	一、四一	〇、四二
胡瓜	九六、六四	〇、八五	〇、〇八	一、九六	一、二四	一、四七
甜瓜	九六、四四	一、一五	〇、四八	四、一〇	一、二四	四、五九
南瓜	九〇、二四	〇、六五	〇、一三	六、〇八	二、一五	〇、七五
冬瓜	九七、四二	〇、二六	〇、〇二	一、七二	〇、三五	〇、二三
西瓜	九四、七六	〇、一六	一、五四	一、七七	〇、一〇	〇、二一
乾瓢	二〇、三五	八、一九	一、五四	五、四三	一〇、六九	四、九二
乾柿	三一、四九	一、五〇	〇、一二	六、五二	一、七六	一、六七
檸檬	八三、六五	〇、五八	〇、〇二	一、五六	一、七六	〇、四三
キザキ	八二、〇三	〇、六一	〇、〇二	一、三六	三、二九	〇、四三
栗	五七、八九	二、九〇	〇、三八	三、六四	一、二二	一、二二
銀杏	五〇、〇〇	三、八七	二、一八	四、七一	〇、三九	一、八五
椎實	三一、九八	三、三七	〇、七三	六、五二	二、二八	一、二二

其

一

品名	水分	蛋白質	脂肪	含炭素	纖維	鐵物質
橡實	三二、〇〇	八、五〇	二、三〇	五、二〇	四、〇〇	一、二〇
胡桃	四、七四	二、八四	五、九一	三、一九	一、五四	二、八八
白胡椒	六、九三	二〇、五四	五、五七	一、二六	—	八、三六
黑胡椒	六、六五	一九、六五	四、四一	一、九四	—	一〇、二二

其

二

品名	水分	蛋白質	脂肪	含炭素	纖維	鐵物質
林檎	八四、七九	〇、三六	〇、八二	七、二二	一、五一	〇、四九
梨	八三、〇三	〇、三六	〇、二〇	八、二六	四、三〇	〇、三一
杏	八一、二二	〇、四九	一、一六	四、六九	五、二七	〇、八二
葡萄	七八、一七	〇、五九	〇、七九	二、四三	三、六〇	〇、五三
蜜柑	八九、〇一	〇、四四	二、四四	四、五九	一、七九	〇、四九
干椎茸	八一、七三	三、七七	〇、七七	一、七九	二、七四	一、〇〇
干椎	一四、四九	一、八五	一、六九	六、七一	六、七一	四、三七

其

三

植物性食物の特徴を略擧すれば左の如し

一 植物性食物は、物自躰食物とせらるべきのみならず、これより飲料、酸類を製成することを得るものあり、米麥馬鈴薯等より酒製を製し、菓實より木酸を得るが如し

二 各種の香辛料及び糖は、大抵植物よりこれを得べし、これ食品の調味を助け、食慾を増進する點に於て、凡て無るべからざるものなり

三 植物性食物は概して肉食に比して滋養分少しと雖も、清涼劑となり、調理を助け、多量の澱粉質を有し、且價格低廉にして新鮮のものを得易き利益あり

四 植物性食品は肉食に比し大概不消化なりと雖も、調理の如何によりては消化性を増進す、豆腐の如きは豆に比して大に消化宜しきものなり

五 純菜食は完全の食物にあらず、されども菜食は決して廢すべからず、邦人の如く千餘年來の習慣を有するものは、殊に然りとす

(三) 魚肉 魚肉は本邦に於て主要の食物とせらる、これ牧畜時代を経ざる國民の動物性の食物といへば環圍せる海上より、魚を撈して之を食餌とするより他に方なかりしに因せるなるべし、然も魚肉は、食物として好良なること、獸鳥肉に次ぐべきものなり、唯その鳥獸肉との差は、種類によりて脂肪量の非常に差あることなり、鰻の如きは多く脂肪を有すれども、比目魚の如きは太だ少量なり、又大口魚は肝臟の一部にのみ之を有す、スミツス氏の計算によれば、英國産の白魚の脂肪量は百分中二、九〇にして、同じ鮭魚は五、五〇なりといふ、これ已に一倍以上の差なり、本邦産

はこれに比して更に其差大なり、即ち鹽鮭が百分中三、一四の脂肪量を有するに拘はらず、白魚は僅に〇、三〇を有するに過ぎず

魚肉は獸肉に比して消化し易き如しと雖も、その實は必ずしも然らず、大澤博士の研究によれば、その消化率の比較は左の如し

	乾物消化量	蛋白質同上	脂肪同上	灰分同上
牛 肉	九四、九	九七、九	七五、二	九一、三
鱒 肉	九六、三	九七、九	九四、一	九一、四
鮭 肉	九六、九	九八、〇	九四、一	八四、八
干 鮭	九三、一	九三、二	八一、四	八七、八
鮭 餅	九五、一	九五、五	二〇、〇	八七、八

次には、チツデン、デン氏及びカミンス氏の比較消化率を掲ぐべし、この計算は、魚肉を一種の消化液中に浸し、或る時間を定めてそのペプトンの成生量を査定したるものなり、故に實際の消化試験にあらざれば、直に引いて之を法とすること能はざれども、大體に於て甚だしき相違なかるべし、この定率は、煮沸したる牛肉の消化量を百として計算せり

	牛 肉	鱒 肉	鮭 肉	干 鮭	鮭 餅
消化率	一〇〇、〇〇	九四、〇〇	九二、一五	九二、一五	九二、一五
蛋白質	全	全	あ	あ	あ
脂肪	同上	同上	ら	ら	ら
灰分	九〇、〇九	八七、三二	九四、七八	九四、七八	九四、七八

仔羊肉	八七、九三	全上	八四、〇一
雞肉(白色)	八六、七二	全上	八〇、九九
雞肉(暗色)	八四、四二	全上	七二、四九
ひらめ	九七、二五	鱈の一種	九二、二九
鱈	八四、〇一	おひよふ	八一、六五
全上	七一、七六	ほうぼうの一種	七八、〇三
鱈	七八、四五	全上	九二、二九
大口魚	七二、三九	全上	八九、八〇
全上	八二、五〇	全上	七八、四五
鰻	七一、八二	吉魚	八六、二四
べら	八八、一三	蝶魚	八五、六七
てんづく鯛	八八、六九	全上	八五、三二
全上	七三、四四	蟹	六六、八九
鯛	八七、〇三	蛙の後足	六七、一三
海鰻(幼)	八七、八一		八〇、四〇
大鰻(雌)	七九、〇六		
全(雄)	六九、一三		
又調理法は大に肉類の消化率に關す、今左にその一例を擧ぐ			
生魚	牛 肉	比目魚	
煮肉	一〇〇、〇〇	七二、一	六六、八
燻肉	八三、四〇	六八、九	六〇、六
燻後沸せしもの	七一、〇〇	九一、三	一〇六、一
	六〇、六〇		

これによれば肉類は一般に煮沸によりてその消化率を減じ煮沸益々長ければ随つてこれを減ずること更に多し、燻煙は牛肉にはその消化率を減ずるも、魚肉は大にこれを加倍す、これ頗る注目すべき現象なり

次には魚類の成分分拆表をあぐ

	水分	蛋白質	脂肪	灰分
鰹脂肪多きもの	七七、九〇	一七、六五	三、〇七	一、三八
全脂肪少きもの	七七、六一	二〇、二八	〇、七五	一、三六
鯛	一〇、六七二	七六、八四四	七、八四〇	四、六一九
松魚	七二、七三	二五、〇六	一一、二一	一、〇〇
鰻	一四、二七	七五、六〇	五、一一	五、〇二
鰻	六九、二四	一八、〇九	一一、五三	一、一四
鮭東京灣産	七三、〇二	一六、八〇	七、九〇	〇、九九
鮭	五八、〇〇	一八、三五	九、二七	一一、四六
全上歐洲産	五三、四八	二二、六八	一一、一九	〇、四四
生鮭米國産	六八、七八	一七、三二	一一、五五	一、三五
燻製歐洲産	五一、四七	二四、六三	一一、八六	一、一七
燻詰米國産	六一、八八	二〇、〇六	一五、七〇	一、三二
鱈	六六、六七	一八、一八	一三、六一	〇、八八
鱈	七〇、二五	二一、三九	六、七二	一、六四
同・鱈詰	七三、一八	二〇、六五	三、三五	一、六三
同鹽蔵品	六三、六五	二二、四五	五、六八	八、二三

鮭 魚 七、八、八六
 香 魚 七、八、九〇
 鱈 魚 七、二、五〇
 全 鱈 七、五、〇〇
 比 目 七、九、二五
 全 鱈 七、一、七五
 鱈 魚 七、七、〇〇
 鱈 魚 一、〇、八五
 鱈 魚 七、五、四三
 鱈 魚 七、五、八八
 鱈 魚 七、六、七二
 鱈 魚 七、九、四六
 鱈 魚 七、七、七〇
 鱈 魚 七、九、三九
 鱈 魚 七、七、三八
 鱈 魚 七、三、三四
 鱈 魚 七、九、一三
 鱈 魚 三、六、七五
 鱈 魚 七、九、九九
 鱈 魚 八、三、〇七
 鱈 魚 八、五、八六
 鱈 魚 七、六、九五
 鱈 魚 七、四、七一

一八、九四
 一七、六六
 二一、一〇
 一六、一〇
 一九、一六
 一五、七九
 一七、〇七
 六八、四四
 二一、九六
 二一、九三
 二一、〇〇
 一七、八六
 一八、六二
 一八、七三
 一八、一二
 二〇、四三
 一八、三五
 三、八、八二
 一八、〇九
 一三、二四
 一三、〇七
 二一、〇三
 一七、九五

〇、八三
 一、八九
 四、四八
 二、八七
 〇、四七
 一〇、六四
 四、五一
 一三、八六
 一、四五
 〇、七四
 〇、七五
 一、四五
 二五、九
 〇、三〇
 三、三〇
 四、七八
 〇、五〇
 三、七三
 〇、六〇
 二、八三
 〇、一二
 〇、四五
 六、二〇

一、三七
 一、五五
 一、五二
 六、〇三
 一、一二
 一、八二
 一、四二
 六、八五
 一、一六
 一、四五
 一、五三
 一、二三
 一、〇九
 一、五八
 一、二〇
 一、四五
 二、〇二
 二、〇七
 一、三二
 〇、八六
 〇、九五
 一、五七
 一、一四

針 魚 五、六、八五
 い 魚 七、八、二四
 校 魚 七、八、六五
 鮎 魚 七、九、〇四
 泥 魚 七、七、三二
 鮫 魚 七、三、五九
 あ 魚 八、一、五二
 い 魚 七、六、七五
 な 魚 七、二、六〇
 ぼ 魚 七、八、八九
 牛 魚 八、一、五一
 あ 魚 八、〇、〇八
 海 魚 六、六、三四
 飛 魚 五、四、七一
 鱈 魚 七、七、六六
 鱈 魚 四、四、五一
 し 魚 三、六、八
 田 魚 七、二、四九
 海 魚 七、七、一六
 は 魚 七、〇、三七
 蒲 魚 七、〇、三七

三九、一八
 一九、六二
 一七、九九
 一八、三五
 一八、四三
 二四、八二
 一七、一四
 二〇、九〇
 二一、九七
 一九、六六
 一六、七三
 一七、一四
 二二、四七
 二九、一八
 二〇、六四
 四九、六二
 六九、二五
 八、八四
 六、九三
 二〇、八九

一、六〇
 〇、八〇
 二、一一
 一、四一
 二、六九
 〇、五〇
 〇、三三
 〇、三八
 一、一〇
 四、二七
 〇、三四
 〇、六〇
 一、七六
 〇、五四
 六、二〇
 一、二
 二、〇七
 二一、七六
 二、六九
 一三、七八
 〇、〇七

二、三七
 一、三四
 一、二五
 一、二〇
 一、五六
 一、〇九
 〇、九八
 一、二五
 一、一七
 一、一七
 一、一一
 一、〇三
 九、六六
 九、九一
 〇、四五
 三、八〇
 五、三一
 一五、九九
 二、一三
 二、四三

以下軟体魚族、貝類、及鯨族の一二を挙ぐ
 以上は主として衛生試験所の分析表によれり

品名	水分	蛋白質	脂肪	灰分
鳥 賊	七八、九一	一九、一二	〇、五六	一、四一
鰻 魚	二一、〇八	六九、五三	三、二二	六、一七
乾 魚	一八、八三	七三、一四	一、二八	六、七五
牡蠣 本邦産	八九、九八	八、四五	〇、八九	〇、七七
同 外國産	八〇、三九	一四、〇一	一、五二	二、七〇
本邦産 鱈 詰	七七、八四	一三、三五	三、一四	一、二四
鮑 魚	七三、〇〇	二四、五八	〇、四四	一、九八
文 蛤	八四、一二	一三、一九	〇、八一	一、八八
蜆 貝	八四、〇七	一三、二〇	〇、七七	一、九六
赤 貝	七九、五七	一八、四〇	〇、八四	一、一九
馬 鹿 貝	八二、〇四	一五、七九	〇、四五	一、七二
貝 柱	八六、一六	一一、〇八	〇、五六	二、三〇
田 螺	八〇、三七	一八、〇九	〇、二二	一、三二
海 鼠	七五、七七	一九、一〇	〇、五五	四、五九
龍 蝦	七二、四九	八、八四	二、六九	一五、九九
龍 蝦	七六、二九	二一、五二	〇、四二	一、七七
綠 蝦	七八、四四	一九、五〇	〇、七八	一、一三
鱈 魚 肉	六三、二六	二九、一六	三、六五	四、七九

(四) 鳥肉 鳥肉は食料として左の如き特色あり
 一 鳥肉は肉食鳥劣り、菜食鳥勝る、家禽の如きも魚肉を興ふるときは、その味劣悪となるべし

- 二 鳥肉はこれを獸肉に比すれば、蛋白質量に大差なしと雖も、脂肪は太だ少し、灰分も亦少量なり
- 三 鳥の脂肪は、肉部及び皮下に有すれども、纖維及び肉の汁液中には極めて少量なり、又一種の香味ありて、この香味は歐洲人の好む所とならず
- 四 鳥肉の消化は、家禽よく野禽悪し、故に家禽なれば、撲殺と共に食するを可とすれども、野禽は若干の時間これを放置し、肉の分解作用を始めたる時に於て食すべし
- 五 鳥肉は食物によりて其香味に優劣あり、家禽の如きは全く飼養法の如何によりて、味の高低頗る差あり、又好んで惡蟲を食ふ白鳥、ひしくひ、山鳥、雉の如きは、期節によりて食せざるを可とす
- 六 鳥肉は雌美にして、雄は劣れり、これ家禽野禽を通じてのことなり、又凡て家禽の肉は嫩にして軟なり
- 七 鳥類の血液は、他の赤血動物のそれに比して概して鐵分の含量少し、又磷酸は頗る多量にして、獸肉の三倍に當る

鳥肉の分析表を左に擧ぐ